

## 【風水害等災害対策編】



## 風水害等災害対策編 目次

### 第1章 総 則

第1節	計画の目的と構成	- 1 -
第2節	各機関の役割と業務大綱	- 6 -
第3節	岩沼市の概況	- 15 -
第4節	災害の想定	- 17 -

### 第2章 災害予防対策

第1節	風水害等に強いまちづくり	- 18 -
第2節	都市の防災対策	- 28 -
第3節	建築物等の予防対策	- 29 -
第4節	ライフライン施設等の予防対策	- 30 -
第5節	防災知識の普及	- 35 -
第6節	防災訓練の実施	- 42 -
第7節	地域における防災体制	- 45 -
第8節	ボランティアのコーディネート	- 49 -
第9節	企業等の防災対策の推進	- 53 -
第10節	情報通信網の整備	- 56 -
第11節	職員の配備体制	- 59 -
第12節	防災拠点等の整備・充実	- 62 -
第13節	相互応援体制の整備	- 65 -
第14節	受援体制の整備	- 68 -
第15節	医療救護体制の整備	- 71 -
第16節	緊急輸送体制の整備	- 74 -
第17節	避難対策	- 77 -
第18節	避難受入れ対策	- 86 -
第19節	食料、飲料水及び生活物資の確保	- 93 -
第20節	要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	- 96 -
第21節	複合災害対策	- 103 -
第22節	災害廃棄物対策	- 105 -
第23節	災害種別毎予防対策	- 106 -

### 第3章 災害応急対策

第1節	防災活動体制	- 118 -
第2節	防災気象情報の伝達	- 126 -
第3節	情報の収集・伝達	- 132 -
第4節	通信・放送施設の確保	- 137 -

第5節 災害広報活動.....	- 142 -
第6節 警戒活動.....	- 146 -
第7節 相互応援活動.....	- 148 -
第8節 災害救助法の適用.....	- 152 -
第9節 自衛隊の災害派遣.....	- 155 -
第10節 救急・救助活動.....	- 160 -
第11節 医療救護活動.....	- 163 -
第12節 交通・輸送活動.....	- 169 -
第13節 ヘリコプターの活動.....	- 176 -
第14節 避難活動.....	- 178 -
第15節 応急仮設住宅等の確保.....	- 195 -
第16節 相談活動.....	- 201 -
第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動.....	- 203 -
第18節 ペット等の収容対策.....	- 207 -
第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動.....	- 209 -
第20節 防疫・保健衛生活動.....	- 218 -
第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬.....	- 221 -
第22節 災害廃棄物処理活動.....	- 224 -
第23節 社会秩序の維持活動.....	- 227 -
第24節 教育活動等.....	- 229 -
第25節 防災資機材及び労働力の確保.....	- 234 -
第26節 公共土木施設等の応急対策.....	- 237 -
第27節 ライフライン施設等の応急復旧.....	- 240 -
第28節 農林業の応急対策.....	- 244 -
第29節 二次災害・複合災害防止対策.....	- 246 -
第30節 応急公用負担等の実施.....	- 248 -
第31節 ボランティア活動.....	- 251 -
第32節 災害種別毎応急対策.....	- 253 -

#### 第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画.....	- 265 -
第2節 生活再建支援.....	- 269 -
第3節 住宅復旧支援.....	- 274 -
第4節 産業復興の支援.....	- 276 -
第5節 社会基盤の復旧・復興対策.....	- 277 -
第6節 義援金の受入れ・配分.....	- 279 -
第7節 激甚災害の指定.....	- 280 -
第8節 災害対応の検証.....	- 282 -

#### 第5章 水防計画

第1節 総則.....	- 284 -
-------------	---------

第2節 災害予防対策 .....	- 285 -
第3節 災害応急対策 .....	- 288 -

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的と構成

### 第1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、岩沼市、宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市域、市民等の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減することを目的とする。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

### 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定により、「岩沼市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、岩沼市防災会議が作成する計画であり、岩沼市（以下「市」という。）における防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市では、災害の特殊性を踏まえ、市民等が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担された防災協働社会の形成による減災の観点に立ち、防災対策を推進する。

さらに、防災関係機関の間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

### 第3 計画の修正

この計画は、法第42条の規定により毎年検討を加え、必要に応じて修正を行い、風水害等の防災対策の確立に万全を期する。

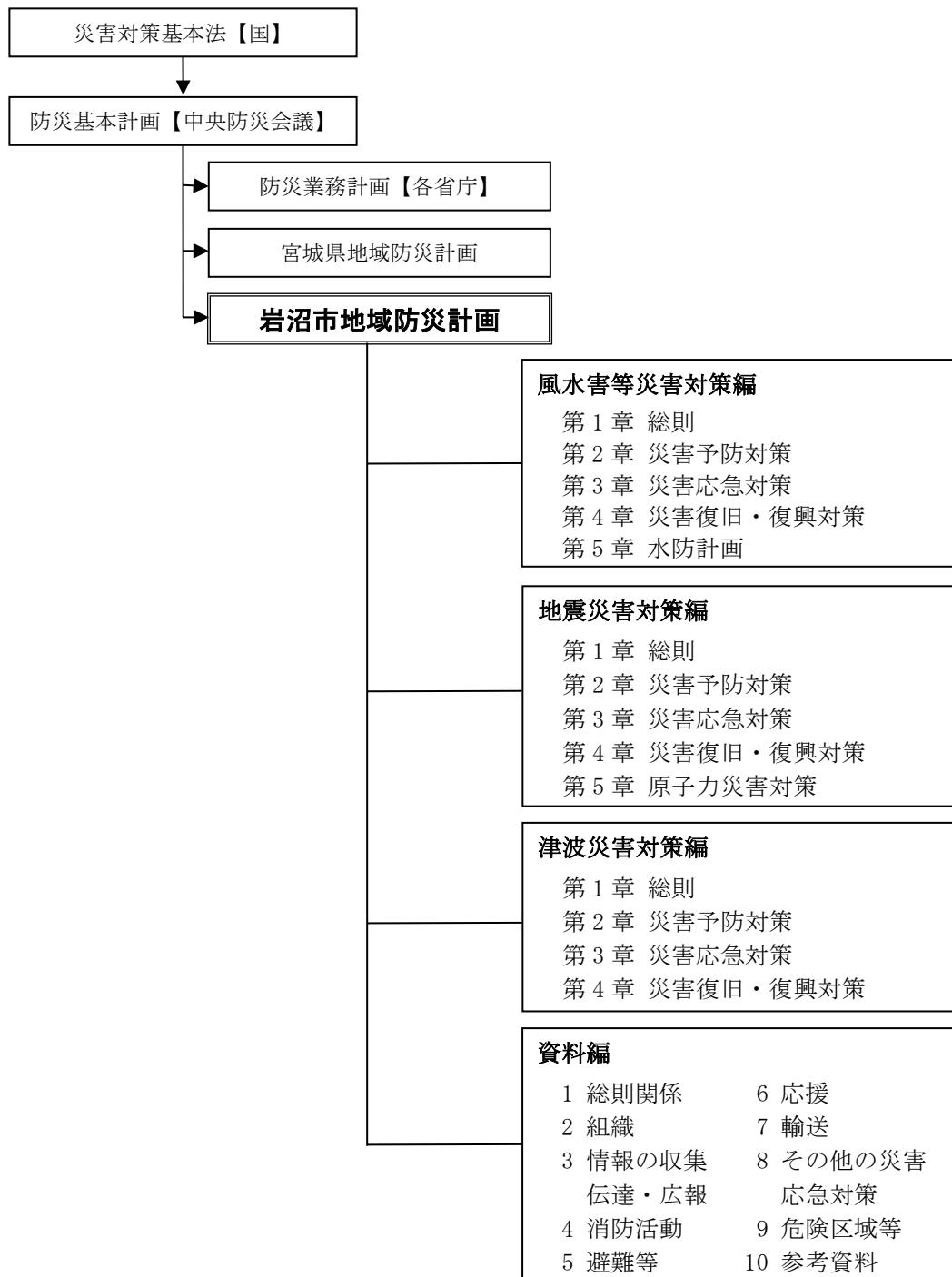
### 第4 計画の構成

1. 本地域防災計画は、本編と資料編で構成する。
2. 本編の構成は、次のとおりとする。

## 【風水害等災害対策編】

第1章 総則 第1節 計画の目的と構成

### 【計画の位置付け・構成（各編共通）】



## 第5 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、市域全体のインフラ強化、市民等の自助・共助力の発揮、市の業務継続力の強化等による災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市等が総力を結集して、市勢の復興とさらなる発展を目指す。

## 1. 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、大災害を想定した防災体制の確立を図るとともに、そのような最大クラスの災害に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。

そのため、市は、ハード対策によって被害をできるだけ軽減するとともに、ハード対策で防ぎきれない災害に対しては、防災教育や迅速な避難の徹底等、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

## 2. 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するための措置

災害による被害を軽減するためには、災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。

そのため、市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図る等、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や研修の充実、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

## 3. 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定を超える大規模災害が起きても、防災関係機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、市は、近隣自治体のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結等により、広域応援について円滑に実施できる体制を構築するとともに、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

## 4. 被災者等への適時・的確な情報伝達

市は、大規模災害時において、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、被害状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等を、正確かつ分かりやすく速やかに公表、伝達するよう努める。

## 5. 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に市民等の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、市民、事業者等自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、それを市も後押しすることが重要である。

そのため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」という意識の徹底や地域の災害リスクとるべき避難行動等につい

ての理解促進、市民、事業者等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

## 6. 二次災害の防止

大規模災害時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

これを防止するため、市は、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等及び二次災害を防止するための国土保全施設等の整備を推進する。

また、被災者の生活での二次災害を防ぐため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

## 7. 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模災害時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、処理計画の策定や広域処理体制の確立に努める。

## 8. 要配慮者への対応

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持等、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、市は、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等において、必要な対策を講じる。

また、被災者の年齢、性別、疾病、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズ等への適切な対応に努める。

## 9. 携帯電話・インターネット等の活用とその耐災化、多重化

市は、大規模災害時における情報通信の重要性を踏まえ、緊急速報メール等が有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難情報を伝達する等、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る。

また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用等、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

## 10. 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、同時又は連続して起こり得る災害、ある災害によって起こりやすくなる災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えが必要である。

そのため、市は、複数の災害が同時又は連続して発生することによって全体としての被害を大きくする可能性を意識し、より厳しい事態を想定した対策を考慮しておく。

## 11. 多様な主体の参画による防災体制の確立

市は、多様な視点を反映した地域の防災力向上を図るため、岩沼市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制の確立を推進する。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について府内及び避難所等における連絡調整を行う。

## 12. 迅速かつ円滑な復旧・復興

市は、被災地の復旧・復興について、被災者の生活再建や事業者の事業復旧を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

## 第6 計画の習熟等

市は、本地域防災計画の内容について、防災関係機関、その他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、市民等にも広く周知するよう努める。

さらに、市は、平常時から職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本地域防災計画及びこの計画に関連する他の計画についての職員の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高める。

## 第2節 各機関の役割と業務大綱

---

### 第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく。

また、防災関係機関が処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等災害防止のため相互に協力する。

### 第2 組織

#### 1. 防災会議

岩沼市防災会議は、市長を会長として法第16条第6項の規定に基づき、岩沼市防災会議条例（昭和38年条例第17号）に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本市における防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、市域に係る防災に関する重要事項を審議すること等を所掌事務とする。

#### 2. 災害対策本部等

市は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、防災の推進を図るため必要があると認めるとき、法第23条の2の規定に基づく岩沼市災害対策本部及び各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、災害被害が大きい地域の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

### 第3 各機関の役割

#### 1. 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2. 宮城県及び県の地方機関

宮城県（以下「県」という。）は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

#### 3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導及び助言する。

#### 4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

#### 5. 公共的団体

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、市及びその他の防災関係機関の防災活動に協力する。

#### 6. 市民

- (1) 市民一人ひとりは、「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」ということを基本に、風水害等に関する知識や平素の心得等、平常時から地域、家庭、職場等で災害から身を守るために、積極的な取組に努める。
- (2) 3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。
- (3) 自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力等、それぞれの立場において防災、減災に寄与するよう努める。
- (4) 過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。

#### 7. 企業等

企業等は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化等に加え、被害を受けた場合でも重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）の策定・運用により、対応事業の手順の整備、不可欠な資源の確保、取引先とのサプライチェーンの確保を行う等、事業継続力の向上に努める。

また、災害発生時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時からの積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。

### 第4 処理すべき業務の大綱

市及び防災関係機関は、防災に関し密接な関係を有し、その処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

## 1. 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
岩沼市	<p>1 岩沼市防災会議及び岩沼市災害対策本部に関する事務</p> <p>2 防災に関する組織の整備及び自主防災組織の育成・指導</p> <p>3 防災に関する施設・設備の整備</p> <p>4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施</p> <p>5 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び宮城県災害対策本部に対する報告</p> <p>6 避難情報の発令及び指定避難所等の開設</p> <p>7 避難対策、消防・水防活動等の防災対策の実施</p> <p>8 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助</p> <p>9 水、食料その他物資の備蓄及び確保</p> <p>10 清掃、廃棄物の処理、防疫</p> <p>11 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策</p> <p>12 公立保育所・私立保育園等、小・中学校の応急教育対策</p> <p>13 自主防災組織及びボランティアによる防災活動の環境整備</p> <p>14 被災宅地危険度判定業務に関する事務</p> <p>15 その他災害発生の防御又は拡大防止のための応急措置</p>
あぶくま消防本部 (岩沼消防署を含む)	<p>1 水害・火災その他災害の予防活動</p> <p>2 災害情報の収集、伝達</p> <p>3 消防施設の整備、点検管理</p> <p>4 警戒活動</p> <p>5 消防活動</p> <p>6 水防活動</p> <p>7 救急、救護活動</p>
岩沼市消防団	<p>1 水害・火災その他災害の予防活動</p> <p>2 災害情報の収集、伝達</p> <p>3 消防施設の整備、点検等管理</p> <p>4 警戒活動</p> <p>5 消防活動</p> <p>6 水防活動</p> <p>7 市民等の避難誘導及び避難所の管理</p>
岩沼市教育委員会	<p>1 市立学校設備等の災害対策</p> <p>2 市立学校等の児童及び生徒の安全対策</p> <p>3 市立学校等の教育活動の応急対策</p> <p>4 社会教育・社会体育施設等所管施設の災害対策</p>

## 2. 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮城県警察 (岩沼警察署)	1 災害情報の収集、伝達 2 被災者の救出及び救助 3 行方不明者の捜索 4 死体の検視・調査 5 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の確保 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持 7 避難誘導及び避難場所の警戒 8 危険箇所の警戒 9 災害警備に関する広報活動

## 3. 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
宮城県	1 宮城県防災会議の事務及び宮城県災害対策本部の事務 2 防災に関する施設・設備の整備 3 通信体制の整備・強化 4 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施 5 情報の収集・伝達及び広報 6 自衛隊への災害派遣要請 7 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進 8 公共施設等の防災措置及び災害復旧事業の計画・実施 9 交通及び緊急輸送の確保 10 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救援 11 火薬類・高压ガス・危険物施設等の保安対策及び被害の拡大防止のための応急対策 12 保健衛生、文教対策 13 自主防災組織及びボランティアによる防災活動の環境整備 14 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整 15 被災宅地危険度判定業務に関する支援 16 その他災害発生の防御又は拡大防止のための応急措置

#### 4. 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北地方整備局 仙台河川国道事務所 (岩沼出張所)	1 阿武隈川下流の改修、維持修繕その他の管理（阿武隈大堰含む） 2 阿武隈川下流の洪水予報、水防警報の伝達等の水防に関すること 3 阿武隈川下流の災害応急復旧工事の実施
東北地方整備局 仙台河川国道事務所 (岩沼国道維持出張所)	1 一般国道、指定区間の維持修繕工事、除雪等による維持及びその他の管理 2 一般国道及び指定区間の災害応急復旧工事の実施 3 一般国道及び指定区間の交通確保
東北農政局 (企画調整室)	1 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導 2 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導 3 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導 4 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導 5 土地改良機械の貸付及び指導 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
国土交通省 東京航空局 (仙台空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置 2 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用
東北森林管理局 (仙台森林管理署)	1 山火事防止対策 2 災害時復旧用材（国有林材）の供給 3 林道の適正な管理
仙台管区気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
宮城海上保安部	1 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること 2 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること 3 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
	4 海上交通安全の確保に関すること並びに国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力
東北地方環境事務所	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施・支援 3 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等に基づく検査・指示 4 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整 5 愛玩動物の救護活動状況を把握し、関係機関との連絡調整や支援要請等を行うとともに、救護支援を実施

## 5. 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 (陸上自衛隊第22即応機動連隊・第2施設団)	1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動 2 災害時における応急復旧活動 3 災害時における応急医療・救護活動

## 6. 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療救護 2 救援物資の備蓄及び配分 3 災害時の血液製剤の供給 4 義援金の受付 5 その他応急対応に必要な業務
東日本電信電話株式会社 宮城事業部	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、防災関係機関との連携
KDDI 株式会社 株式会社 NTT ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1 電気通信設備の整備、災害防止及び復旧 2 災害時における通信の確保 3 電気通信設備の復旧

## 【風水害等災害対策編】

## 第1章 総則 第2節 各機関の役割と業務大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北電力株式会社 岩沼電力センター 東北電力ネットワーク 株式会社宮城支店	1 電力供給施設の防災対策 2 災害時における電力供給の確保
日本郵便株式会社 東北支社 岩沼郵便局	1 災害時における業務運営の確保 2 災害時における事業に係る災害特別事務取扱い
日本通運株式会社 仙台支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時における応急輸送対策
東日本高速道路株式会社 東北支社	1 高速道路等の維持管理 2 高速道路等の交通確保 3 災害時における情報収集及び伝達 4 災害復旧工事の実施
東日本旅客鉄道株式会社 (岩沼駅)	1 鉄道施設の整備保全 2 災害復旧工事の実施 3 全列車の運転中止手配措置 4 人命救助 5 被災箇所の調査、把握 6 抑止列車に伴う乗客代行輸送の確保 7 旅客の給食確保 8 通信網の確保 9 鉄道施設の復旧保全 10 救援物資及び輸送の確保 11 列車運行の広報活動

## 7. 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人 宮城県バス協会	1 災害時における緊急避難輸送確保 2 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達
公益社団法人 宮城県 トラック 協会 仙南支部	災害時における緊急物資のトラック輸送確保
一般社団法人 宮城県 LP ガス協会	液化石油ガスの災害防止及び災害時における液化石油ガスの供給確保

## 8. 公共的機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 岩沼市医師会	災害時における救護所での医療救護活動
一般社団法人 岩沼歯科医師会	1 避難所における歯科医療救護活動 2 行方不明者の身元確認
一般社団法人 岩沼薬剤師会	災害時における医薬品の管理と供給
株式会社 エフエムいわぬま	災害情報等の放送
名取土地改良区	水路、水門、用水池、排水機場等の防災管理
農業協同組合	1 農作物等の被害調査及び営農指導 2 被災組合員に対する融資並びに資材のあっせん
岩沼市商工会	1 災害時における商店等の被害調査 2 被災者の生活を確保するため物資のあっせん 3 中小企業等の災害復興資金の確保及び指導
亘理名取共立衛生処理 組合	1 災害時におけるし尿の収集処理 2 災害時におけるごみの収集処理
市民バス委託業者	避難者等の緊急輸送への協力
岩沼市社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアセンターの設置及び被災者ニーズの把握 2 ボランティアの募集及び関係団体の育成支援 3 ボランティア団体等のネットワーク構築 4 災害義援金及び義援物資の募集
自主防災組織 町内会・自治会	1 防災に関する知識の普及 2 災害予防に関する知識の普及

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3 災害時における地域での共助の実践 4 防災訓練の実施

## 第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 第3節 岩沼市の概況

### 第1 市の地理的、社会的特徴

#### 1. 地形

市は、県南東部、東経  $140^{\circ} 52' 12''$ 、北緯  $38^{\circ} 06' 16''$ （本庁所在地）に位置し、東西約13km、南北約10km、面積は  $60.45 \text{ km}^2$  であり、西に高館丘陵、東は太平洋に、南を阿武隈川に接している。市域の大半は平地であり、西部の丘陵地帯においても高い山は見受けられない。

#### 2. 隣接市町

西：柴田郡村田町、柴田郡柴田町

南：亘理郡亘理町

北：名取市



#### 3. 地形地質の概要

市は、奥羽山脈の東方に位置し、西に高館丘陵、東は太平洋に、南を阿武隈川に接している。市域の大半は平地であり、西部の丘陵地帯においても高い山は見受けられない。阿武隈川に接しているために水利の便はよく、平地には田園地帯が広がっている。阿武隈川は水運、農業、生活用水、近年では工業用水としても古くから流域の経済文化を育んできた。その反面、たびたび氾濫を引き起こし、大被害を与えてきた。

市街地は JR 岩沼駅を中心として、その周辺に水田が広がり、市街化が丘陵地帯にも及んでいる。

市の位置する仙南地域は県内でも稀にみる泥炭地帯である。泥炭地は後背湿地や氾濫原等の低地に分布しており、主に水田として利用されている。泥炭はスポンジ状で大量の粘土や水分を含み、地表は湿潤で弾力に富み、地盤条件は極めて悪い。

#### 4. 気候

市の令和4年度の平均気温は  $13.2^{\circ}\text{C}$ 、平均風速  $2.4\text{m}$ 、年間降水量は約  $977.0\text{mm}$  で、夏は涼しく、冬は暖かい海洋型の気候で、比較的温和な気候風土に恵まれている。

## 【風水害等災害対策編】

### 第1章 総則 第3節 岩沼市の概況

#### 【気象概況】

平均気温	13.2°C	最高気温	37.6°C
平均湿度	75.2%	最低気温	-4.5°C
降水量	977.0mm	月間最大降水量	210.5mm
平均風速	2.4m/s	最大風速	23.6m/s

資料：令和4年度版岩沼市統計書

## 5. 人口・世帯分布等

人口	44,068人（男 21,684人、女 22,384人）
世帯数	17,251世帯
年齢区分	15歳未満 5,840人(13.4%) 15~64歳 26,065人(59.7%) 65歳以上 11,755人(26.9%) ※不詳 408人 ※構成比は、不詳を差し引いた人数に対する比
外国人数	375人
平均年齢	46.2歳（男 44.6歳、女 47.7歳）
人口集中地区	32,931人
人口密度	729.0人/km <sup>2</sup>

資料：令和4年度版岩沼市統計書

## 6. 道路の位置等

市の中央部に国道4号、国道6号、西部に主要地方道仙台岩沼線、東部に主要地方道塩釜亘理線、仙台東部道路が南北に延びており、これらの路線を連絡・連結するように主要地方道岩沼蔵王線、県道岩沼海浜緑地線、二木大通り線、朝日竹の里線等が東西に伸びている。

また、仙台東部自動車道岩沼インターチェンジが立地し、交通の要衝をなしている。

## 7. 鉄道、空港の位置等

鉄道は東北本線、常磐線が南北に延びており、市中心の岩沼駅から仙台駅までは20分程度の距離である。東部には、東北地方における空の玄関口となっている仙台空港が所在する。

## 第4節 災害の想定

### 第1 災害の想定

一般災害は、その発生原因により、①異常な自然現象を原因とする暴風雨、洪水、豪雪、噴火、地震、冷害、干害、霜害、旋風、地すべり、山崩れ、崖崩れ、土地隆起、土地沈下等の災害と、②人為的な原因により生ずる大規模な火災、爆発、航空機の墜落、極端な雑踏、放射性物質の大量放出等が挙げられる。

本市では、台風による風水害や近年の異常気象による豪雨等による浸水害、土砂災害等が発生している。

また、仙台管区気象台によると、全国的な傾向と同様に、宮城県の気温も上昇を続けており、1927（昭和2）年から2020（令和2）年までの観測データ（仙台）によると、100年当たり約2.5°Cの割合で上昇している。雨の降り方についても、1時間に30mm以上の短時間強雨が降る回数が長期的に増加しており、極端な降り方となっている。

これら、市の自然条件及び社会条件等の地域特性並びに既往災害から明らかとなった被害特性を踏まえた上で、風水害等による被害の態様を次のように想定する。

#### 1. 風水害

集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする風水害の被害が多く、過去の事例を見ても例外ではない。風水害における河川やため池等の水防上重要な地点が存在し、これら洪水、土砂災害、河川等の氾濫による住宅・農地等への被害を想定する。

また、これらにより、交通の遮断及び感染症のまん延等、二次的被害についても留意する。

#### 2. 火山噴火災害

噴火に伴って発生し、市民の生命に危険を及ぼす火山現象（火山灰）の発生やその拡大に留意する。

#### 3. 大火災、事故等

木造住宅の密集地、消防自動車進入困難地域、危険物等による火災延焼の危険性を想定する。また、大規模な交通事故、航空機事故、毒劇物、特殊化学薬品の事故等における被害を想定する。

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 風水害等に強いまちづくり

#### 第1 風水害等に強いまちづくり 【危機管理課、産業振興課、土木課、 都市計画課、河川管理者】

##### 1. 風水害等に強いまちの形成

- (1) 県及び市は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な土地利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。
- (2) 県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。  
特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- (3) 県及び市は、指定避難所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて、防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- (4) 県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて移転等も促進するなど、風水害等に強い土地利用の推進に努めるとともに、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの情報発信に努める。

##### 2. 災害危険区域の指定等

県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域の災害を未然に防止するための災害危険区域を指定するとともに、市は、結果に基づき、必要な措置を講じる。

なお、県は、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置等、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

##### 3. 予測、観測の充実・強化等

国、県及び市は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図る。

#### 4. 生活防災緊急対策

県及び市は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関する施設に対する土砂災害対策を重点的に実施するなど、生活防災緊急対策を推進する。

#### 5. 所有者不明土地の利活用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

### 第2 水害予防対策 【危機管理課、産業振興課、土木課、河川管理者】

#### 1. 目的

国、県及び市は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路における洪水等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

#### 2. 現況

##### (1) 河川

市の南端には一級河川である阿武隈川が流下し、その他市域を東西に横切るように、志賀沢川等の小河川が流下している。河川の特徴として、阿武隈川は、福島県境の山地峡谷を経て県の低地帯を流下し、雨期における増水が甚だしく、また、他の小河川は、西部丘陵から直接低地帯に流入する、いわゆる中流のない河川で、雨期には増水、氾濫の危険を伴う特性を有している。

出水の原因は、融雪によるものは極めてまれで、小洪水程度にとどまり、ほとんどは大雨によるものである。豪雨は、台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

##### (2) ため池

ため池は、用水の機能と併せて防災機能を有する。洪水時には決壊等により被害が発生するおそれがあることから、市は、平常時から点検を行い、必要に応じて、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

##### (3) 農業用河川工作物

河川には樋門、水門等農業用水施設が設置されている。これらの河川工作物の中には、河川法（昭和39年法律第167号）の制定以前から設けられているものが多くある。

洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、市は、県等と連携を図りながら、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

#### 3. 市土保全事業の施行

市は、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による災害予防対策を実施する。その場合は、環境や景観にも配慮する。

##### (1) 河川改修事業

河川管理者は、洪水、高潮等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川

の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業を実施する。

なお、過去の水害実績等を踏まえ、阿武隈川ほか中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者が連携し、効果的な治水対策に努める。

また、河川管理者は、災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

#### (2) ため池等整備事業

##### ア ため池整備事業

市は、農業用水源確保に加え破堤防止の目的で、県と連携を図りながら、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について、早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。

##### イ 農業用河川工作物応急対策事業

構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。

#### (3) 都市型水害の浸水対策

市は、雨水調整池について、点検や補修等を行い適切に管理するとともに、市民等に補助事業等の周知及び利用を促進し、一般住宅における雨水貯留タンク等の普及を図る。

### 4. 河川の維持管理

#### (1) 河川・海岸パトロールの実施

河川管理者は、水防警報区間・重要水防箇所等水防上重要な河川管理施設、海岸保全施設及び占用工作物の点検等河川・海岸パトロールを定期的・重点的に実施し、河川及び海岸の管理に万全を期す。

#### (2) 河川管理施設の管理

河川管理者は、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設による被害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底する。

#### (3) 水質事故対策

東北地方整備局、県及び市は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じる。

### 5. 気象、水象等の観測

市は、災害時はもとより、平常時から岩沼消防署の気象観測装置、東北地方整備局が提供する五間堀川浸水情報システム、仙台管区気象台の防災情報提供システム等から常に情報を入手し、適切な対応に努める。

### 6. 浸水想定区域の指定

#### (1) 浸水想定区域

阿武隈川水系阿武隈川下流（宮城県側）は、平成14年4月30日に国土交通省から浸水

想定区域に指定されている。

また、名取川水系の増田川、阿武隈川水系の志賀沢川及び五間堀川は、平成30年5月29日に、名取川水系の川内沢川及び川内沢放水路は令和5年5月30日に、県から浸水想定区域にそれぞれ指定されている。

県及び市は、東北地方整備局の協力を得て、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の市民等への提供に努める。

なお、市長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

#### (2) 本地域防災計画への記載事項

ア 市は、浸水想定区域内に、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認めるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛隊組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

イ 市は、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について、市民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

## 7. 農地防災対策及び農地保全対策

市は県と連携し、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

また、市は、農業用ため池について、県及び施設管理者と調整の上、防災重点農業用ため池の決壊時のハザードマップを作成し、市民等への適切な情報提供を図るよう努める。

## 第3 高潮、波浪等災害予防対策 【産業振興課、海岸管理者】

### 1. 目的

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定める。

### 2. 高潮、波浪防災対策

国、県及び市は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

### 3. 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、本編 第5章 水防計画に定める。

## 第4 土砂災害予防対策 【危機管理課、土木課、産業振興課】

### 1. 目的

市及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、市民及び事業者に対し、災害の防止について啓発及び指導を行う。

### 2. 土砂災害防止対策の推進

#### (1) 土砂災害危険箇所の調査及び把握

市は、県と連携し、土砂災害危険箇所及び被害が発生するおそれがある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、被害の発生するおそれのある地域を把握するとともに、県が実施する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

#### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条及び第9条の規定に基づき、知事が指定する。

##### ア 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域

##### イ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある区域。

なお、知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、必要な措置を講じる。

#### (3) 土砂災害防止のための啓発活動

市は、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等、被害の発生するおそれがある地域を本地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催等により、継続的に周辺住民に対し周知徹底を図る。

さらに、避難情報の発令等や土砂災害の発生時に求められる市民等の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。

#### (4) 市の役割

市長は、土砂災害の警戒避難体制に関して、あらかじめ次の事項を定めておく。

##### ア 本地域防災計画において定める事項

a 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、市民等からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

b 避難施設その他の避難場所及び避難路、その他の避難経路に関する事項

- c 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - d 警戒区域内に、要配慮者利用施設で土砂災害時にその利用者が円滑かつ迅速な避難確保を図る必要があると認められる場合に、これらの施設の名称及び所在地、並びに当該施設の利用者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
  - e 救助に関する事項
  - f 上記に掲げたものほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項（土砂災害ハザードマップによる）
  - イ 避難情報の発令基準及び発令対象区域
  - ウ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所
  - エ 上記アのbのほか、土砂災害に対して安全な指定避難所の開設・運営体制、指定避難所開設状況の伝達方法
  - オ 上記アのdのほか、土砂災害時の要配慮者関連施設の名称、所在地及び土砂災害に関する情報、気象情報や避難情報の伝達方法、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法
  - カ 土砂災害に係る防災意識の向上方法
- 市長は、本地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じよう努める。

#### (5) 土地利用の適正化

市は、土砂災害特別警戒区域として指定された当該区域について、県が実施する次の措置の円滑な実施に協力する。

- ア 住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ウ 勧告による移転者への融資、資金の確保

### 3. 地すべり等防止事業

#### (1) 地すべり防止工事

大規模な災害により、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、公共施設、農地等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。

このため、市は、国及び県に対して、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の規定に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりの発生するおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するよう働きかけていく。

#### (2) 地すべり危険区域等の市民等への周知

市は、国や県と連携を密にして、地すべり危険箇所の市民等への広報及び啓発活動、警戒態勢の整備等の防災対策を促進する。

#### 4. 急傾斜地崩壊防止施設

##### (1) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止施設の整備については、本来、がけの所有者又は管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難又は不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）の規定に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積等の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。このため、市は、県へ危険度の高い箇所からの早期対策の実施を働きかけていく。

##### (2) 急傾斜地崩壊危険箇所の避難体制等の整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所における警戒・避難体制を整備するとともに、次の対策を行う。

ア　がけ地近接等危険住宅移転事業により、住家の移転を促進する。

イ　広報紙やパンフレット等を活用して、市民等に危険箇所の周知・啓発等を実施する。

#### 5. 砂防設備

##### (1) 砂防設備の整備等

市は、県に対して、荒廃渓流を対象に、ダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止を図るよう働きかけていく。

##### (2) 土石流危険渓流の避難体制等の整備

市は、人的被害防止に重点を置き、周辺住民等を安全な場所に避難させるための体制を整備する。

また、土石流危険渓流、指定避難所及び指定緊急避難場所、避難経路等について、県及び市のホームページ、ハザードマップ等により周知を図る。

#### 6. 治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から市民等の生命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、国、県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫等、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進する。

また、市は、山地の異常発見時の通報体制及び警戒・避難体制の早期確立を図る。

#### 7. 盛土等による災害防止

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法等の各法令に基づき、必要に応じ、新たな規制区域の指定のための基礎調査等を実施し、県は、新たな規制区域を指定する。

また、県及び市は、規制区域内の盛土の許可申請の徹底、撤去命令等の是正指導等を行う。

県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において本地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

## 第5 地盤沈下災害予防対策 【都市計画課、環境課】

### 1. 目的

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、一度沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、県は、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行う。

### 2. 地盤沈下防止対策事業

#### (1) 水準測量調査

県は、市を含む仙台平野地域において地盤沈下が確認された場合、精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測する。

#### (2) 地下水等の採取規制

県は、「宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）」を施行し、地下水の採取について指定地域を定め、規制を行っている。これにより、指定地域内で地下水を採取しようとする者は、新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

### 3. 地盤沈下地域における防災事業の促進等

市は、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするために、開発行為・事前協議段階から建設業者等に対し、適切な工法を用いるよう情報を提供する。

## 第6 風雪害予防対策 【土木課、消防本部】

### 1. 目的

風害及び豪雪に伴う道路交通障害等の雪害を未然に防ぐため、市は、除雪体制の強化、避難体制の整備等、風雪害に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

### 2. 現況

市では、被害が発生する強風や積雪は比較的少ないものの、年に数回、除雪が必要な降雪がある。

### 3. 除雪体制等の整備

市は、豪雪害時における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図り、除雪活動を円滑に実施する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を來すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮する。

## 第7 農林業災害予防対策 【産業振興課、危機管理課】

### 1. 目的

大規模な災害による、農業、畜産業、林業の施設等への被害を最小限に食い止めるため、県、市、各関係機関は、相互に連携を図りながら的確な対応を行う。

### 2. 防災措置

市は、次のとおり災害予防対策を推進する。

#### (1) 農地、農業用施設の災害の防止

農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止等の農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

#### (2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、農道、防火活動拠点となる農村公園、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、次の整備を推進する。

##### ア 避難路や避難地等の確保

###### a 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

###### b 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園の整備

###### c 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

##### イ 消防用施設の確保

防火用水が確保されていない地域での防火用水、防火水槽等の整備

##### ウ 集落の防災設備整備

###### a 老朽ため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等、集落の安全のため必要な施設の整備

###### b 地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

##### エ 災害情報の伝達施設の確保

市民等に対する農業情報の提供及び災害時の情報伝達を行うために必要な防災行政無線等の整備

##### オ 農業気象対策の推進

仙台管区気象台との密接な連携のもと、農業気象観測の整備強化による迅速な災害予報と適切な技術対策の確立

##### カ 病害虫防除対策

農業関係機関・団体との連携のもと、効果的な病害虫駆除についての指導による病害虫の適期、適正防除

## 第8 火山災害予防対策 【危機管理課】

### 1. 目的

火山の噴火その他火山現象による災害時において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市は、防災関係機関と連携を図り、災害予防対策の諸施策を行う。

### 2. 防災事業等の推進

#### (1) 市の防災体制の整備等

市は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づく火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域）には指定されていないものの、「蔵王山」から約20kmの距離と近いことから、火山の特質を考慮しつつ、次の実施に努める。

また、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じた必要な事業等を推進する。

##### ア 降灰対策

市は、火山噴火に伴う降灰による市民の生活等への支障の軽減に努める。

##### イ 避難誘導・支援者等の装備の充実

市は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）を確実に入手するための複数の情報入手手段や、消防団等の避難支援等関係者に退避を指示するための通信手段（移動系無線等）、受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

## 第2節 都市の防災対策

---

### 第1 目的

市は、火災の拡大予防や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建物の不燃化を促進する。

### 第2 市街地再開発事業等の推進 【都市計画課】

市は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定に基づく市街地再開発事業により、老朽化した木造建築物等の密集した地区等の不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に行い、防災性の高い安全で安心な都市空間の創造を推進する。

### 第3 土地区画整理事業の推進 【都市計画課】

県は、地区画整理事業（昭和29年法律第119号）の規定に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、地区画整理事業による市街地の整備について、市を指導する。

なお、防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、市は、他の防災対策を含む本地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

### 第4 公園施設等 【都市計画課】

市は、避難路、指定緊急避難場所、防災活動拠点ともなる公園等の整備促進及び配置、地域的ネットワークの形成を図る。

また、公園を指定緊急避難場所とする場合は、安全な利用環境を確保する必要があり、岩沼市公園施設長寿命化計画等に基づき、施設の適切な維持管理・更新を行うとともに、必要に応じ、食料等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。

### 第5 市街地の防災機能の強化 【都市計画課、土木課】

市は、災害時における市街地の延焼防止を図るため、都市計画道路の整備や市街地内における不燃化を推進する。

また、未利用地等の有効活用によるオープンスペースの確保等、防災機能の向上を図り、安全安心な市街地の居住環境の形成を図る。

## 第3節 建築物等の予防対策

### 第1 目的

市は、防災上の拠点となる施設について、被害を最小限にとどめるよう事前の予防措置を講じるとともに、一般建築物に対しても浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災等の被害が予想されることから、建物の所有者に対し安全性向上等の啓発を行う。

### 第2 防災事業の実施 【財政課、都市計画課、危機管理課】

#### 1. 浸水等風水害対策

市は、庁舎、消防等の防災機関の施設、学校、公民館等の公共施設が災害時における避難、救護、復旧対策上の重要な役割を担う施設となることから、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性を確保するよう努める。

また、風水害発生時に自力での避難が困難な要配慮者のために、関連する施設を建設する際には2階建て以上にするなど、屋内安全確保による一時避難が可能となるよう配慮する。

#### 2. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、市民等の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建てられた住宅について、市は、相談窓口等を設置し、移転する必要性の啓発等を行う。

### 第3 教育施設等の災害予防 【学校教育課】

学校教育施設は収容人員が多く、十分なオープンスペースを有しており、防災上特に重要と位置付けられることから、市は、建築物の安全性を確保し、災害防止策を推進する。

そのため、学校建築物の新設、増設、改築等に当たっては、安全性確保のため、耐火、耐水性を有する建物とする。

### 第4 一般建築物及び市街地の不燃化促進 【消防本部、都市計画課、危機管理課】

災害に強いまちづくりの一環として、個々の建築物の不燃化を進める必要があり、市及び消防本部は、建築物に応じた防災知識の普及啓発を推進する。

### 第5 文化財の防災対策 【生涯学習課】

市は、国及び県とともに、文化財の現状把握や所有者・関係機関との情報共有、所有者への指導・助言、防火対策・浸水対策に取り組む。また、災害発生時の迅速な被害状況の把握、関係者との連携によるレスキュー活動が行えるよう平常時から取り組むとともに、救出した資料の特性に合わせた応急処置の技術や専門知識の習得に努める。

### 第6 落下物の防止対策 【関係各課】

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

## 第4節 ライフライン施設等の予防対策

### 第1 目的

大規模な災害により、市民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、市民生活の機能が麻痺し、避難や救出活動の応急対策を実施する上で、大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や市民等が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため、浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化、災害時の復旧体制の整備や資機材の備蓄等を進めるなど、大規模災害の被害軽減のための諸施策を実施する。

### 第2 水道施設 【上下水道部】

#### 1. 水道施設の安全性強化

- (1) 市は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、水道施設の重要性・建設改良費用等を考慮し、導水路・浄水施設、送水管・配水幹線及び配水池等の基幹施設及び避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- (2) 市は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 市は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池の緊急遮断弁の設置を計画的に推進する。
- (4) 市は、水道施設の平常時の点検と併せて、地盤の不良箇所等の把握に努める。
- (5) 市は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用発電機等を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。

#### 2. 復旧用資機材の整備

市は、水道施設が被災した場合、直ちに応急対策に着手できるよう、復旧用資機材を計画的に整備する。

#### 3. 管路図等の整備

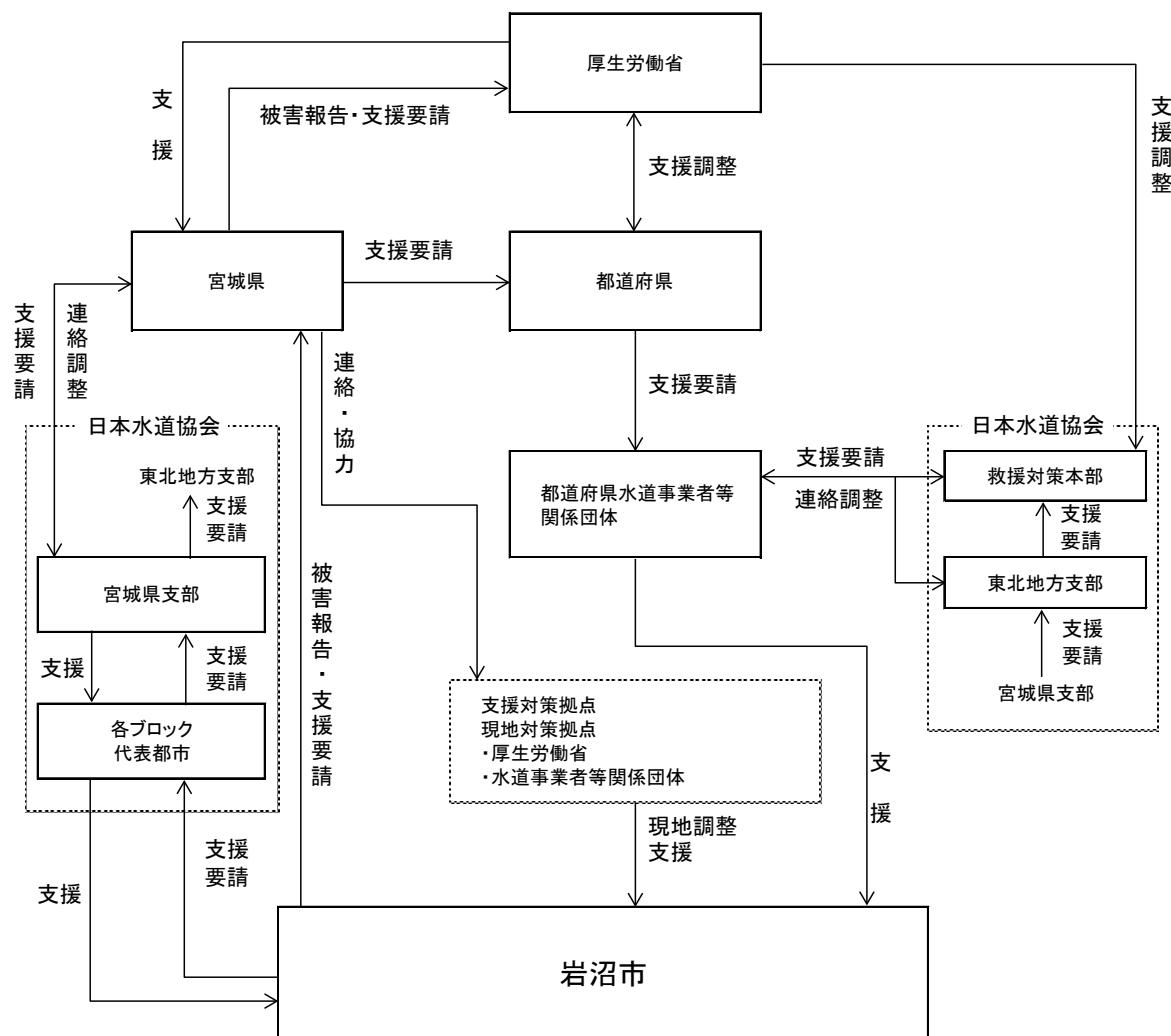
市は、災害時において適切な対応がとれるよう、平常時から管路図等の整備を図り、施設の現状把握に努める。

#### 4. 危機管理体制の確立

- (1) 市は、平常時の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画又はマニュアルを作成する。
  - (2) 市は、水道法（昭和32年法律第177号）第40条の規定による知事からの水道用水の緊急応援の指示があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のあるマニュアル等を作成する。
  - (3) 応急給水及び応急復旧対策は、「災害に係る応急措置等の協力に関する協定」に基づき、岩沼市管工事業協同組合が行うほか、宮城県、(公社)日本水道協会宮城県支部とも連携・協力して行う。

応急給水対策フローを次に示す。

## 【応急給水対策フロー】



### 第3 下水道施設 【上下水道施設課】

市は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを考慮し、浸水被害の軽減や下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上を推進するとともに、災害対策資機材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

#### 1. 下水道施設計画

市は、雨水渠、内水排水施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、都市浸水対策未整備地区の雨水排水施設整備を推進する。

さらに、浄化センターの機能及び排水機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに、雨水等の流入を低減するよう努める。

#### 2. 下水道施設維持管理

市は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能の状況把握に努める。

また、ストックマネジメント計画を策定し、耐震化も含め浮上防止型のマンホール蓋への改築更新を進める。

#### 3. 下水道防災体制

市は、復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた災害対策マニュアルの策定、下水道の機能を維持するための吸引車及び可搬式ポンプ、その他の必要な資機材の整備並びに応援体制について、他の関係機関との連絡協力体制の整備に努める。

### 第4 電力施設 【東北電力(株)】

東北電力(株)は、各施設とも計画設計時に建築基準法（昭和25年法律第201号）、電気設備に関する技術基準等の関係法令の規定及び社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施す。電力施設の災害予防は、東北電力(株)の災害予防計画の定めによる。

市は、東北電力(株)が実施する対策等に対して協力をする。

また、東北電力(株)は、県と連携し、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

### 第5 ガス施設 【(一社)宮城県LPガス協会】

#### 1. 液化石油ガス販売業者

液化石油ガス販売業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）」及び宮城県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策方針」の規定に基づき、被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないよう、平常時から消費者に対し次の対策を講じるとともに、緊急時の連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- (1) 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理
- (2) 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
- (3) 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施及び基準不適合設備の解消
- (4) 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）

市は、販売業者が実施する対策等に対して協力をする。なお、液化石油ガスの災害予防は、(一社)宮城県 LP ガス協会の災害予防計画の定めによる。

## 2. (一社)宮城県 LP ガス協会

(一社)宮城県 LP ガス協会は、平常時から保安啓発の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。そのほか、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

また、災害時における保安業務を含めた様々な役割の担い手として、自家発電設備、衛星通信設備、LP ガス自動車等を備えた各地域の災害対応の拠点となる中核充てん所の整備に努める。

市は、協会が実施する対策等に対して協力をする。なお、LP ガスの災害予防は、(一社)宮城県 LP ガス協会の災害予防計画の定めによる。

## 3. 広報の実施

ガス事業の管理者等においては、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施する。

## 第6 電信・電話施設 【東日本電信電話(株)宮城事業部】

東日本電信電話(株)宮城事業部は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるよう、平常時から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないよう、通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。

市は、東日本電信電話(株)宮城事業部が実施する対策等に対して協力をする。なお、電信・電話施設の災害予防は、東日本電信電話(株)宮城事業部の災害予防計画の定めによる。

## 第7 共同溝・電線共同溝の整備 【土木課、他ライフライン事業者】

市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を推進する。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案し、風水害においては耐水性にも考慮する。

## 第8 廃棄物処理施設【環境課、亘理名取共立衛生処理組合】

### 1 処理施設の浸水対策等

市及び亘理名取共立衛生処理組合は、風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。

また、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤等の備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。

### 2 処理施設の補修体制の整備

市、亘理名取共立衛生処理組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のBCP（業務継続計画）等の対応計画や処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。

また、市及び亘理名取共立衛生処理組合は、処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。

### 3 処理体制の整備

市は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要となる広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。

## 第5節 防災知識の普及

### 第1 目的

「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」が防災の基本であることから、市民等が平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時においては自らの命を守ることを心がけるとともに、自発的な防災活動を行うことが求められている。

このため、市は、職員に対し、災害時初動対応マニュアルや防災訓練等を通じて防災に関する制度及び自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

市民等に対しては、自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について防災知識の普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、防災知識を普及する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等多様な視点に配慮するよう努める。

### 第2 防災知識の普及、徹底 【危機管理課、消防本部、自主防災組織、町内会・自治会等】

#### 1. 職員への防災知識の普及

災害発生時、市は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。

また、職員は、所掌事務に関する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、市は、職員に対し、災害時初動対応マニュアルの配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与えるとともに、業務継続計画における非常時の優先順位等の所掌事務を熟知させ、各々必要な施策を講じ職員の防災意識の向上に努める。

#### 2. 市民等への防災知識の普及

##### (1) 防災関連行事の実施

###### ア 総合防災訓練、講演会等の実施

市及び防災関係機関は、市民等の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練及び防災に関する講演会等を実施する。

実施に際しては、広報紙、パンフレット、ホームページ、SNS等を活用し、広く周知するとともに、市民等の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民等に周知する。

###### イ 防災とボランティア関連行事の実施

市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」を中心に、広く市民等を対象とした、防災関連行事の実施に努める。

## (2) ハザードマップ等の活用

市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

## (3) キキクル・リスクラインの利活用推進

市は、市民が自らに迫る危険を察知し、直ちに避難行動を開始できるよう、仙台管区気象台、仙台河川国道事務所と連携して、キキクル・水害リスクラインの利活用を推進する。

## (4) 専門家の活用

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

## (5)マイ・タイムラインの普及啓発

市は、市民等に対し、マイ・タイムライン作成の講習会等を開催し、マイ・タイムライン作成の普及啓発を推進する。

## (6) 普及・啓発の実施

市は、防災士、宮城県防災指導員、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織その他の公共的団体、教育機関及び民間団体等との密接な連携の下、次の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布並びに広報紙、パンフレット及びインターネット（ホームページ、メール、SNS等）等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会及び実地研修の開催等により、普及・啓発を図る。

### 【市民等への普及・啓発を図る事項】

#### ア 災害危険性に関する情報

- a 各地域における避難対象地区
- b 孤立する可能性のある地域内集落
- c 土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等に関する知識
- d 風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識 等

#### イ 避難行動に関する知識

- a 自ら率先して避難行動を取ることが他の市民等の避難を促すこと
- b 「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例
- c 各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- d 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

- e 各地域における避難情報の伝達方法 等
- ウ 家庭内での予防・安全対策
  - a 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
  - b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
  - c 自動車へのこまめな満タン給油
  - d 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
  - e 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
  - f 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
  - g 出火防止等の対策の内容
  - h 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること 等
- エ 災害時にとるべき行動
  - a 近隣の人々と協力して行う救助活動
  - b 自動車運行の自粛、要配慮者の自動車避難等防災上とるべき行動に関する知識
  - c 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動
  - d 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
  - e 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 等
- オ その他
  - a 正確な情報入手の方法
  - b 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
  - c 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）の確保
  - d 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
  - e 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
  - f 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
  - g 集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること 等

#### (7) 要配慮者及び観光客等への配慮

##### ア 要配慮者への配慮

市は、関係機関と協力し、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者・高齢者における常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する。

##### イ 観光客等への対応

市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、指定緊急避難場所を示す標識を設

置するなど、広報に努める。

(8) 災害時の連絡方法の普及

ア 災害時通信手段の利用推進

東日本電信電話(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図る。市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

イ 災害時通信方法の普及促進

携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービス等の普及を促進する。

(9) 災害対策相談窓口の設置

市は、災害対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

(10) 「暴力は許されない」意識の普及、徹底

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

### 3. 地域での防災知識の普及

(1) ハザードマップの整備

ア ハザードマップの整備・周知

市は、土砂災害警戒区域等や洪水ハザードマップ等を踏まえて、指定緊急避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、市民等に対し周知を図る。

イ ハザードマップの有効活用

市は、ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

(2) 日常生活の中での情報掲示

市は、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等を看板等に表示することや、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

(3) 観光客等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置、方向を示すなど、一時滞在者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

### 4. ドライバーへの啓発

(1) 徒歩による避難の原則の徹底

市は、警察と連携し、徒歩による避難の原則の徹底と地域の状況に応じた避難方法についての周知に努める。

(2) 運転中における災害時の対応の周知

市は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には、緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすること等も併せて周知に努める。

(3) 雪道を運転する場合の備えの周知

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、ドライバーは、スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンを装着するほか、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるよう周知に努める。

## 5. 公民館やコミュニティセンター等の活用

市は、公民館やコミュニティセンター等を活用し、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図る。

また、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。

## 第3 学校等教育機関における防災教育 【学校教育課、生涯学習課、小中学校】

1. 学校等教育機関は、市、防災関係機関と連携し、地域の特徴、水害・土砂災害のリスクや過去の風水害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。

2. 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力及び他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。

## 3. 児童生徒等及び指導者に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校等においては、次の防災教育の実施に努める。

ア 地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る。

イ 地理的要件等地域の実情に応じ、風水害等様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う。実施に当たっては、登下校時等校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学习の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

市及び教育委員会は、指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

4. 教育委員会及び社会教育関係機関は、市民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、市民等に対する防災意識の啓発・普及を図る。

5. 市、教育委員会及び県は、防災教育及び防災体制の充実のために、市内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には、安全担当主幹教諭を配置しており、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の充実に努めている。今後も、防災主任、安全担当主幹教諭の更なる資質向上と人材育成のため効果的な研修機会の確保を図る。
6. 市、教育委員会及び県は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。
7. 市、教育委員会及び県は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。
8. 市、教育委員会及び県は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、風水害防災上必要な知識の普及に努める。
9. 市、教育委員会及び県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

## 第4 市民等の取組 【危機管理課】

市民等は、発災直後の自助・共助の重要性を再認識し、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、自らも災害に備える手段を講じるとともに、自発的な防災活動や防災ボランティア活動へ積極的に参加し、災害に関する正しい知識や過去の災害事例等の防災知識の習得、防災意識の向上に努める。

また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時から災害に対する備えを心がける。

さらに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者」という。）を助けるなど、防災への寄与に努める。

### 1. 食料・飲料水等の備蓄

「最低3日間、推奨1週間」に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品の定期的な点検を行うとともに、これらを玄関や寝室等持ち出しやすい場所に配置することに努める。

### 2. 家具等の転倒防止対策

家具・ブロック塀等の転倒防止対策や、寝室等における家具の配置の見直し等に努める。

### 3. 家族内連絡体制の構築

「マイ・タイムライン」やハザードマップ（風水害等）等を活用し、あらかじめ家族で災害時の家族内の連絡方法や避難場所、避難経路の確認を行っておく。

### 4. 防災訓練への参加

地域で実施する防災訓練への積極的参加により、初期消火等初步的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

### 5. 防災関連設備等の整備

消防器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、非常用持出袋の準備、その他防災関連設備等の整備に努める。

## 第5 災害教訓の伝承 【まちづくり政策課、危機管理課】

### 1. 資料の収集及び公開

市は、東日本大震災の教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、記録誌・記録映像の作成、ホームページ等による情報発信等を行っており、今後も引き続き、県と連携し、大規模災害に関する調査の分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存する。

また、一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

### 2. 伝承機会の定期的な実施

市は、学校等教育機関、企業等、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、市民等が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

### 3. 石碑やモニュメントの継承

市は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

### 4. 伝承の取組支援

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民等が災害教訓を伝承する取組を支援する。

また、「いわぬま震災語り部の会」等の伝承に寄与する活動を支援するとともに、活動を行う市民等の拡充に努める。

## 第6節 防災訓練の実施

---

### 第1 目的

災害発生時に、市及び市民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的とし、市及び消防本部、自主防災組織等は連携して防災訓練を行う。また、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

### 第2 防災訓練の実施とフィードバック 【危機管理課、消防本部、消防団、 自主防災組織、町内会・自治会等】

#### 1. 定期的な実施

市は、市民等を主体とし、かつ地域の災害リスクや様々な条件等を想定した定期的な防災訓練を居住地、職場、学校等において実施又は行うようきめ細かく指導し、市民等に対し、身を守るためにとるべき行動や災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

#### 2. 地域の実情に応じた内容

市は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、災害発生後の円滑な避難のための災害応急対策を盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障を来すと考えられる季節や天候に応じた内容における実施についても配慮する。

#### 3. 目的及び内容の明確な設定

市は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、災害及び被害の想定を明らかにする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう工夫する。この際、防災関係機関の救援活動等の連携強化に留意する。

#### 4. 課題の発見

市は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

#### 5. フィードバック

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

### 第3 市の総合防災訓練 【危機管理課、消防本部、自主防災組織、町内会・自治会等】

市は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び11月5日（津波防災の日）等に、市民等の参加による総合防災訓練を実施することとし、開催に当たっては、地域等を定めて実施する。

1. 市は、自衛隊・防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、協定締結団体、民間企業、NPO・ボランティア等の団体及び多様な世代から多数の市民等が参加して実施するよう努める。
2. 市は、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
3. 市は、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等多様な視点での配慮やボランティア活動等、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。
4. 市は、事前に作成した避難所運営マニュアル等に基づいて、定期的な避難所運営訓練の実施に努め、市民等と連携した避難所の運営方法等を確認し、災害時等の対応に備える。
5. 市は、新たな感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
6. 市は、大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で市民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練についても普及を図るとともに、複合災害を想定した訓練の実施についても検討する。
7. 市は、訓練実施後は、訓練結果について事後検証を行う。訓練により挙げられた課題・必要な設備等の洗い出しにより、災害時初動対応マニュアル等を点検、改善していく。

#### 【訓練内容】

(1) 職員招集訓練	(11) 警備、交通規制訓練
(2) 災害対策本部運用訓練	(12) 自衛隊災害派遣要請等訓練
(3) 通信情報訓練	(13) 火災防御訓練
(4) 広報訓練	(14) 水害防止訓練
(5) 避難訓練	(15) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
(6) 公共施設復旧訓練	(16) ガス漏えい事故処理訓練
(7) 救出救護訓練	(17) 支援物資の受入れ、仕分け、配送の訓練
(8) 避難所運営訓練	(18) ボランティアの受入れ訓練
(9) 炊き出し、給水訓練	(19) その他
(10) 緊急輸送訓練	

#### 第4 通信関係機関の非常通信訓練 【危機管理課】

東北総合通信局、県、市及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

#### 第5 学校等の防災訓練 【学校教育課】

学校等は市等と連携して、次の防災訓練の実施に努める。

1. 風水害等を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
2. 校外活動（自然体験学習、校外学習、野外活動を含む。）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
3. 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
4. 学校等が指定避難所や指定緊急避難場所となることを想定し、市と連携して避難所運営訓練を実施する。

#### 第6 企業等の防災訓練 【危機管理課】

企業等は市等と連携して、次の防災訓練の実施に努める。

1. 大規模な災害発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
2. 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所や指定避難所として指定されている場合は、風水害発生の際、企業等が一時的な避難場所となることを想定し、避難者の受け入れや避難所の運営訓練を実施する。
3. 災害発生時に備え、周辺自治体及び各行政区、市民並びに各企業等・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
4. 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にあり、かつ本地域防災計画で名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。
5. 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

## 第7節 地域における防災体制

### 第1 目的

大規模災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、市民、事業所等が連携し、災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、市は、市民及び事業所等による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災士や宮城県防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

### 第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割 【危機管理課、消防本部、 自主防災組織】

#### 1. 自主防災組織の必要性

大規模災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るために、市民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

#### 2. 自主防災組織の活動に当たって

大規模災害発時における多様な活動を実施するには、市民自らが「自らの命は自らが守る、地域で助け合って守る」という意識の下に行動することが必要である。

また、市民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

### 第3 自主防災組織の育成・指導 【危機管理課、消防本部、自主防災組織】

#### 1. 自主防災組織の現状

##### (1) 自主防災組織結成率

市内では、町内会・自治会を単位に自主防災組織が結成されているが、市は、地域の組織率の向上と高齢社会の進展に伴う若年層の加入強化に努める必要がある。

##### (2) 自主防災組織の活動状況

各自主防災組織においては、目的達成のために組織単位の各種訓練、防災講座、幅広い防災活動等を行い、地域防災力の向上に寄与している。

#### 2. 市の役割

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織育成の主体として位置づけられており、その組織化に積極的に取り組むものとする。

##### (1) 市は、町内会・自治会等に対する助言を行い、自主防災組織の組織率向上と実効性のあ

る自主防災組織の育成に努める。

- (2) 市は、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常的な訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- (3) 市は、自主防災組織の円滑な活動を期すため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災用資機材の配備について検討する。

## 第4 自主防災組織の活動 【自主防災組織、危機管理課、消防本部】

### 1. 平常時の活動

#### (1) 訓練の実施等

##### ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう、市等が実施する防災訓練へ参加する。

##### イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るために、市民一人ひとりの平常時の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を習得する。

##### エ 避難訓練の実施

避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

##### オ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

##### カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。

#### (2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、定期的に地域における危険箇所や消火器等の防災点検を実施する。

#### (3) 防災用資機材の整備・点検

災害時において、速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については、平常時から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

#### (4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、避難支援関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。

## 2. 災害発生時の活動

### (1) 情報の収集・伝達

自主防災組織等は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民等の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を定めておく。

ア 地域内の被害情報の収集方法

イ 連絡をとる防災関係機関

ウ 防災関係機関との連絡方法

エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

### (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

### (3) 安否確認の実施

平日の昼間や休日・夜間等の時間帯に応じた安否確認の方法を検討しておく。

### (4) 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるため、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の診療を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等の医療機関を確認しておく。

### (5) 避難の実施

市長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、地域住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導する。避難の実施に当たって、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

　a 市街地……………冠水、火災、落下物、危険物

　b 山間部、起伏の多いところ…………土石流、がけ崩れ、地すべり

　c 河川……………決壊・氾濫

　d 海岸地域……………津波、高潮

イ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ウ 避難行動要支援者に対しては、避難支援関係者等の協力の下に避難させる。

### (6) 避難所開設・運営への主体的な参画

ア 避難所開設・運営への協力

市職員、施設職員の指示に従い、避難所の設置・運営に協力する。

**イ 給食・救援物資の配布及びその協力**

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

**ウ 避難者に係る情報の収集・伝達**

避難者が困っていることや必要な医療等の情報を収集し、管理者や災害ボランティアセンター等へ連絡する。

市、その他防災関連機関からの情報を的確に避難者へ伝える。

**エ その他**

避難所運営に関し、市及び避難所管理者等に協力し、円滑な運営を図る。

### 3. 地域安全活動

警察は、市民による地域安全活動の中核となる防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等の地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

## 第5 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

### 【自主防災組織、各事業所、危機管理課、消防本部】

#### 1. 地区内の防災活動の推進

大規模災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

一定の地区内の市民、自主防災組織及び当該地区事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。

市は、市民等に対し、岩沼市の取組紹介、自助・共助の考え方について防災講話、防災講演会等を通じて啓発を行う。

#### 2. 地区防災計画の作成

一定の地区内の市民、自主防災組織及び当該地区事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、本地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民、自主防災組織及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 第8節 ボランティアのコーディネート

### 第1 目的

過去の大規模災害時において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。これを踏まえ、今後、ボランティアに係る地域団体やNPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、市は、法第5条の3の規定に基づき、ボランティアとの連携に努める。防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援をしていくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

### 第2 ボランティアの役割【岩沼市社会福祉協議会】

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

#### 1. 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 清掃活動
- (6) その他被災地での軽作業

#### 2. 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 外国人のための通訳
- (3) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (4) 高齢者、障害者等への介護
- (5) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (6) 公共土木施設の調査等
- (7) IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

### 第3 災害ボランティア活動の環境整備 【岩沼市社会福祉協議会、社会福祉課、介護福祉課】

県及び市は、岩沼市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部等やNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時において災害ボランティアが自主性に基づきその支援力を向上し、県及び市、市民、他の支援団体と連

携・協働して活動できる環境の整備を図る。

また、市は、市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

さらに、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

## 第4 専門ボランティアの登録 【岩沼市社会福祉協議会、まちづくり政策課、土木課】

現在、県内で登録を受け付けている主な専門ボランティアは、次のとおりである。

### 1. 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

### 2. 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設等の被害状況を把握する。

### 3. 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市の職員だけでは十分な対応ができないため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

## 第5 一般ボランティアのコーディネート体制 【岩沼市社会福祉協議会、社会福祉課、介護福祉課】

### 1. 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

市社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

一般ボランティアのコーディネーターは、市社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平常時から行政、関係機関等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

#### (1) ボランティアコーディネーターの養成

市社会福祉協議会は、災害が発生した場合、被災者、市民、市とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

また、地域のボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市と協力し、防災ボランティアコーディネーターとし

ての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。

(2) ボランティアコーディネート拠点の整備

市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、市民等との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行うとともに、必要な訓練を行う。

(3) コーディネート体制の整備

市社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受け入れのための体制を構築するよう努める。

(4) 災害ボランティア関係機関とのネットワークの整備

市社会福祉協議会は、災害ボランティアコーディネート支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、市、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とのネットワークを構築する。

## 2. 市の支援

市は、災害ボランティアのコーディネートに必要な環境整備やリーダーの養成等の体制づくりについて、市社会福祉協議会、NPO 等関係機関と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。

また、災害時に活動が期待される NPO・ボランティア等との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

## 第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

### 【日本赤十字社宮城県支部】

日本赤十字社宮城県支部では、災害発生後、災害の規模等を考慮した上で、赤十字防災ボランティアセンターの設置を決定する。

#### 1. 赤十字防災ボランティア（以下、「防災ボランティア」という。）

防災ボランティアとは、災害時に日本赤十字社宮城県支部の調整のもとに災害救護活動等の補助的活動を行うため、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとして登録し、その能力、労力、時間等を自主的に無報酬で提供する全ての個人又は団体をいう。

#### 2. 防災ボランティアの養成

日本赤十字社宮城県支部は、適宜、必要な研修・訓練として「防災ボランティア養成研修会」等を開催し、防災ボランティアを養成するとともに、防災ボランティアの中から防災ボランティアリーダーの養成も図る。なお、防災ボランティアリーダーは、防災ボランティアセンターの運営・管理にも携わる。

### 3. 活動内容

防災ボランティアは、日本赤十字社宮城県支部が行う災害救護活動に参加・協力する。

また、被災地ニーズを調査し、各人又は各団体の技能や特色を活かした活動を積極的に行う。

### 4. 関係機関との連携

日本赤十字社宮城県支部は、防災ボランティア活動を円滑に実施するため、活動場所・活動内容等について、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

## 第9節 企業等の防災対策の推進

### 第1 目的

企業等は、自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

また、地域の経済活動、雇用等を担う主体として、重要な事業の継続に努める。

### 第2 企業等の役割 【危機管理課】

#### 1. 企業等の位置づけ

##### (1) 企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際にはその従業員や役員、保有する資産が被害を受けるおそれがあることから、企業各々の役員・従業員へ防災知識等の普及が重要である。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める必要がある。

なお、事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める必要がある。

##### (2) 企業等に求められる事業継続

企業等は、地域の経済活動や雇用を担う主体として、社会に必要な製品・サービスの供給責任を果たすべき主体として、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、その運用・継続的改善を含む事業継続マネジメント（BCM）を行うよう努める必要がある。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者、医療機関、建設事業者、運輸事業者等、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資又は役務の供給又は提供を業とする企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等に協力するよう努める必要がある。

#### 2. 企業等の取組

##### (1) 企業等の防災の取組

企業等は、防災の取組として、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

また、企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

ア 災害対応体制の確立

- イ 情報の収集・伝達体制の確立
- ウ 避難・誘導体制の確立
- エ 役員・従業員の安否確認
- オ 応急救護
- カ 重要物品の持ち出し
- キ 飲料水、食料、毛布等の備蓄
- ク 重要なデータのバックアップ
- ケ 施設の火災その他耐災化の推進
- コ 従業員等の防災教育
- サ 防災訓練
- シ 施設や物資の地域への提供
- ス 地元消防団との連携・協力

#### (2) 企業等の事業継続の取組

企業等は、事業継続計画（BCP）を策定し、その運用・継続的な改善を含む事業継続マネジメント（BCM）を行うよう努める。その中で、非常時の対応体制の整備、事業所や設備の耐災化、継続又は早期復旧のための対応手順の策定、重要業務の実施に不可欠な資源（人材、資材、部品、ライフライン、情報等）の確保、サプライチェーンの管理、BCP訓練の実施、点検・見直し、継続的改善を行い、事業継続の能力の向上に努める。

#### (3) 帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）、企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、対応計画の策定、従業員等への教育、必要な物資を備蓄するなどの帰宅困難者対策を講じるよう努める。

#### (4) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。

特に、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ本地域防災計画で名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の事項等を定めた避難確保計画を作成する。

- ア 防災体制に関する事項
- イ 避難誘導に関する事項
- ウ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 防災教育・訓練に関する事項
- オ 自衛水防組織の業務に関する事項
- カ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

また、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等について、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

### 第3 市及び防災関係機関の役割【危機管理課、産業振興課、要配慮施設】

#### 1. 防災に関するアドバイスの実施

市及び防災関係機関は、企業等が地域コミュニティの構成員であるとの認識のもと、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

#### 2. 企業等の防災及び事業継続の取組支援

県及び市は、企業等の防災及び事業継続の取組に資する情報の提供等を行うとともに、企業等の防災対策の推進や事業継続計画（BCP）の策定及びその運用・継続的改善を含む事業継続マネジメント（BCM）について、企業等へ可能な支援を行い、また、企業からの要望への対応に取り組む。

#### 3. 避難確保計画に対する助言及び指導

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市に提出するとともに、毎年、避難確保計画に基づく訓練や点検を実施し、洪水時等における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ本地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、積極的に支援を行うとともに、市は、避難確保計画を作成していない施設について、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表するなど、避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。

#### 4. 商工会との連携体制の構築

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

市は、あらかじめ商工会と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

## 第10節 情報通信網の整備

### 第1 目的

大規模災害時には、固定一般回線や携帯電話の不通又は発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、市は、情報収集、伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバーの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、市は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

### 第2 市における災害通信網の整備 【危機管理課、財政課、まちづくり政策課、デジタル化推進室、消防本部】

#### 1. 防災対策の推進等

市は、県、電気通信事業者等と連携し、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進、並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

#### 2. 情報伝達ルートの多重化

市は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。

#### 3. 防災行政無線等の整備拡充

##### (1) 防災行政無線施設

市は、大規模災害時における市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、計画的に防災行政無線等の整備に努める。その際、指定避難所と市庁舎との連絡、被災者への情報提供、情報の収集等についても十分考慮する。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、停電時を想定した実践的な訓練を検討するなど、防災体制の強化を図る。

なお、消防庁等より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーや防災ラジオで放送し、市民等へ周知するよう努める。

##### (2) 宮城県地域衛星通信ネットワーク

市は、災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、宮城県地域衛星通信ネットワークを活用し、県との連携強化に努める。

#### 4. 職員参集等防災システムの整備

市は、災害時における迅速な職員参集体制の確立を図るため、各課の緊急連絡網や各部・各班に配布した災害時初動対応マニュアルに基づき、発災初動時における情報収集連絡体制の確立に努める。

また、非常招集を発令するなど、参集及び情報伝達についての訓練を実施する。

なお、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）や土砂災害警戒情報システム（MIDSKI）の活用の習熟に努める。

#### 5. 市民等に対する通信手段の整備

##### (1) 市民等からの情報収集体制の整備

市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業等、報道機関、市民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

##### (2) 情報伝達手段の確保

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、ラジオ（エフエムいわぬま含む。）等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報エリアイメール機能等を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

なお、防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオ等により、屋外スピーカーの聞こえにくさの解消に努める。

#### 6. 孤立想定地域の通信手段の確保

市は、風水害等による道路寸断時に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、防災行政無線等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

#### 7. 非常用電源の確保

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用燃料の確保に努める。

また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置に努める。

#### 8. 大容量データ処理への対応

市は、災害時における大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバー負荷の軽減のため、サーバーの分散を図る。なお、サーバーについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、安全性のある堅固な場所への設置に努める。

### 第3 消防機関における災害通信網の整備 【消防本部】

#### 1. 連絡体制の整備

消防本部は、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、平常時から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

#### 2. 消防無線通信施設の整備推進

消防救急無線については、ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化の観点から、デジタル化を推進するとともに、大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、防災行政無線等の代替的手段の活用についても検討する。

### 第4 FM放送施設 【放送事業者】

(株)エフエムいわぬまは、災害時の放送の送出を確保するため、速やかに取材放送体制を敷く。また、緊急時には防災無線等のサイレンを合図に、FMラジオ(防災ラジオ)より緊急放送を行うなど、防災行政無線とFMラジオ等の連携強化を図り、市民等への迅速な情報伝達に努める。

## 第11節 職員の配備体制

### 第1 目的

市域における災害時には、市は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、市は、平常時から組織ごとの配備・動員計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、本地域防災計画や関連マニュアル並びに業務継続計画の策定及び見直し等により、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外における参集体制についても、同様に定めておく。

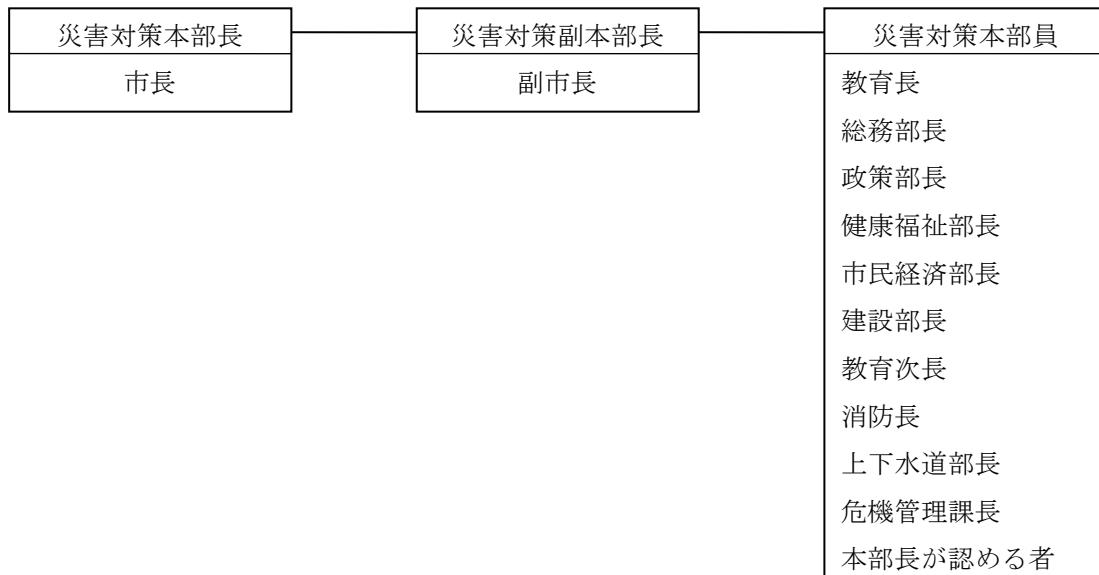
### 第2 市の配備体制の明確化 【危機管理課】

市は、市域において災害が発生するおそれがある場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。この際、市長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

#### 1. 災害対策本部

##### (1) 災害対策本部の組織

本部の組織は、「岩沼市災害対策本部条例（昭和38年条例第21号）」及び「岩沼市災害対策本部運営規程」の規定に基づく。



##### (2) 指揮命令系統

岩沼市災害対策本部条例第2条第1項の規定に基づき、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

また、本部長に事故があるときは、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）がその職務を代理する。

#### (3) 災害対策本部の設置及び廃止

市長は、市内における相当規模以上の災害時において、必要と認めたときに災害対策本部を設置（ただし、市内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき、又は県に大津波警報が発表されたとき、市内に大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき、市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生したときは自動的に設置する。）する。また、市域において予想された災害発生の危険が解消し、又は災害発生後の災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたときに廃止する。

なお、設置し、又は廃止したときは、県及び関係機関に通知するとともに、市民等に周知する。

#### (4) 災害対策本部の運営

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項を協議し、決定する。

#### (5) 現地災害対策本部の設置

市長は、局部的な災害又は特定の地域における応急対策等を強力に推進するため、特に必要があると認めるときは、当該災害現場等に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部員その他の職員は、本部員及び各部に所属する職員のうちから本部長が指名する。

## 2. 特別警戒本部、警戒本部、警戒配備

市長は、風水害等に対する警戒態勢を強化する必要がある場合は、その規模に応じて、特別警戒本部等を設置し、災害応急対策を実施する。

## 3. 職員参集手段等の構築

市は、休日、夜間等の勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、職員の参集手段及び職員への伝達系統について「災害時初動対応マニュアル」に定め、速やかな災害対策本部の設置が可能な体制を構築しておく。

なお、市職員は、配備基準を把握しておくものとし、休日、夜間等の勤務時間外に災害等が発生した場合は、基準に応じて自主参集することを基本とする。

## 第3 防災担当職員の育成 【危機管理課、総務課】

市は、防災担当職員をはじめとする職員に防災教育を行うとともに、防災士等の専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

## 第4 人材確保対策 【総務課】

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、退職者（消防・警察退職者及び自衛隊等の関係機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

## 第5 感染症対策 【健康増進課】

市は、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。

## 第6 応急活動のためのマニュアルの整備 【関係各課】

市は、迅速かつ効果的な災害対応を実施するため、災害時初動対応マニュアル等の整備・充実を図り、職員の動員配備、災害対応や市民等の避難誘導、情報伝達に係る行動ルール等について別途定める。

## 第7 業務継続計画 【関係各課】

### 1. 業務継続性の確保

#### (1) 業務継続計画の策定及び更新

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定するとともに、適宜見直し・更新を行う。また、その運用・継続的改善を含む業務継続マネジメント（BCM）を行い、業務継続性の確保を図る。

#### (2) 業務継続体制の必要な資源の確保

市は、業務継続計画の策定、継続的改善等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位のほか、職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

### 2. 電源及び非常用通信手段の確保対策

#### (1) 電源及び非常用通信手段の確保

市は、防災中枢機能を果たす施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電を可能とするための燃料の備蓄や通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

#### (2) 供給途絶時に強い再生可能エネルギーの導入推進

市は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設等への太陽光発電、その他の電力、ガス等の供給途絶時にも使用できる再生可能エネルギー等の導入を推進する。

### 3. データ管理の徹底

市は、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報及び測量図面等データの整備保存、並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

### 4. 職員のメンタルヘルスケア

市は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行える体制を構築する。

## 第12節 防災拠点等の整備・充実

### 第1 目的

市は、災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図る。また、災害時に必要となる物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・充実を図る。

### 第2 防災拠点の整備及び連携 【危機管理課、総務課】

#### 1. 防災拠点

- (1) 市は、大規模災害時において、防災拠点型建物（市庁舎等）が被災した際の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。代替拠点については、業務継続計画の定めによる。
- (2) 市は、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、小学校単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実に努める。
- (3) 市は、東日本大震災における対応等も踏まえ、応援部隊の集結場所や物資の集積・配達拠点等となる地域防災拠点の確保を進める。
- (4) 市は、広域防災拠点又は圏域防災拠点が開設される場合、当該拠点との連携に努める。

##### ア 広域防災拠点

県は、市町村の防災活動の円滑な実施を強力に支援するための拠点として、また、災害時の活動拠点と後方支援拠点の機能を有する拠点として、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮し、広域防災拠点の整備を図る。

##### イ 圏域防災拠点

県は、広域防災拠点及び市町村の地域防災拠点と相互に補完・連携しながら圏域内の市町村を支援する拠点として、また必要に応じ他圏域への支援にも対応するための拠点として、圏域ごとに圏域防災拠点を確保するとともに、運営マニュアルの作成や運営資機材の整備を行う。

- (5) 市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

#### 2. 防災関係機関

防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要となる防災拠点の整備・充実に努める。

### 第3 防災拠点機能の確保・充実 【危機管理課、総務課】

1. 市は、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備・推進に努める。

また、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車の活用を含め、自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

**2.** 防災関係機関は、当該機関の庁舎等が被災した場合の代替拠点等について検討するとともに、これらの代替拠点においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保について検討する。非常用発電機については、使用可能時間が72時間以上となる体制を確保し、非常用発電機等が浸水することのないよう設備の整備に努める。

**3.** 防災関係機関は、災害時に市民等が避難してくることを想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、支援策を検討するよう努める。

**4.** 県及び市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

#### 第4 臨時ヘリポートの確保 【消防本部】

消防本部は、既存施設等の活用を図りながら、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポートをあらかじめ指定しておく。

#### 第5 防災用資機材等の整備・充実 【危機管理課、消防本部】

**1.** 市及び消防本部は、次の資機材の整備に努める。

(1) 防災用資機材

応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と併せて整備充実を図り、大規模災害による中・長期的な対応に備え、代替エネルギー・システム等の整備を検討する。

また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実に努める。

(2) 水防用資機材

災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次被害等の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

(3) 防災特殊車両等

災害対策に必要な防災特殊車両等の整備充実を図る。

(4) 化学消火薬剤等

化学消火薬剤等の備蓄に努める。なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

## 2. 防災関係機関

防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり、必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。

# 第6 防災用資機材等の確保対策 【危機管理課、財政課】

## 1. 地域内での確保対策

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大等に配慮するよう努める。

## 2. 備蓄困難な資機材の確保対策

市は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

## 3. 防災用備蓄拠点の整備

市は、スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

## 4. 救助用重機の確保対策

市は、市街地における災害において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、関係機関や事業者との連携により大型重機の確保に努める。

## 第13節 相互応援体制の整備

### 第1 目的

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結や多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

### 第2 相互応援体制の整備 【危機管理課、消防本部】

#### 1. 受入れ体制の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画を作成し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

#### 2. 協定の締結

人の生命を守るために災害応急対策は、時間との競争である。そのため、防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画の具体化及び連携の強化を推進し、災害発生時には、各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

- (1) 災害における支援物資の管理運営について、民間企業等との協定の締結を推進する。
- (2) 災害対策の過程で燃料不足に陥ることを避けるため、災害時における燃料供給について、民間企業等との協定の締結を推進する。

#### 3. 外部専門家による支援体制の構築

市は、緊急時に外部の専門家等の意見や支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

### 第3 市町村間の応援協定 【危機管理課】

#### 1. 相互応援協定の締結等

市は、行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。その場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

- (1) 連絡体制の確保

ア 災害時における連絡担当部局の選定

イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

ア 主な応援要請事項の選定

イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

## 2. 県内市町村間の相互応援協定

市は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。

## 3. 遠方の市町村間の相互応援協定

市は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

## 4. 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の充実強化に資するため、必要に応じ、協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。

また、各種応援協定等に基づく対応について、その成果と課題等の検証を行い、各協定の充実を図る。

## 5. 後方支援体制の構築

市は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

## 第4 消防機関における消防相互応援体制の整備 【消防本部、危機管理課】

大規模な災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性がある。これらのことから、市は、あらかじめ広域的な消防機関における消防相互応援体制を確立しておく。

## 第5 緊急消防援助隊 【消防本部】

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定等に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊等を事前に登録し、総務省消防庁長官の求め又は指示に応じて地震等の大規模災害時に被災地に出動する。

大規模災害時において、県内の消防力で十分な救援活動を実施することができないと認められる場合は、緊急消防援助隊の応援を受けることができる。

## 第6 非常時連絡体制の確保 【危機管理課】

### 1. 非常時連絡手段の確保

市は、災害発生直後から連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

### 2. 通信不通時の連絡ルールの策定

市は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所等）についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。

## 第7 資機材及び施設等の相互利用 【危機管理課】

県及び市は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

## 第8 救援活動拠点の確保 【危機管理課、消防本部】

市は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。

## 第9 関係団体との連携強化 【危機管理課】

市は、他市町村等関係機関間や平常時からその所管事務に關係する企業等、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、平常時から連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

## 第14節 受援体制の整備

### 第1 目的

大規模な災害が発生した場合、県内外の地方公共団体等からの応援や支援を受けることとなることから、各種応援や支援の受入れが可能な体制整備を図るため、市は、受援体制や受入れの考え方を整理した内容を地域防災計画内に位置付けるものとする。

### 第2 受援体制の整備 【総務課、危機管理課、教育委員会、市民経済部、産業振興課、都市計画課、市民・税務課、環境課、社会福祉課】

庁内の受援業務候補、受援担当部署及び主な役割は、次のとおりである。

受援業務候補	受援担当部署	主な役割
受援業務とりまとめ	総務課 危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること</li> <li>・各業務の受援担当部署との応援職員等の受入れ調整に関すること</li> <li>・各業務の人的応援の取りまとめに関すること</li> <li>・受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること</li> </ul>
避難所運営	教育委員会 市民経済部	
支援物資	産業振興課 都市計画課	
応急危険度判定	都市計画課	
罹災証明書の交付	市民・税務課	
災害廃棄物処理	環境課	
被災者支援・相談	社会福祉課 総務課 危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受援業務とりまとめ部署との応援職員等の受入れ調整に関すること</li> <li>・各業務における応援職員等の受入れに関するこ（状況把握、サポート等）</li> </ul>

### 第3 応援職員等の受入れ 【危機管理課、各業務の受援担当部署】

#### 1. 県との調整

受援業務とりまとめ部署は、被災状況や職員の収集状況等を踏まえ、県（派遣されているリエゾンも含む。）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それに関しても知見のある県職員や被災市区町村応援職員確保システムに基づいた総括支援チームの派遣を要請する。

#### 2. 県職員等の受入れ

受援業務とりまとめ部署は、県職員等の受入れに当たって必要となる執務スペースを確保

し、受入れ環境を準備する。（受援シートにより事前に整理）

### 3. 必要人数等の把握

受援業務とりまとめ部署は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当部署に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点での必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。

各業務の受援担当部署は、受援シートの「応援職員等の要請人数の考え方」等を参考に、府内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

### 4. 応援職員等の要請

受援業務とりまとめ部署は、応援が必要な業務内容と人数等を取りまとめ、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。

なお、あらかじめ定められたルール等に基づき、各業務の受援担当部署が要請を行う場合には、受援業務とりまとめ部署と情報共有する。

### 5. 応援職員等の受入れ

各業務の受援担当部署は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援シートで定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

各業務の受援担当部署は、応援職員等を受け入れる際には、受援業務とりまとめ部署と情報共有する。

応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を受援シート等も活用しながら説明する。

#### 【説明事項の例】

- ①現在の状況
- ②関係者のリストや連絡先
- ③執務場所、休憩場所
- ④必要な資源の確保方法
- ⑤働く期間・一日のスケジュール
- ⑥想定される危険や安全確保方法
- ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようにになっていれば良いのか）等

### 6. 受援業務の開始・状況把握

各業務の受援担当部署は、応援職員等と業務を始めるに当たり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど、状況認識の統一を図るよう努める。

各業務の受援担当部署は、応援職員等と定期的に打合せを行い、災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況等を確認し、必要に応じて改善に努める。

受援業務とりまとめ部署は、応援職員等の代表者等が災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼又は災害対策本部会議での協議内容を共有する。

## 7. 撤収調整

各業務の受援担当部署は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で応援職員等と協議し、相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、受援業務とりまとめ部署と情報共有する。

## 8. 精算

受援業務とりまとめ部署は、県や応援職員等派遣機関と調整の上、実費・弁償の手続きを行う。

## 第15節 医療救護体制の整備

### 第1 目的

大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

このため、市は、医療関係機関等と連携し、人命救助や応急手当をはじめとする災害への態様に応じた医療救護体制及び医薬品等の備蓄体制を整備する。

### 第2 医療救護体制の整備 【健康増進課、消防本部、(一社)岩沼市医師会、岩沼薬剤師会、日本赤十字社宮城県支部等】

市は、災害時における医療救護体制を次のように整備する。

#### 1. 保健医療福祉活動の担当部門の設置

- (1) 災害時に円滑な保健医療福祉活動を実施するために、災害対策本部内に保健医療福祉を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- (2) 病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- (3) 医療救護体制について、県が設置した岩沼地域保健医療調整本部（塩釜保健所岩沼支所）への連絡方法をあらかじめ決めておく。

#### 2. 医療救護所の指定

- (1) 市は、初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を、(一社)岩沼市医師会等医療機関の協力を得てあらかじめ指定し、整備充実に努める。  
また、重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- (2) 避難行動要支援者が避難する福祉避難所又は福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、岩沼地域保健医療調整本部（塩釜保健所岩沼支所）に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。
- (3) 平常時から医療救護所を設置する場所について、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所岩沼支所）と情報の共有を図る。

#### 3. 地域医療関係機関との連携体制

市は、(一社)岩沼市医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定内容等を確認する。

#### 4. 医療救護班の編成

- (1) 市は、災害発生後速やかに医療救護班を編成し、応急的な治療を施すとともに、県、日本赤十字社宮城県支部、その他医療関係機関等と連携し、医療救護体制の整備を図る。編成に当たっては、(一社)岩沼市医師会、医療機関の協力を得る。市独自で医療救護班編成が困難な場合は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所岩沼支所）の協力のもと広域圏で編成

する。

- (2) 市等で編成された医療救護班については、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所岩沼支所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

## 5. 応急救護設備の整備と点検

市は、災害時に直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検する。

## 6. 負傷者の医療機関への搬送体制

市は、災害時における負傷者の搬送、救護スタッフの搬送及び医薬品等医療用物資の搬送について、庁内関係各課及び県、医療関係機関・団体、消防本部と連携した搬送体制を整備する。

また、ヘリコプターによる搬送も有効であるため、市は、関係機関と連絡を密にし、県防災ヘリコプター及び関係機関所有のヘリコプターによる搬送について体制を確保しておく。

## 第3 災害拠点病院等 【健康増進課、(一社)岩沼市医師会、

### 日本赤十字社宮城県支部等】

市は、市内の医療施設で対応できない傷病者等については、県の指定する災害拠点病院等に収容する。なお、市は、災害拠点病院との密接な連携体制の構築により、後方医療体制の充実を図る。

## 第4 在宅要医療患者の医療救護体制 【健康増進課、(一社)岩沼市医師会、

### 日本赤十字社宮城県支部等】

市は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療、結核その他在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるよう医療体制を確認しておく。

## 第5 医薬品等の備蓄・供給体制 【健康増進課、(一社)岩沼市医師会、

### 岩沼薬剤師会、日本赤十字社宮城県支部等】

#### 1. 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

市は、県や医療機関等と連携し、初期医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の備蓄配備を図るとともに、災害時の調達手段の確保に努める。

また、市は、岩沼薬剤師会と災害時の医薬品供給に関する協定を締結するなどにより、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。

【医薬品、衛生材料等の備蓄】

備蓄する場所	備蓄医薬品等
医療救護所	・救急医療セット・医薬品等・消毒液・副本・担架・簡易ベッド等
主要な医療機関 ※入院患者及び人工透析患者 のいる病院の院内薬局	・慢性疾患に対応する薬品・機材等を備蓄 ・輸血用血液の備蓄 ※糖尿病・高血圧・人工透析の必要な腎機能障害等に備え、応急期（発災後一週間位まで）放出可能な余裕のある在庫要請
岩沼薬剤師会・保険薬局	・医療班の要請に応じて、在庫の放出及び卸業者から調達

2. 薬剤師の確保

市は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、(一社)岩沼市医師会や岩沼薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

## 第16節 緊急輸送体制の整備

### 第1 目的

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、市は、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

### 第2 緊急輸送ネットワークの形成 【土木課、岩沼警察署】

#### 1. 緊急輸送ネットワークの設定

防災関係機関は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点・集積拠点について、把握・点検・調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市等が設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

#### 2. 緊急輸送ネットワークの安全性確保

防災関係機関は、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に風水害に対する安全性の確保（雪害においては、除雪体制の強化等）に配慮する。

### 第3 緊急輸送道路の確保 【土木課、岩沼警察署】

#### 1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備

各道路管理者は、関係機関と協議し、災害発生後の避難、救助をはじめ、物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路「緊急輸送道路」を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワークを策定している。

市内では、仙台東部道路及び国道4号、国道6号及び県道5路線が緊急輸送道路に選定されており、市はこれらの対策の実施に協力する。

#### 2. 緊急輸送道路の整備

県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

市は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、岩沼建設産業同友会との「災害時における応急措置の協力に関する協定」に基づき、緊急輸送道路の確保を図る。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

### 3. 災害発生時の運転者の義務の周知

市は、災害時において、災害応急対策等に必要な人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合、岩沼警察署が実施する「できる限り安全な方法により、車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない」といった運転者の義務等についての周知に協力する。

## 第4 緊急輸送体制 【危機管理課、まちづくり政策課、岩沼警察署、市民バス委託業者】

### 1. 緊急通行車両に係る確認手続き

市は、災害時において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務についての手続きを定める。

なお、市は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため、あらかじめ使用が見込まれる車両について、事前に県公安委員会・岩沼警察署へ届け出る。

### 2. 緊急輸送に関する協定

#### (1) 配送に関する協定

市は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(公社)宮城県トラック協会や輸送事業者等と協定を締結するなど、連携強化を図る。

#### (2) 仕分けに関する協定

市は、大規模災害時を想定した物資の仕分けについて、宮城県倉庫協会の活用や市内事業者等の協力を得るなどの協定を締結するなど、連携強化を図る。

### 3. 緊急輸送の環境整備

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

### 4. 燃料優先協定の締結

市は、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるよう、優先順位や費用措置等を含め、民間企業等と協定を締結する。

また、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

### 5. 緊急輸送道路の周知

市は、災害時に緊急輸送道路の機能を十分に發揮させるため、緊急輸送道路について、平常時から職員に対し周知徹底させるほか、広報紙等を活用し市民等への周知に努める。

## 6. 復旧体制の整備

道路管理者は、橋りょう、一般道等の重要構造物が被災した場合を想定し、応急復旧のための資機材について事前の備蓄や整備を行う。

また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努める。

## 7. 岩沼市民バスの有効活用

市は、災害時における人員の輸送を円滑に行うため、「岩沼市民バス」の通常運行を速やかに停止し、市民バス委託業者と連携し避難活動等に利活用する。

## 第17節 避難対策

### 第1 目的

大規模災害時には、浸水又は火災等の二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、市は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期すため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立及び労務、施設、設備、物資並びに資金の整備に努める。

なお、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所、指定避難所へ向かう避難路・避難階段等の整備等、災害発生後に市民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施部局）と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

### 第2 避難誘導体制 【危機管理課】

1. 市は、避難情報について、河川管理者等の協力を得つつ、あらかじめ、避難情報の発令基準等を設定する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
2. 市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための組織横断的な担当部署への人員応援体制や発令に關係する役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
3. 市は、指定緊急避難場所、指定避難所をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、平常時から市民等への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、市民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
4. 市は、消防団等と協議し、災害発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。  
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動）を講ずべきことにも留意する。
5. 県及び市は、土砂災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

### 第3 水害、土砂災害、高潮災害における避難情報 【危機管理課】

#### 1. 避難情報と警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる

際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供される。

市が避難情報を発令する場合は、受け手側が発表された情報から、とるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルによる提供に努める。

高齢者等避難及び避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、平常時から市民等への周知徹底に努める。

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても仙台管区気象台等が発表する防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

警戒レベル	居住者がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	発令・発表者
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	市
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）	避難指示	
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保）	高齢者等避難	
警戒レベル2	自らの避難行動を確認	注意報（洪水、大雨、高潮）	仙台管区気象台
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）※大雨、高潮に関するもの	

## 2. 避難情報の発令対象区域の設定

### (1) 水害

#### ア 洪水予報河川、水位周知河川

市は、洪水予報、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。

また、避難情報の発令対象区域については、水防法の規定に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難情報の発令対象区域を設定する。

#### イ その他河川

市は、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについて、洪水予報河川と水位周知河川と同様に具体的な避難情報の発令基準を策定する。

また、避難情報の発令対象区域については、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特性に応じて

区域を設定する。

#### ウ 留意事項

洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難情報の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておく。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、市は、災害リスクのある区域に情報を絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

### (2) 土砂災害

#### ア 発令対象区域

土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とし、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象要素として定めておく。

#### イ 避難情報の発令

土砂キックル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。

また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

### (3) 高潮災害

#### ア 発令対象区域

高潮災害の避難情報の発令対象区域は、浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においては、その指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

ただし、高潮浸水想定区域は、想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであるため、中小規模の高潮を対象としたものではなく、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて、発令対象範囲をあらかじめ定めておく必要がある。

そのため、市は、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことを検討する。また、水位周知海岸以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておくことを検討する。

さらに、同一の浸水区域内でも氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合、市は、到達時間に応じて避難情報の発令対象区域を徐々に広げていくという方法についても検討する。

## 第4 指定緊急避難場所の確保 【危機管理課】

### 1. 指定緊急避難所の指定及び周知徹底

市は、災害から市民等が一時避難するための場所について、公園、グラウンド、体育館、学校、公民館、コミュニティセンター等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておく。その際、災害種別に応じて指定するとともに、次の対策を推進する。

- (1) 誘導標識の設置等により、市民等への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。
- (2) 指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保を行うべきこと等の周知徹底に努める。
- (3) 指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても周知徹底に努める。
- (4) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど、管理体制を整備しておく。

## 2. 公共用地等の有効活用

市は、指定緊急避難所等の確保において、県と連携し、公共用地の有効活用を図る。

## 3. 教育施設等を指定する場合の対応

市は、学校等教育施設を指定緊急避難所等として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

## 4. 交流拠点の指定緊急避難場所への活用

市は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、コミュニティセンター、社会福祉施設等を市民の交流拠点として整備を進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

## 5. 備蓄倉庫及び通信設備の確保

市は、指定緊急避難場所と位置付ける学校等には、備蓄倉庫及び通信設備の整備等を進めよう努める。

## 6. 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、津波、大規模な火事、内水氾濫とする。

指定緊急避難場所の指定基準については、次のとおりとする。

### (1) 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

### (2) 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

### (3) 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペ

ース等があること。

また、前記基準のほか、次の条件に留意する。

- (4) 要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (5) 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること。
- (6) 臨時ヘリポート又はヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- (7) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容できる広さを確保すること。
- (8) 危険物施設等が近くにないこと。
- (9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- (10) 建物の場合は、換気、照明等の設備を整備していること。
- (11) 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料を備蓄していること。
- (12) 被害情報等の入手に資する情報機器（ラジオ等）が優先的に整備されていること。

## 7. 一時避難場所の確保

一時避難場所は、災害発生直後に、町内会の班等で安否確認等を行うことができる自主防災組織や町内会等が独自に決める安全場所である。

市は、指定緊急避難場所の指定基準に準ずるものについては、近隣の自主防災組織や町内会等との情報共有に努める。

## 第5 避難路の確保 【危機管理課、都市計画課、土木課】

1. 市は、次の事項に留意しながら、指定緊急避難場所、指定避難所への避難経路の確保に努める。なお、避難路等の整備は、洪水等による堤防の決壊、土砂災害の危険性、道路陥没・途絶等、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 複数の経路の選定も考慮すること。
- (3) がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

2. 市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特に、スクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

## 第6 避難路等の整備 【危機管理課、土木課、都市計画課】

### 1. 避難路・避難階段の整備・改善

市は、市民等が確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じた避難路・避難階段等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

## 2. 避難路等の安全性の向上

市は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進する。

また、避難経路における落橋防止等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。

## 3. 避難誘導標識等の設置

市は、避難誘導標識等の整備を次のように推進する。

### (1) 避難誘導標識等の整備

ア 指定した避難路について、避難誘導標識等を設置し、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の位置等を主要幹線道路、市内の主要地点及び市の主要施設に示す。

イ 案内標識は、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示等に配慮する。

ウ 避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した指定緊急避難場所であるのか明示するよう努める。

エ 県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

### (2) 多言語化の推進

市は、指定緊急避難場所や避難経路の標示、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

## 第7 避難誘導体制の整備 【危機管理課、社会福祉課、介護福祉課、学校教育課、消防本部、消防団】

### 1. 行動ルールの策定

市は、消防団員、警察官、市職員等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難支援等関係者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、活動を中心して自ら避難する場合や時間のめどの明示等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、支援者、市民等に周知し、二次被害の防止に努める。

### 2. 避難誘導・支援の訓練の実施

避難誘導は、岩沼警察署の協力を得て、市職員、防犯実働隊員及び消防団員等が行うこととし、さらに市民、自主防災組織等と連携を図り、協力して避難活動を行う。

市は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

### 3. 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報について、関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

## 第8 避難行動要支援者の支援方策 【危機管理課、社会福祉課、介護福祉課、子ども福祉課、健康増進課、岩沼市社会福祉協議会】

### 1. 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携し、支援方策の検討に努める。

### 2. 避難行動要支援者の支援体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

また、避難行動要支援者に対しては、情報伝達体制及び避難誘導体制の整備、避難訓練の実施等一層の対応強化を図る。

### 3. 社会福祉施設等における対応

#### (1) 動員計画及び非常召集体制等の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練内容等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。

#### (2) 緊急時情報伝達手段の確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

#### (3) 非常時持出品の確保対策

社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の指定緊急避難場所での備蓄等、持出品の確保に時間をかけない工夫を平常時から行っておくよう努める。

### 4. 在宅者対応

#### (1) 情報共有及び避難支援計画の策定

市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。

#### (2) 避難支援に配慮した方策の検討

市は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討を行う。

#### (3) 感染症の自宅療養者への対応

市は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、塩釜保健所岩沼支所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

## 5. 外国人等への対応

防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、環境の整備に努める。

- (1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備
- (2) 指定緊急避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラム（絵文字）の活用等や多言語化の推進
- (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及

# 第9 教育機関等における対応 【学校教育課、子ども福祉課】

## 1. 児童生徒等の安全対策

- (1) 引渡しに関するルールの策定

学校長等は、市及び教育委員会と協議のうえ、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定め、その適切な運用を図る。

- (2) 安全確保対策の検討

学校長等は、風水害等が発生した場合又は市が避難情報を発令した場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るために対策をあらかじめ検討する。

- (3) 引渡し対応の検討

学校長等は、児童生徒等の引渡しにおいては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応、児童生徒等を引渡さず保護者とともに学校等に留まること、避難行動を促すなどの対応等も併せて検討する。

## 2. 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市との間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

# 第10 避難計画の作成 【危機管理課、学校教育課】

## 1. 市の対応

市は、次の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画を作成するとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、ハザードマップ・防災マップの作成に当たっては、市民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

避難計画の作成に当たっては、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、市社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者の情報共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

- (1) 避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法

- (2) 避難路及び避難経路、誘導方法
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地、収容人員
- (4) 指定避難所の名称、所在地、収容人員

なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月）を参考とする。

## 2. 公的施設等の管理者

学校、市民会館等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、災害を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、職員等に周知徹底を図る。

### 第11 避難に関する広報 【危機管理課、産業振興課】

1. 市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関するハザードマップ・防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等へ積極的に配布し、周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期に立退きが必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努める。
2. 市は、ハザードマップ・防災マップの作成に当たっては市民等も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。
3. 市は、避難指示のほか、市民等に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するよう努めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を伝達する必要がある。
4. 市は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についても、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池からハザードマップ等を作成し、市民等に配布する。
5. 市は、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、防災行政無線等の整備を推進するとともに、エフエムいわぬま、緊急告知ラジオ（防災ラジオ）、SNS、緊急速報エリメール、広報車等による広報活動を迅速に行えるよう体制の整備を図る。

## 第18節 避難受入れ対策

### 第1 目的

大規模災害時には、建物の倒壊又は火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、市は、事前に指定する避難所等について、災害時に速やかに開設、運営ができるよう指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等の被災者支援の仕組みの整備等に努める。

### 第2 避難所の確保 【危機管理課、まちづくり政策課、学校教育課】

#### 1. 指定避難所の指定と周知

市は、風水害等による家屋の倒壊や焼失等により住居を喪失した市民等を受け入れ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法等を市民等に周知する。この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐えうる施設とする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な伝達手段の整備に努める。

#### 2. 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

市は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を、緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民等への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適当である場合があることを平常時から市民等へ周知徹底するよう努める。

#### 3. 避難所の代替施設の指定

市は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。

#### 4. 指定避難所の選定基準

指定避難所は、本章 第17節 避難対策 第4 指定緊急避難場所の確保 「6. 指定緊急避難場所の指定基準等」で示した条件を満たす場所に立地する施設であり、次の要件を勘案した基準で選定する。

- (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
- (2) 構造条件：速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を被災者等に配布することができる構造又は設備を有すること。

- (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

## 5. 指定避難所の施設・設備の整備

### (1) 指定避難所の施設の整備

市は、指定避難所において、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話等の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

### (2) 物資等の備蓄

市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子ども、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資等の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

### (3) 避難者による災害情報の入手に必要なテレビ、ラジオ等の整備を図る。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

## 6. 避難所の運営・管理

市及び各避難所の運営者は、指定避難所の運営・管理に当たっては、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」（平成25年8月策定）を参考にしながら、指定避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (1) 指定避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置する。
- (2) 市民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の市民等への普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (3) 指定避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。
- (4) 指定避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- (5) 運営に必要な事項について、内閣府の「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、配置しておく。
- (6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておく。

- (7) 避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。
- (8) より早い段階での指定避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランス（発生動向調査）の実施時期と実施体制を事前に検討しておく。
- (9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。
- (10) 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や指定避難所における避難者の過密抑制等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- 市は、平常時から避難所運営マニュアル等に基づき、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## 7. 県有施設を指定避難所とする場合の対応

市は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

## 8. 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

### (1) 運営体制等についての協議

市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

### (2) 運営取組の促進

教育委員会は、学校等での避難所運営が円滑に行われるよう、学校等と市や地域との連携体制に係る基本的な考え方、避難所運営関連における学校防災マニュアル作成等を進め、学校等、関係機関との取組を促進する。

### (3) 防災機能の強化

市は、公立の義務教育諸学校等施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた強化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

## 9. 広域避難の対策

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫・減災協議会等既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他県や他市町村との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

# 第3 避難の長期化対策 【危機管理課、健康増進課】

## 1. 栄養状況調査・栄養相談の実施

避難所での栄養状態は、被災者の健康維持においては重要であることから、市は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を検討する。

## 2. 生活環境の確保

市は、避難所の設備等の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や多様な生活者に配慮した物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。

# 第4 避難所におけるペット等の対策 【危機管理課、環境課】

市は、避難所におけるペット等の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、あらかじめ同行避難できる避難所を示し、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育させることとする。

なお、避難所のペット等の管理責任は、飼育者にあることを原則とする。

また、市は災害発生時に、飼い主が自己の責任で行うペット等の同行避難や適正な飼養管理ができるように、平常時から飼い主に対してペット等の飼養・管理方法を普及啓発する。

# 第5 応急仮設住宅対策 【都市計画課】

応急仮設住宅の建設については、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の規定が適用された場合は知事が、委任された場合又は救助法適用に至らない場合は、市長が行う。

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、土砂災害、高潮等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、県が協定を締結した団体等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

# 第6 帰宅困難者対策 【危機管理課、まちづくり政策課】

## 1. 基本原則の周知

市は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、その活動のために使用される幹線道路の交通の支障になる懸念がある帰宅困難者の発生を抑制するため、また、駅周辺等帰宅困難者が多く集まって混乱

状況になったり、受け入れる建物の確保に苦慮するような事態になったりすることを防ぐため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、市民、企業等、学校等、関係団体等への周知を図る。

## 2. 安否確認方法の周知

市は、帰宅困難者とその家族において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話各社が提供している災害用伝言板等の複数の安否確認手段や家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

## 3. 企業等・学校等の取組の促進

企業等・学校等は、従業員や顧客、児童生徒等を、帰宅のための交通手段が確保されるまでなどの一定期間、施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐災化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

## 4. 一時滞在者避難対策

### (1) 情報伝達体制の整備

市は、発災時における帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な誘導等の対応を進めるため、平常時から鉄道事業者、バス事業者等との連携を強化する。

また、鉄道事業者、バス事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

### (2) 備蓄の確保

市は、帰宅困難者が一時滞在することが想定される公共施設等について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行う。また、同じ場所に避難してくる住民がいる場合には、共存による備蓄の不足やスペースの不足が起こらないかを検討する。

## 5. 徒歩帰宅者対策

市は、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

## 6. 訓練の実施

市は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を検討する。

## 7. 帰宅支援対策

市は、鉄道事業者、バス事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に交通が不通となつた場合（火山災害において降灰の影響を受けている場合を含む。）の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

## 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 【危機管理課】

### 1. 情報伝達手段の確保

#### (1) 多様な伝達手段の確保

市は、市防災行政無線（屋外拡声子局）、エフエムいわぬま、緊急告知ラジオ（防災ラジオ）、携帯電話（緊急速報メール機能等を含む。）、SNS、市ホームページ、広報車等のあらゆる媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

#### (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等、外国人等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる。

#### (3) 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。

### 2. 役割・責任の明確化

市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

### 3. 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

### 4. 居住地以外の市町村への避難者への対応

市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

## 第8 孤立集落対策 【危機管理課】

1. 市は、西部地区等の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、市民生活が困難若しくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市との間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟を図る。
2. 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。
3. 市は、孤立の可能性に応じて、飲料水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
4. 市は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に避難施設を確保・整備するとともに、あらかじめ市民等に対し周知する。
5. 市及び関係機関は、交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、危険箇所を周知する。
6. 市は、災害による孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着所の確保に努める。

## 第19節 食料、飲料水及び生活物資の確保

### 第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、被災者に対しできるだけ早く、円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の調達及び輸送体制の整備を図る。

### 第2 市民等のとるべき措置 【危機管理課】

1. 市民は、防災の基本である「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰、非常食等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出すことができる状態で備蓄するよう努める。  
また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。
2. 市は、3日分程度の食料、飲料水及び生活用品等の備蓄について、市民等が自発的に取り組むよう啓発に努める。
3. 市民は、地域における相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
4. 企業等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには市民等も考慮しながら3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
5. 市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災市町村で仕分けが必要なので使われず、保管スペースの不足につながり、かえって被災地の負担になることなど、被災地支援に関する市民等が知っておくべき知識の普及に努める。

### 第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定 【危機管理課、産業振興課】

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

## 第4 食料及び生活物資等の備蓄 【危機管理課、産業振興課】

### 1. 初期の対応に十分な備蓄量の確保

市は、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

### 2. 公共用地、県・国有財産の有効活用

市は、備蓄に当たり、県と連携し、備蓄に使用する公共用地、県・国有財産の有効活用を図る。

### 3. 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

市は、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは防災拠点等への集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、指定緊急避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行うなど、集中備蓄・分散備蓄体制の整備に努める。

### 4. 備蓄拠点の整備

市は、備蓄拠点について、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

### 5. 備蓄物資の選定時の配慮

市は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

また、非常用食料は、支給後すぐに食事ができるよう、調理が不要なものとする。

## 第5 食料及び生活物資等の調達体制 【危機管理課、産業振興課、上下水道部】

### 1. 食料の調達、供給活動関係

市は、大規模な災害による被害を想定し、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。

また、非常食の備蓄を補完するため、市内の事業所や商工業者等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

### 2. 生活物資の調達

市は、救助法の規定が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる生活必需品について、あらかじめ調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

なお、供給する生活物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

### 3. 飲料水の確保

- (1) 市は、被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。
- (2) 市は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材をあらかじめ整備する。
- (3) 市は、(公社)日本水道協会宮城県支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じて応援要請ができる体制を整えるなど応急体制を確立する。

### 4. 生活用水の確保（災害時協力井戸の登録）

市は、災害時において供給が困難となる生活用水を確保するため、災害時に使用できる井戸を「災害時協力井戸」として登録することにより、災害時に供給可能な水源確保に努める。

## 第6 燃料の確保 【財政課、危機管理課】

### 1. 燃料の確保に関する協定

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、宮城県石油商業協同組合、宮城県石油商業組合等と必要な協定等を締結するなどして、燃料の確保に努める。

### 2. 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両専用となる給油所又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して平常時からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

### 3. 普及啓発

#### (1) 燃料管理等の普及啓発

市は、災害発時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、平常時から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を平常時から半分以上としておくよう心がけるなど、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

#### (2) 車両を要する市民等の自助努力の徹底

日常生活や事業活動において車両が必要不可欠な市民及び事業所等は、車両の燃料を平常時から半分以上としておくよう心がけるなど、自助努力に努める。

## 第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

### 第1 目的

大規模な災害時には、高齢者、障害者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられる。

その場合、一般市民より大きな身体的危険が予想され、さらに避難後の生活にも配慮を必要とすることが予想されるため、市は、そのための対策について整備しておく。

### 第2 高齢者、障害者等への支援対策 【危機管理課、社会福祉課、介護福祉課、子ども福祉課、健康増進課、岩沼市社会福祉協議会】

#### 1. 社会福祉施設等の安全確保対策

##### (1) 防災点検及び防災資材の配備

老人福祉施設及び障害者支援施設等（以下「社会福祉施設等」という。）は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の物資を配備しておく。

##### (2) 組織体制の整備

社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者の緊急連絡体制等の整備に努める。

また、市と連携し、施設相互間及び他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

##### (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び指定緊急避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。

また、入所者及び施設職員等が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。

##### (4) 業務継続体制の構築

社会福祉施設等は、業務継続計画の策定及び運用に努め、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において体制づくりを行う。

## 2. 要配慮者の災害予防対策

### (1) 本地域防災計画・全体計画の策定

市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月策定、以下「取組指針」という。）等を踏まえ避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、本地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置付け、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。

### (2) 避難行動要支援者の把握

市は、災害時の犠牲者となりやすい避難行動要支援者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。在宅で介護を受けている避難行動要支援者についても、民生委員・児童委員、自主防災組織や行政区等の地域コミュニティの協力を得て、常に最新の情報を把握する。

なお、市は、取組指針に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

#### ア 避難行動要支援者の所在把握

- a 住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。

また、平常時から避難行動要支援者と接している市の福祉部局、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。

- b 自主防災組織や町内会・自治会等の地域コミュニティから積極的に連携・協力を得るなど、地域における共助の仕組を活かして所在把握を推進する。

#### イ 所在情報の管理

- a 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する体制を構築する。
- b 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。
- c 個人情報保護の観点から、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

### (3) 避難行動要支援者名簿の作成等

#### ア 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

#### ア 避難支援等関係者となる者

町内会・自治会等、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防機関、岩沼警察署、その他の避難支援等の実施に携わる団体（災害時に派遣される

自衛隊の部隊、消防団、医療救護班、ボランティア団体等で市長が認めた団体)

b 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ① 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
- ② 療育手帳Aを所持する者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- ④ 要介護認定3～5を受けている者
- ⑤ 75歳以上の高齢者で、一人暮らしの者や高齢者のみの世帯の者、又は家族の勤め等により日中（夜間）の長い時間にわたり一人暮らしの状態になる者
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 上記に準じる者や、病気等により地域による支援を必要としている者
- ⑧ 上記以外で市又は町内会・自治会等が支援の必要を認めた者

c 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

住民基本台帳や障害者情報、介護者情報等により避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報を抽出し、名簿を作成する。

また、市で把握していない難病患者に関する情報等についても、法第49条の10第4項の規定に基づき、知事その他の者に対して情報の提供を求め、名簿を作成する。

d 名簿の更新に関する事項

毎年住民基本台帳や障害者情報、介護者情報をもとに更新する。

また、避難行動要支援者の転入があった場合も、その都度名簿に登録する。死亡や転出で不要になった個人情報は速やかに削除する。

イ 名簿の提供

市は、避難行動要支援者本人又は代理人の同意を得た上で、実効性の高い避難支援を可能にすることを主たる目的として、避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供する。

なお、提供する名簿情報は、管理・担当・管轄している地域に所在する避難行動要支援者の情報のみとする。

(4) 情報漏えいの防止

市は、情報を提供する場合には、個人情報の取扱いについて説明するなど、情報の漏えい防止等の適切な管理を行う。

(5) 個別避難計画の作成・更新

市は、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別避難計画を策定するよう努める。

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者と避難支援者の打合せ等の調整等を行うコーディネーターの協力を得ながら、市が主体となって進める。

また、避難支援等関係者は、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や避難行動要支援者本人等から変更の申出があった場合等は、その都度速やかに更新を行う。

さらに、個別避難計画の配布は、個人情報保護の観点から、避難行動要支援者本人や避難支援者等、必要最小限にとどめ、適切な管理に十分努める。

## (6) 名簿の管理におけるデジタル技術の活用

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

## (7) 名簿情報の提供に不同意であった者への避難支援

避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者（同意確認が取れない者を含む。）については、市は、不同意者の有無及び人数に関する情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供し、地域における避難支援体制づくりを支援する。

また、災害時において緊急かつやむを得ないと認められるときは、市は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等に活用する。

## (8) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から福祉避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

## (9) 支援体制の整備

市は、取組指針やガイドライン、手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、町内会・自治会等と連携し、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。

ア 体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、要配慮者やその家族、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

イ 災害時における要配慮者等の安否確認や避難支援等を迅速に行うため、「高齢者等緊急通報システム」等の活用を図る。

ウ 平常時より、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者や地域住民等による地域福祉のネットワークづくりを推進する。

エ 聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための、緊急速報メールや一斉FAX送信等文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

## ※ 緊急通報システム

- ・緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。
- ・ひとり暮らし高齢者等に急病や事故等突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント（小型無線発信器）を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。
- ・緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員（ボランティア等）の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

#### (10) 相互協力体制の整備

市は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・高齢者団体等の福祉関係者、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

#### (11) 情報伝達手段の普及

市は、各種福祉関係団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）の他、聴覚障害者向けの情報受信装置、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリー手帳用機器を備えた携帯電話等、避難行動要支援者個々の特性に配慮した通信手段の普及を検討する。

### 3. 福祉避難所の確保

#### (1) 福祉避難所の確保及び整備

市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケア等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた施設や民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

#### (2) 福祉避難所の公示

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、避難が必要となった要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

#### (3) 福祉避難所の指定基準

ア バリアフリー化等、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

#### (4) 他市町村での受入れ拠点の確保

市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の避難行動要支援者や、被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

### 4. 福祉サービスの継続と関係機関の連携

市は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。具体的には関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

### 5. 家族を含めた防災訓練の実施

市は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

### 6. 要配慮者自身の備え

市は、災害に備え、平常時に要配慮者自身又は家族ができる範囲の準備を働きかけるほか、次のような「自助」の考え方について普及に努める。なお、要配慮者自身もこれらの備えの自助努力に努める。

- (1) 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく。
- (2) 防災用品を準備しておく。
- (3) 貴重物品をまとめておく。
- (4) 近所の人に災害時の支援について依頼しておく。
- (5) 防災訓練や行事等に参加する。

## 第3 外国人への支援対策 【危機管理課、まちづくり政策課、産業振興課】

市は、県と連携して災害発生時に外国人の言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行客についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策に努める。

1. 市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。
2. 市は、外国語対応の防災マップ等を作成・配布することにより、災害時にとるべき行動や指定緊急避難場所・避難経路等の周知に努める。
3. 市は、避難所案内板等に外国語を併記するように努める。
4. 市は、地域に住む外国人を含めた防災訓練等の実施に努める。
5. 市は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかけるなど、行政と民間が連携した防災体制の整備を行う。

6. 市は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成する。
7. 市は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
8. 市は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、外国人の動向の把握に努め、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

#### **第4 旅行客への対策 【産業振興課】**

外国人旅行客は、日本で発生する災害の基本的知識や土地勘に乏しいことから、円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。

このため、市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月策定、国土交通省観光庁）等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。

## 第21節 複合災害対策

### 第1 目的

大規模災害から市民等の命を守るために、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。複数の災害が同時又は連続して起こり得る災害、ある災害によって起こりやすくなる災害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えが必要である。

そのため、市及び防災関係機関は、複数の災害が同時又は連続して発生することによって全体として災害の被害を大きくする可能性を認識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

### 第2 複合災害の応急対策への備え 【関係各課・機関】

市及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2件以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築した上で、本地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。

各編の予防対策の実施に当たっては、特に次の点に留意し、複合災害の発生も考慮に入れた対策に努める。

#### 1. 活動体制

- (1) 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、市及び防災関係機関は、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- (2) 一定の条件を満たした大規模自然災害が発生したときは、市は県と連携を図り、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。
- (3) 市及び防災関係機関は、複合災害発生時は、災害の全体像を把握し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

#### 2. 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 市は、複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況の把握等に必要な情報を、関係機関と共有する体制整備に努める。

#### 3. 避難・退避体制の整備

- (1) 複合災害時には、避難情報や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、市は、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国・県等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。
- (2) 市は、複合災害時に迅速に避難誘導を実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、指定避難所及び緊急指定避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想

定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。

- (3) 市は、避難経路等に影響を与える可能性のある自然災害が発生した場合においては、原子力災害の同時発生に備えた避難誘導計画の影響を考慮する。

### 第3 複合災害に関する防災活動 【関係各課・機関】

#### 1. 訓練の実施

防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。

#### 2. 複合災害に関する知識の普及啓発

市は、原子力災害を含む複合災害時における、市民等の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

## 第22節 災害廃棄物対策

### 第1 目的

大規模災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物、火山噴出物（火山災害の場合に限る。）は、市民等の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、市は、廃棄物処理活動が円滑かつ迅速に行われるよう、広域処理も含めた災害廃棄物計画の策定及び処理・処分体制の確立を図る。

### 第2 処理体制 【環境課、亘理名取共立衛生処理組合】

#### 1. 市の役割

市は、迅速な災害応急対策推進のため、あらかじめ亘理名取共立衛生処理組合と廃棄物処理に関し協議を行い、災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保、計画的な収集、運搬等、円滑かつ適正な処理を行う体制を構築する。また、廃棄物処理施設の処理能力を超える場合及び施設が被災し使用不能になった場合の対策として、近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を構築する。

#### 2. 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の構築に努める。

### 第3 主な措置内容 【環境課、亘理名取共立衛生処理組合】

市及び亘理名取共立衛生処理組合は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

#### 1. 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の調達のための体制整備に努める。
- (2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討する。

#### 2. 災害時における応急体制の確保

- (1) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき等）の分別収集体制や、一時保管場所である仮置き場に関する計画を作成する。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成する。
- (3) 近隣市町との協力・応援体制を整備する。

#### 3. 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレ及びその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行う。
- (2) 仮設トイレ等の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

## 第23節 災害種別毎予防対策

### 第1 火災予防対策 【危機管理課、消防本部、消防団】

#### 1. 目的

市は、火災による人的・物的被害の軽減を図るために、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努める。

#### 2. 情報の収集・伝達体制の整備

防災関係機関は、情報収集、伝達手段として、防災行政無線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図る。

#### 3. 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。

このため、消防本部は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る必要があり、市民等に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火ができる限り防止する。

##### (1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担をかけることにより起きることから、消防本部及び消防団は、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

##### (2) 市民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、消防本部及び消防団は、常に火気について注意喚起とともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

##### (3) 出火防止のための査察指導

市及び消防本部は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を未然に抑制、防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

##### (4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、消防本部は、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

#### (5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておく必要がある。

このため、市及び消防本部は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民等の防災行動を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

### 4. 消防組織の充実強化

市及び消防本部は、複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実及び消防職員と消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化に努める。

また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

### 5. 消防力の強化

火災発生時には、早期消火により、延焼拡大を防止することが必要であることから、消防力の基準及び消防水利の基準に基づき、消防本部における消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう努めるものとし、市及び消防本部はこれらの設備整備を積極的に進める。

### 6. 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等を始めとする防災活動において、重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は団員の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要であることから、市及び消防本部は、次の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識及び技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、市民等の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては、消防団への参加・協力等の環境づくりを進める。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、待遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、高校への働きかけ、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じて消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する。

## 7. 火災予防措置

### (1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が効果的なため、消防本部はこれを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、亘理地区行政事務組合火災予防条例（昭和45年条例第19号）の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大であり、消防本部は、定期点検制度の普及促進や人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対しても重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言を行う。

### (2) 漏電による火災の防止

消防本部は、配電設備について、一定の基準による工事と適正な検査の実施により施工の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に努める。

また、需用設備については、新增設調査並びに定期調査により不良箇所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

さらに、市民に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

### (3) 消防用設備等の設置・普及

消防本部は、火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

### (4) 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅火災の防止について、防炎物品及び防炎製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを市民等に周知する。特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災警報器の設置・普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

## 8. 消防計画の充実強化

消防本部は、防災活動の万全を期すため、消防計画を作成し、火災予防について一層の充実を図る。

- (1) 消防力等の整備及び点検
- (2) 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

## 第2 林野火災予防対策 【危機管理課、総務課、産業振興課、消防本部】

### 1. 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなつた火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。

このため、森林所有者、市、消防本部は、火災の未然防止に努めるとともに、初期消火、延焼拡大防止のため必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。

### 2. 事前警戒措置

市及び消防本部は、次の対策を実施する。

#### (1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

#### (2) たき火等の制限

ア 気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

イ 市長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき又は林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

### 3. 広報宣伝の充実

市及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、市民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

#### (1) 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

#### (2) ポスター、標識板等の設置

屋内外、交通機関、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、市民等、通行者、入山者に注意を喚起する。

#### (3) 報道機関等による啓蒙、宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設定時において、市並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載のほか、報道機関、公民館、学校等の協力を得て注意喚起を図る。

#### (4) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

#### (5) 学校教育による防火意識の啓発

自然保护、森林愛護等の情操教育を通じて防火意識の啓発を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒等を通じて家庭への浸透を図る。

#### 4. 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講じる。

(1) 林道（防火道）の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等（防火用水施設）の有効利用

治山・砂防えん堤及びため池等を計画的に整備するほか、既存のえん堤・ため池を利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

#### 5. 防ぎよ資機材

市及び林野関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておく。

#### 6. 防災活動の促進

市及び林野関係機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図り、市民及び入山者に対しては、看板の設置等を通して防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研修会を開催、空中消火活動の強化・充実を図る。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 市民等への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

#### 7. 林野火災特別地域の指定

市は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るために、林野火災特別地域の指定を受けておく。

### 第3 危険物施設等の災害予防対策 【危機管理課、消防本部】

#### 1. 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがあることから、消防本部は、各施設の自主保安体制の充実・

強化について指導を徹底するなど、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

## 2. 災害予防措置等

### (1) 危険物施設

#### ア 安全指導の強化

消防本部は、危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### イ 施設の基準維持の指導

消防本部は、危険物施設の設計基準については、年々強化され、構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

#### ウ 自衛消防組織等の育成

消防本部は、事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

#### エ 広報・啓発の推進

消防本部は、防災連絡協議会等の関係団体の育成・支援に努め、これら団体を通じて事業所及び市民に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

#### オ 防災用資機材の整備

消防本部は、複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

### (2) 宮城海上保安部

宮城海上保安部は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第39条の3に定める油保管施設の設置者等に対し、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関する基準の遵守を指導し、被害の拡大防止に努める。

また、海上火災、大量の油の流出等が発生した場合の航行制限及び防除等を検討する。

### (3) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

イ 県は、高圧ガスの各種施設については、保安監督の推進のために必要な指導・助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を促進することにより、災害の防止に努める。

## (4) 火薬類製造施設等

- ア 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定等に基づき、火薬製造施設、火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し、製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。
- イ (一社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会等を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ウ 消防関係機関は、前記(1)について立入検査を通じて適宜に指導・助言を行う。
- エ 県は、保安監督の推進のため、火薬類の製造・貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を推進することにより、災害の防止に努める。

## (5) 毒物劇物貯蔵施設

警察は、毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。

## (6) 放射性物質の使用・貯蔵施設等

- ア 放射性物質取扱（使用・販売・廃棄）事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質による事故等を防止し、公共の安全を確保するように万全を期す。
- イ その他の関係機関は、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努める。

## 第4 海上災害予防対策 【危機管理課、宮城海上保安部】

### 1. 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定める。

### 2. 船舶の安全な運航等の確保

#### (1) 宮城海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

- ア 海図・水路書誌等水路図誌の整備
- イ 港内、狭水道等船舶のふくそうする海域における航行管制、海上交通情報の提供等の実施
- ウ 危険物荷役における安全防災対策の指導
- エ 航路標識の整備
- オ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

#### (2) 港湾管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

### 3. 職員の配備体制

関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに必要に応じて、隨時訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

#### 4. 防災関係機関相互の応援体制

宮城海上保安部及び市は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結するなど、平常時から連携を強化しておく。

#### 5. 捜索、救助・救急及び医療活動

- (1) 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、平常時から情報交換を行うよう努める。
- (2) 宮城海上保安部及び消防本部は、宮城海上保安部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

#### 6. 緊急輸送活動

宮城海上保安部は、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

#### 7. 危険物等の大量流出時における防除活動

宮城海上保安部及び市、消防本部は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

#### 8. 防災訓練の実施

宮城海上保安部及び市は、民間救助・防災組織、石油関係事業者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

#### 9. 海上防災思想の普及

宮城海上保安部は、海難防止、海上防災に関する講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上防災思想の普及に努める。

#### 10. 海上交通環境の整備

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

### 第5 航空災害予防対策 【消防本部、仙台国際空港株式会社】

#### 1. 目的

市及び関係機関は、航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、被害を未然に防止し、又は軽減を図るよう努める。

#### 2. 航空機の安全な運航等の確保

- (1) 航空会社の措置

ア 航空機を操縦するパイロットの技術向上、運航前の保守点検等の安全管理の徹底を各

航空会社が責任をもって行う。

イ 乗客に対し、運航上の注意事項を遵守するよう呼びかける。

(2) 空港事務所の措置

ア 航空保安業務を適正かつ確実に処理すること。

イ 航空保安業務を行うに際し、その責任体制及び処理体制を明確にするように努める。

(3) 乗客の措置

乗客は、運航上の注意事項を遵守する。

### 3. 防災関係機関相互の応援体制

空港内及び空港周辺での事故等に備え、関係機関においては、協定等に基づき応援体制の充実・強化を図る。

### 4. 救助・救急、医療及び消火活動

仙台国際空港株式会社、市及び関係事業所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

### 5. 緊急輸送活動

道路管理者等は、負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

### 6. 防災訓練の実施

空港内及び空港周辺での事故等に備え、仙台国際空港株式会社及び関係機関は、仙台空港緊急計画に基づき、訓練を実施する。

(1) 図上訓練

関係機関、又は一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練

(2) 部分訓練

関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 総合訓練

図上訓練及び部分訓練に参加した関係機関が、それぞれの訓練成果を基に実施する総合的な訓練

## 第6 鉄道災害予防対策 【東日本旅客鉄道株式会社】

### 1. 目的

鉄道における事故災害防止のため、東日本旅客鉄道株式会社は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。

### 2. 鉄道の安全な運行等の確保

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道施設の点検整備に当たり、全ての構造物に対する定期検査を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

### 3. 職員の配備体制

東日本旅客鉄道株式会社は、各体制に基づき関係職員の配置体制をとる。

### 4. 関係機関相互の応援体制

東日本旅客鉄道株式会社は、関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

### 5. 避難誘導体制

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社は、災害発生時、駅のコンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社は、列車については、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

### 6. 防災訓練の実施

東日本旅客鉄道株式会社は、事故及び災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

- (1) 非常呼出訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 脱線復旧訓練
- (5) その他

### 7. 鉄軌道の交通環境の整備

東日本旅客鉄道株式会社は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）の規定に基づき、踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努める。

また、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。

## 第7 交通施設の災害予防対策 【土木課、危機管理課、消防本部】

### 1. 目的

道路は、市民等の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合、道路管理者は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

### 2. 道路交通の安全のための情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握、データベース化に努めるとともに、情報の収集、連絡体制

の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、通行止めや迂回路の設置、冠水対策等について、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

### 3. 交通施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強・整備等を実施する。また、災害対策上必要とする道路施設については、緊急を要する施設から隨時整備を進める。

#### (1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破損等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

#### (2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を計画的に実施する。

#### (3) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強に努める。

### 4. 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

### 5. 防災関係機関相互の応援体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結するなど、平常時より連携を図る。

### 6. 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

### 7. 緊急輸送活動

- (1) 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行う。
- (2) 警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

### 8. 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

## 9. 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

## 10. 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の啓発普及を図る。

## 第3章 災害応急対策

### 第1節 防災活動体制

#### 第1 目的

災害等が発生した場合、市内の広い範囲で市民等の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、市は、災害時には、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、市は、災害応急段階において、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

#### 第2 初動対応の基本的考え方 【本部班】

市及び防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に、人的・物的資源を優先的に配分する。

#### 第3 市の活動 【本部班】

市は、災害等において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、防災関係機関及び市民等の協力のもとに災害応急対策を実施するものとし、このための組織、配備体制及び職員の動員計画を定める。

##### 1. 組織、配備体制

- (1) 所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、「岩沼市災害対策本部条例」に基づき、岩沼市災害警戒本部又は岩沼市災害対策本部を設置する。
- (2) 市は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登序者等について定めておく。
- (3) 市と県が一体となった体制がとれるよう、災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県地域防災計画の配備内容等と十分整合を図る。

##### 2. 救助法が適用された場合の体制

知事の指導を受けて、救助法に基づく救助事務を補助する。

##### 3. 市町村間の応援協定

市長は、災害応急対策上必要があると認めた場合、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」等の応援協定を締結している市町村及び防災関係機関等に対し、応援要請等を行う。

## 第4 災害対策本部等 【本部班、各部班】

### 1. 災害対策本部の設置

市長は、次のいずれかに該当した場合、災害対策本部を設置する。

- (1) 気象庁から大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。
- (2) 市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生したとき。
- (3) 市域に相当規模以上の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき。

### 2. 災害対策本部機能の代替

- (1) 職務権限の代行

市長が不在の場合は、副市長、総務部長の順で職務権限を代理し、災害対策本部機能の確保を図る。その順序は、「市長の職務代理者を定める規則」に定める。

- (2) 災害対策本部機能の代替

災害発生時に災害対策本部の設置が困難となった場合、代替施設を指定する。

なお、通信の確保、災害対策本部会議等の開催が可能な施設を優先的に選定する。

### 3. 災害対策本部の組織

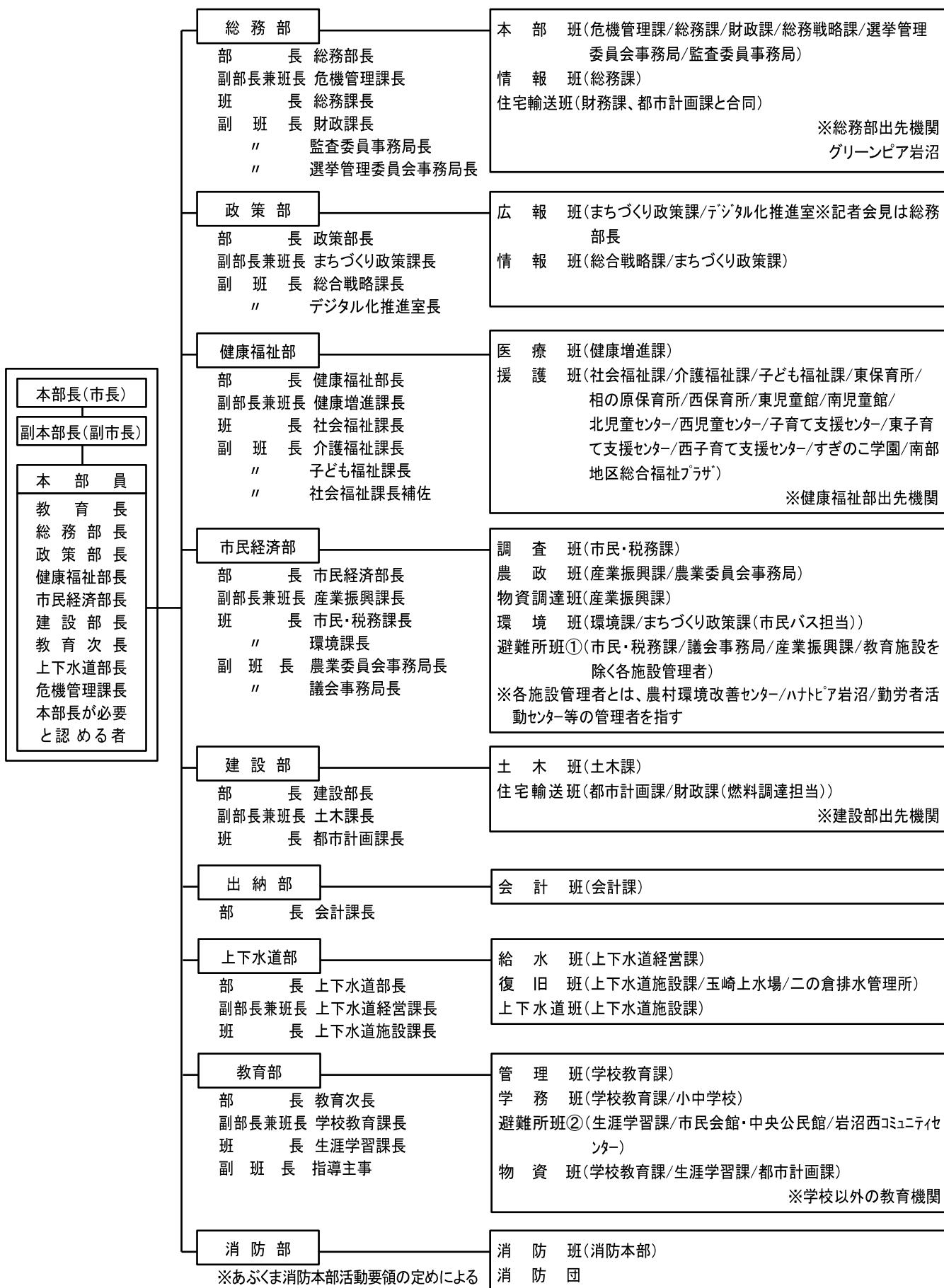
災害対策本部の組織は、「岩沼市災害対策本部条例」及び「岩沼市災害対策本部運営要綱」による。

#### 【災害対策本部の組織】

本部長	市長	災害対策全体の指揮をとる。
副本部長	副市長	本部長を補佐する。
本部員	各部長、その他本部長が必要と認める者	本部長、副本部長とともに、災害対策本部員会議を構成し、災害対策の基本的事項を定め、災害対策本部の総合調整をする。
部・班	各部・各課	災害対策本部員会議の決定した方針に基づき、災害対策活動を行う。

## 【災害対策本部の組織表】

令和5年4月1日現在



#### 4. 災害対策本部の閉鎖

- (1) 本部長は、災害の危険がなくなったとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を閉鎖する。
- (2) 本部長は、災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。

#### 5. 関係機関への周知

本部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、直ちに電話その他の方法を用いて防災関係機関等に連絡する。

##### 【災害対策本部の設置・閉鎖の連絡先・手段】

災害対策本部構成員（職員）	[府内放送、固定電話、携帯電話、防災行政無線]
各施設	[電話、防災行政無線]
あぶくま消防本部	[電話(22-5171)(指令)、防災行政無線]
宮城県復興・危機管理総務課	[電話(022-211-2751)、MIDORI]
岩沼警察署	[電話(22-4341)、防災行政無線]
宮城海上保安部	[電話(022-363-0114)]
エフエムいわぬま	[電話(23-5080)、メール・FAX]
東北電力ネットワーク(株)岩沼電力センター	[電話(23-6491)]
多賀城駐屯地第22即応機動連隊	[電話(0224-55-2301)]
船岡駐屯地第2施設団本部防衛班	[電話(022-365-2121)]
隣接等市町 名取市	[電話(022-384-2111)、防災行政無線]
亘理町	[電話(34-1430)、防災行政無線]
山元町	[電話(37-1111)、防災行政無線]
柴田町	[電話(0224-55-2111)、防災行政無線]
村田町	[電話(0224-83-2111)、防災行政無線]

※災害対策本部を設置しない場合は、あぶくま消防本部、岩沼警察署、自衛隊（多賀城・船岡）に連絡するものとし、その他の機関は、災害の状況を踏まえ連絡する。

### 第5 職員の配備、動員体制 【本部班、広報班、各部班】

#### 1. 配備体制

市長は、市内全域で相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

職員の配備は、災害規模と災害情報を基準として、各自が判断する自動配備とする。

また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。

## 【災害警戒本部・災害対策本部配備体制表】

本部	配備体制 (自動配備)	基 準		活動内容	配備人員
	警戒配備	○仙台管区気象台から大雨・洪水注意報（警戒レベル2）等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき ○阿武隈川の水位が氾濫注意水位(5.0m)に到達すると予想されるとき		情報収集・連絡	危機管理課 災害情報の収集・伝達、警戒活動が実施でき、上位配備に移行できる人員
（本部長・本部総務部長）	1号	○仙台管区気象台から大雨・洪水警報（警戒レベル3相当情報）等の警報が発表される可能性が高まったとき ○阿武隈川の水位が避難判断水位(7.9m)に到達すると予想されるとき		情報収集・連絡 被害状況の把握 洪水予報等の伝達	六部長 教育次長 その他各部班 必要な人員
（本部長・特別警戒本部長）	2号	○仙台管区気象台から大雨・洪水警報（警戒レベル3相当情報）等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき ○気象庁から記録的短時間大雨情報（1時間に100mm以上）が発表されたとき ○宮城県と仙台管区気象台から土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき ○仙台管区気象台から大雪、暴風、暴風雪特別警報が発表されたとき ○阿武隈川の水位が氾濫危険水位(8.2m)に到達すると予想されるとき		情報収集・連絡 被害状況の把握 洪水予報等の伝達 災害の警戒 応急復旧	相当規模の災害に対する応急対策活動及び復旧活動が実施できる人員で、各部班おおむね2/3の職員をもつて充てる
（本部長・灾害対策本部長）	3号	○仙台管区気象台から大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき ○市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生したとき ○市域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長が必要と認めたとき		本地域防災計画に定められた全活動	全職員

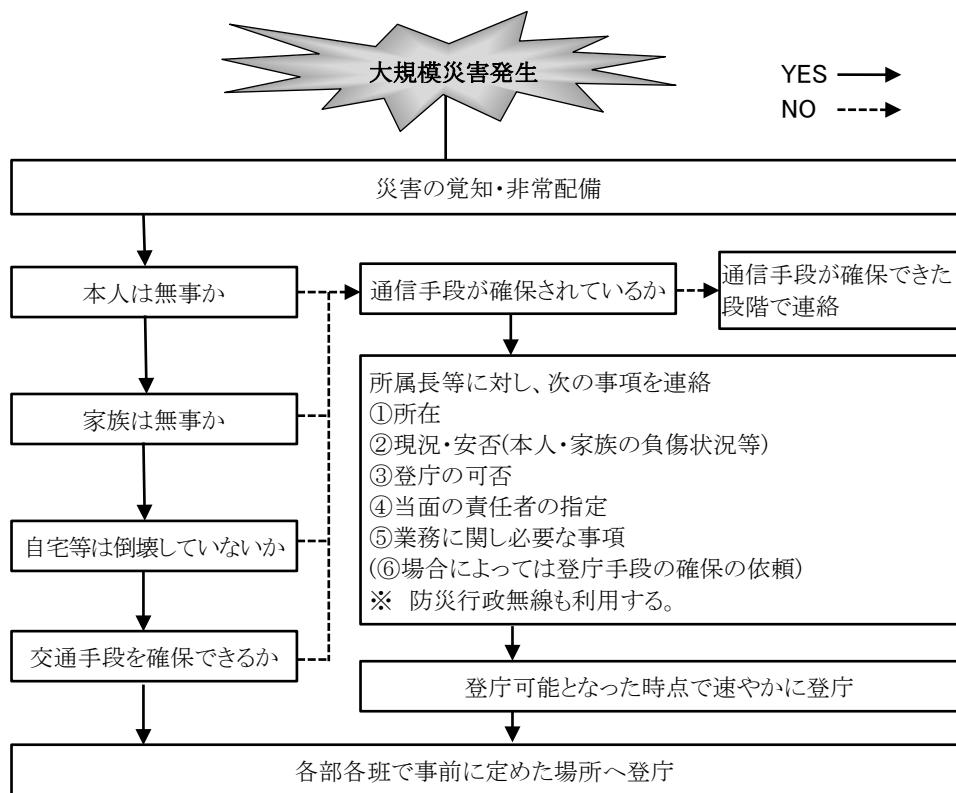
## 2. 職員の動員体制

市は、初動期の迅速かつ的確な防災対策を実施するため、「災害時初動対応マニュアル」等を活用し、また、休日・夜間等への災害対応を想定し、曜日別、時間帯別等の実践的な初動体制を確立する。

動員に当たっては、各課等は緊急連絡網等、災害時におけるその他の連絡手段を用いて安否確認を行う。

なお、警戒配備及び特別警戒配備に関する職員の動員については、事前に各課等でそれぞれの場合の動員計画について定めておく。

【職員自主参集フロー図】

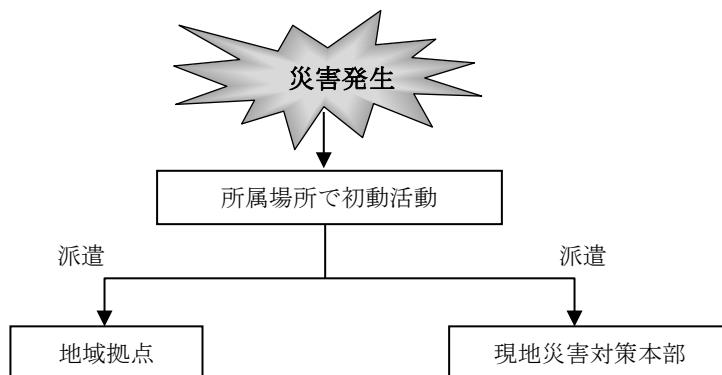


### 3. 災害対策本部の体制

市庁舎に災害対策本部を設置し、公民館等を地域拠点とする。また、必要がある場合は、災害が集中している地域に近い公民館又は公共施設に現地災害対策本部を設置する。

なお、市庁舎が被災した場合、消防本部、又は市役所敷地内にプレハブ等を設置し、災害対策本部とする。

【災害対策本部の体制】



#### 4. 職員への連絡体制及び初動活動

市内で災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合における職員への連絡体制及び初動活動は、次のとおりである。

なお、初動活動において、班のみで人員が不足する場合は部単位で対応し、部のみの場合で人員が不足する場合は、部を横断して対応するものとする。

##### (1) 勤務時間内に災害が発生した場合

職員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の規模や現在の配備体制等について、本部長の指示により、口頭、府内放送、防災行政無線、電話、その他適切な方法により伝達する。</li> </ul>
初動活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者に対し適切な対応（避難誘導等）を行う。エレベーターに乗客がないか確認する。</li> <li>所属場所で各班の初動活動を開始する。本部長の判断により地域拠点、現地本部を設置した場合は、本部から応援職員を派遣する。</li> <li>配備中は、勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで自席で待機する。</li> <li>勤務場所を離れる場合には、必ず所属長等と連絡をとり、常に所在を明らかにする。</li> </ul>

##### (2) 勤務時間外に災害が発生した場合

職員への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の規模や現在の配備体制等について、各部各班で事前に定めた適切な方法により伝達する。</li> </ul>
初動活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属場所へ自動参集し、各班の初動活動を開始する。遅れが生じることとなつても、危険や怪我のない限り参集する。なお、通信手段が確保されている場合は、テレビ、ラジオ等の災害情報から家族等の安全に十分配慮しつつ、参集に支障が生じた状況等を所属長等に連絡する。</li> <li>各施設に勤務する職員は、自分の勤務する施設に参集し、施設の点検を行う。避難所となっている施設の場合は、避難所班の職員と協力して避難所の開設を行う。</li> </ul>

### 第6 災害対応従事者の安全確保 【各部班】

#### 1. 災害対応従事者の安全確保

市は、消防吏員・消防団員・職員等の避難誘導や防災対応に当たる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援等の緊急対策を行う。

- (1) 洪水注意報・警報等が発表された場合、防災行政無線等により伝達する。
- (2) 災害対応従事者の安全確保のための伝達・指令を行う。
  - ア 洪水警報発表時には、安全確保を優先する。
  - イ 洪水氾濫の危険性がある場合には、必ず安全な場所に移動する。
  - ウ 災害対応従事者は、常に無線機を携行し、災害対策本部との連絡を密にして、身の安全を確保する。

## 2. 災害対応従事者の安全な装備資機材の確保

職員を避難誘導や災害対応に当たらせる場合、必要な装備資機材を携行させ、活動上の危険予知、危険箇所を確認するなど安全点検を実施する。

- (1) 警戒区域等への非常用通信設備の確保（無線機、衛星電話等）
- (2) 2名以上を1組として活動し、救命胴衣、ヘルメットの着用等
- (3) 職員の安全確保について、避難訓練時等の際に周知し、非常用通信設備や装備資機材の点検、活動上の危険予知、危険箇所を確認するなど安全確保に努める。

## 第7 職員の初動体制・事務分掌 【各部班】

職員等は、災害発生時に、地域の被害状況の把握、避難活動及び救出活動を全力で行うために、災害発生から初動期（1～3日程度）の事務分掌で対応に当たり、その後応急期（7日程度）の事務分掌、復旧期（おおむね7日以降）の事務分掌で対応に当たる。

また、災害対策本部が実施する主な所掌事務は、災害警戒本部・災害対策本部配備体制表で示した3段階に区分される。

## 第8 消防機関の活動 【消防班、消防団】

### 1. 消防本部の活動

消防本部は、非常招集の規定等に基づき消防吏員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動等、所要の活動を行う。

### 2. 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として管轄消防本部の消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火警戒、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

## 第9 県との連携 【本部班、消防班】

県は、大規模な災害が発生し、市が情報途絶市となった場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報（人命救助・人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等）を収集するため、指定した職員等を派遣する。市は、これらの派遣員との連携に努める。

また、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

## 第2節 防災気象情報の伝達

### 第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く市民等に伝達することが重要であり、特に要配慮者への伝達は万全を期す必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び防災関係機関は、緊密な連携の下、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

#### <対策の概要>

初動期	◆防災関係機関等への伝達 ◆市民等への周知
応急期	—
復旧期	—

### 第2 防災気象情報 【本部班、広報班、情報班】

仙台管区気象台等は、気象・地象・水象等の観測結果に基づき、特別警報・警報・注意報及び気象情報（以下これらを「防災気象情報」という。）を次により発表し、地方公共団体等の防災機関等が行う防災対応や市民等の自主的防災行動に資するため、防災気象情報を防災関係機関等に伝達するとともに、これらの機関や報道機関の協力を得て市民等に周知するよう努める。また、仙台管区気象台等は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル又は警戒レベル相当情報として区分し、市民等の自発的な避難判断を促す。

なお、市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合、又は自ら知った場合は、直ちに市民等に伝達する措置をとらなければならない。

その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに、市民等にとってわかりやすく伝達するよう努める。

また、消防庁は、気象庁から受信した風水害に関する情報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市等へ伝達する。

#### 1. 気象業務法（昭和27年法律165号）に基づき、仙台管区気象台等が発表する防災気象情報（岩沼市）

気象業務法に基づき、気象庁及び仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、次に示すとおりである。

警報・注意報の細分区域は、岩沼市（宮城県一東部一東部仙台）であり、特別警報・警報・注意報基準は次のとおり。

## (1) 特別警報発表基準

(令和2年8月24日現在)

現象の種類	基 準		過去の参考事例
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		令和3年8月前線による大雨 (死者行方不明者13人) 令和2年7月豪雨 (死者行方不明者86人) 令和元年東日本台風 (死者行方不明者107人)
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帶低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	昭和34年台風第15号(伊勢湾台風) (死者行方不明者5,000人以上) 昭和9年室戸台風 (死者行方不明者3,000人以上)
高 潮		高潮になると予想される場合	
波 浪		高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帶低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		—
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)

(注) 過去の災害事例に照らして、指標（土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等に関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

## (2) 岩沼市の警報・注意報発表基準

令和5年6月8日現在

発表官署		仙台管区気象台	
岩沼市	府県予報区	宮城県	
	一次細分区域	東部	
	市町村をまとめた地域	東部仙台	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準 19
		土砂災害	土壤雨量指数基準 136
	洪水	流域雨量指数基準	川内沢川流域=10.9 五間堀川流域=17.6 志賀沢川流域=12.8
		複合基準 <sup>1</sup>	五間堀川流域=(7, 15.8)、 志賀沢川流域=(7, 11.5)
		指定河川洪水予報による基準	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕
	暴風		陸上18m/s、海上20m/s
	暴風雪		陸上18m/s、海上18m/s 雪を伴う
	大雪		12時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高 6.0m
	高潮		潮位 1.6m

## 【風水害等災害対策編】

## 第3章 災害応急対策 第2節 防災気象情報の伝達

注意報 大雨	表面雨量指基準	9
	土壤雨量指基準	107
洪水	流域雨量指基準	川内沢川流域=8.7 五間堀川流域=14 志賀沢川流域=10.2
	複合基準*1	阿武隈川流域= (5, 81.6) 川内沢川流域= (5, 8.7) 五間堀川流域= (5, 7.2)、 志賀沢川流域= (7, 8.2)
	指定河川洪水予報による基準	阿武隈川下流 [笠松・岩沼]
強風	平均風速	陸上 13m/s、海上 15m/s
風雪	平均風速	陸上 13m/s、海上 15m/s 雪を伴う
大雪	12 時間降雪の深さ	10 cm
波浪	有義波高	3.0m
高潮	潮位	0.9m
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪	融雪により被害が予想される場合	
濃霧 (視程)	陸上 100m、海上 500m	
乾燥	①最小湿度 45% 実効湿度 65%で風速 7m/s 以上の場合 ②最小湿度 35% 実効湿度 60%の場合	
なだれ	①山沿いで 24 時間降雪の深さ 40cm 以上の場合 ②積雪が 50cm 以上で、日平均気温 5°C 以上の場合が継続する場合	
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より 4~5°C 以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7°C 以下 ②最低気温が-5°C 以下が数日続くとき*2	
霜	早霜、晩霜期におおむね 2°C 以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）	
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2°C より高い場合	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100mm	

\*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

\*2 冬期の気温は仙台管区気象台、石巻特別地域気象観測所の値。

## 2. 消防法に基づき仙台管区気象台長が宮城県知事に対して行う通報（火災気象通報）

消防法第22条の規定により、仙台管区気象台長は、知事に対して気象の状況が火災の予防上危険と認められるとき、具体的には次の条件に該当すると予想される場合に、火災気象通報を実施する。

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、市民等に対し、火災に関する気象情報を周知する。

### (1) 通報基準

仙台管区気象台が発表する乾燥注意報及び強風注意報の発表基準（1. (2) 岩沼市の警報・注意報発表基準を参照）

### (2) 地域区分

仙台市、大崎市、栗原市及び大和町は東部と西部に分割し、その他は市町村を単位とする。（二次細分区域）

### (3) 通報方法

仙台管区気象台は、午前5時に発表する天気予報に基づき、翌日朝9時までの気象状況の概要を気象概況として、毎日午前5時頃に通報する。なお、予想に変化があった場合、定時と同様の形式で通報（臨時通報）する。

火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。

### (4) 通報区分

- ア 乾燥注意報→火災気象通報【乾燥】
- イ 強風注意報→火災気象通報【強風】
- ウ 乾燥注意報及び強風注意報→火災気象通報【乾燥・強風】

## 第3 土砂災害警戒情報 【本部班、広報班、消防班、消防団】

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や市民等の自主避難の判断を支援するため、県と仙台管区気象台が共同で発表する。市内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合には、当該情報を市民等に周知するとともに、土砂災害警戒区域等に指定されている住民に対して、避難情報を発令する。

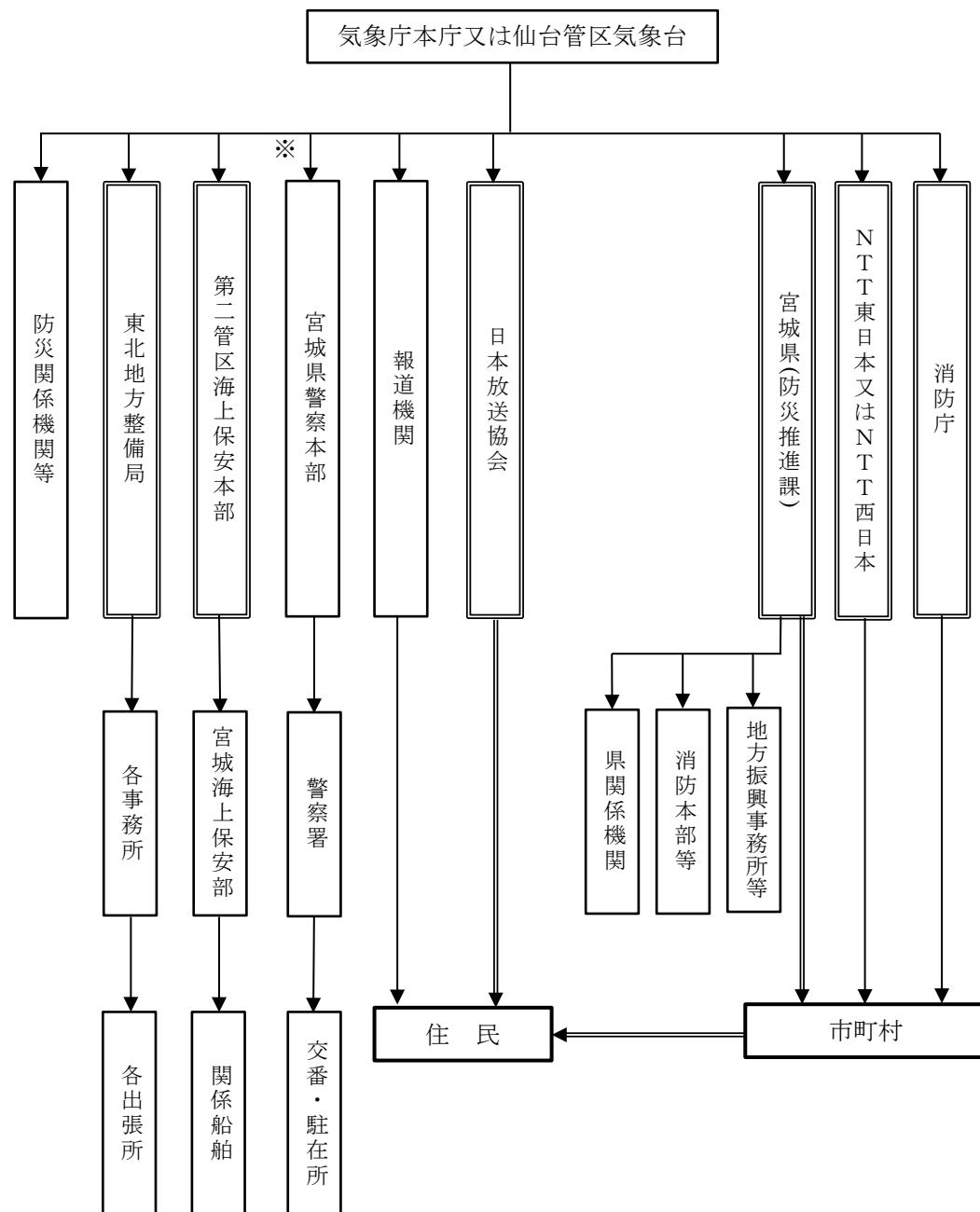
## 第4 気象警報等の伝達 【本部班、広報班、情報班、消防班、消防団、 岩沼警察署】

### 1. 防災気象情報・水防警報等の伝達系統

気象庁及び仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、仙台管区気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市や関係

機関へ伝達、また、放送することにより市民等に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

【気象警報等の伝達系統図】



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※ 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知

**【気象情報等の伝達機関及び気象等予警報種類】**

伝達責任機関	気象等予警報種類
県	津波注意報、大雨警報、洪水警報、指定河川洪水予報、津波警報、高潮警報、波浪警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、水防警報、火災気象警報（消防本部（局）に限る）、土砂災害警戒情報、気象特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、噴火警報（居住地域）
宮城県警察本部	津波注意報、津波警報、大津波警報
宮城海上保安部	津波注意報、津波警報、大津波警報
東日本電信電話株式会社	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報、波浪警報、津波警報、大津波警報、洪水警報、指定河川洪水予報
市	津波注意報、大雨警報、洪水警報、指定河川洪水予報、津波警報、高潮警報、波浪警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、水防警報、火災気象警報（消防本部（局）に限る）、土砂災害警戒情報、気象特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報
日本放送協会仙台放送局	全ての注意報、警報、情報
東北放送株式会社	"
株式会社仙台放送	"
株式会社宮城テレビ放送	"
株式会社東日本放送	"
株式会社エフエムいわぬま	"

## 第3節 情報の収集・伝達

### 第1 目的

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するため、市及び防災関係機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する。

#### <対策の概要>

初動期	◆災害直後の被害把握	
	・建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況の情報収集 ・行方不明者及び安否不明者の情報収集 ・ライフラインの途絶状況の確認 ・市民等からの災害情報の通報 等	◆県へ災害概況即報の報告 ◆災害情報等の交換
応急期	◆被害の実態把握 ・調査項目ごとの職員調査	◆県へ被害状況報告
復旧期	◆被害の確定調査 ・同上	◆県へ被害状況報告

### 第2 情報の収集・伝達 【情報班、本部班、広報班、調査班、消防班、消防団、 岩沼警察署】

#### 1. 被害の収集・伝達

市は、災害の規模や被害の程度に応じ情報の収集・連絡を迅速に行い、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う。

(1) 市及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、自然災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて国（総務省消防庁）及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達ができない場合は、直接国（総務省消防庁）に対し被害状況等を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

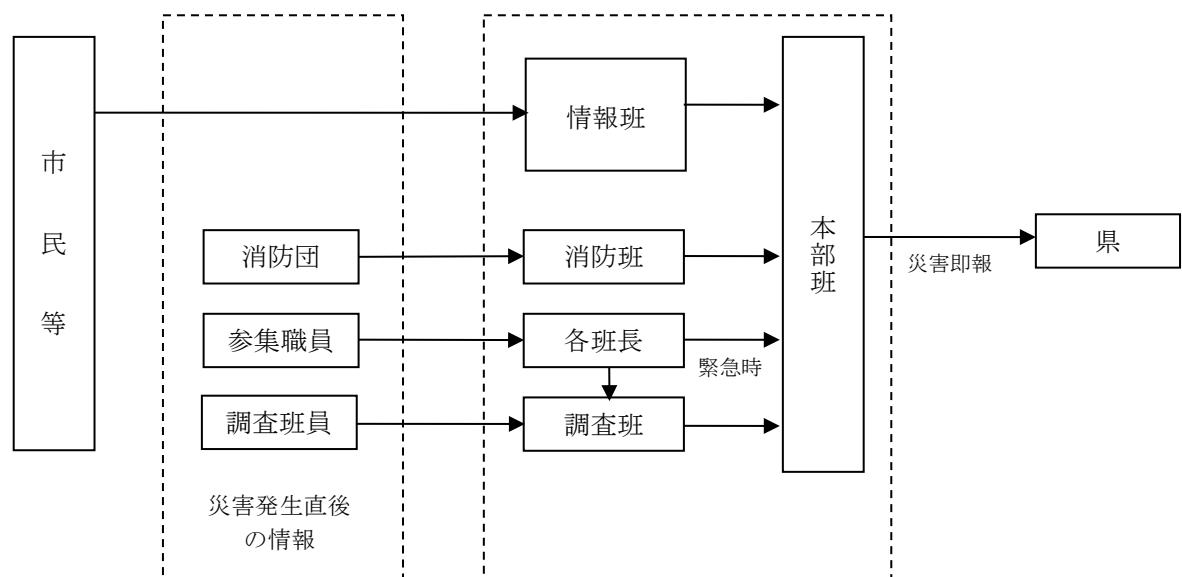
(2) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を得て正確な情報把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(3) 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

- (4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、市は所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握し、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における食料や燃料等の備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。
- (5) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。
- (6) 勤務時間外に災害が発生した場合は、災害対策本部に参集する職員は、参集途中に把握した被害状況等を所属する班単位にまとめ、調査班に報告する。  
ただし、緊急を要する情報は、直接本部班に報告する。
- (7) 市民等からの災害情報の連絡は、情報班が受け付け、その内容を被害状況連絡票に記載して本部班に連絡するとともに、関係する班に伝達する。連絡票は、情報班が整理の上管理を行う。

#### 【災害発生直後の情報収集の流れ】



## 2. 市職員による情報収集

### (1) 情報収集の実施

調査班は、災害発生直後で情報が混乱している場合、被害の状況を把握するため、担当から調査員を派遣し、被害の実態を調査する。調査に当たっては、現地調査票に必要な事項を記入する。また、事態が切迫している場合には、防災行政無線等により、災害対策本部に状況を伝達する。

### (2) 調査内容

調査内容は、次のとおりとする。

- ア 災害の状況（発生箇所、種類、規模、影響範囲）
- イ 必要な対策の内容、要員、資機材
- ウ 人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）
- エ 建築物の被害状況

## (3) 報告

調査班は、現地調査票を取りまとめ、災害箇所一覧表を作成し、本部班に提出する。

## (4) 被害の調査

災害によって被害を受けた箇所の調査の実施者は、次のとおりとする。

## 【被害調査項目と調査の実施者】

調査項目	担 当	協力班・協力団体
人的被害	本部班（危機管理課、総務課、総合戦略課）	消防班、消防団、岩沼警察署、医療班、情報班
建物被害	本部班（財政課） 広報班（まちづくり政策課、デジタル化推進室） 調査班（市民・税務課）	住宅輸送班、情報班
保健・医療施設関係	医療班（健康増進課）	塩釜保健所岩沼支所 (一社)岩沼市医師会 (一社)岩沼歯科医師会
衛生関係	環境班（環境課）	塩釜保健所岩沼支所
し尿処理施設関係	環境班（環境課）	亘理名取共立衛生処理組合
ごみ処理施設関係	環境班（環境課）	亘理名取共立衛生処理組合
農林関係	農政班（産業振興課）	各農業協同組合 名取土地改良区 亘理名取地方農業共済組合 亘理農業改良普及センター
商工関係	物資調達班（産業振興課）	商工会
福祉・介護施設関係	援護班（社会福祉課、介護福祉課、子ども福祉課）	各施設の長
河川・橋・道路関係	土木班（土木課）	各道路・河川管理者
学校施設関係	管理班（学校教育課）	小中学校長
社会教育施設関係	管理班（生涯学習課）	各施設の長
体育施設関係	避難所班②（生涯学習課）	指定管理者
都市施設関係	住宅輸送班（都市計画課）	管理委託者
水道施設関係	給水班（上下水道経営課）	岩沼市管工事業協同組合
下水道施設関係	上下水道班（上下水道施設課） 復旧班（上下水道施設課）	
火災被害関係	消防班（消防本部）	消防団

### 3. 情報等の伝達

- (1) 市と県の間における情報伝達は、防災行政無線又は衛星携帯電話を用いる。
- (2) 市は、防災行政無線が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。  
また、市は、防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して、市民等に対し情報の伝達を行う。
- (3) 本部通信体制  
災害対策本部は、市民等からの災害情報及び防災関係機関からの伝達事項の受付等について、各班と連絡を密に行う。
- (4) 連絡員の派遣の要請
  - ア 本部長は、防災関係機関に対し、災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員の災害対策本部への派遣を要請する。
  - イ 防災関係機関の連絡員は、連絡用機器等を携行し、所属機関との連絡を行う。

### 4. 災害情報等の交換

- (1) 災害情報の種類  
県、市及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。
  - ア 災害に関する気象、地象、水象の観測結果等の資料に関すること。
  - イ 災害時において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
  - ウ 法令又は本地域防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に關すること。
  - エ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項
- (2) 災害情報等の相互交換体制
  - ア 防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、情報共有を図るよう努める。
  - イ 防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。
  - ウ 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。
- (3) 被害状況等の報告
  - ア 報告の区分  
本部班は、県に対して速やかに報告を行う。報告すべき情報の区分は、次のとおりである。

#### 【報告の区分】

区 分	内 容	様 式
災害概況即報	当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合	第1号
被害状況報告（即報）	被害状況が判明次第、おおむね1日1回程度報告	第2号
被害状況報告（確定）	被害後10日以内に報告	第2号

ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合は、国へ連絡する。

#### イ 報告

被害の報告は、本部班が行う。

県に対する報告は、災害の発生が勤務時間内・外に係らず、県総合防災情報システム(MIDORI)を使用し、宮城県災害対策本部地方支部(仙台地方振興事務所)に報告する。

また、情報の共有化を円滑に行うため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム(総合防災情報システム)に集約できるよう努める。

### 第3 異常現象を発見した場合の通報 【本部班、広報班、消防班、岩沼警察署】

1. 市民等は、災害が発生すると予想される異常な現象を発見した場合、又は災害発生の事実を知った場合には、直ちに次のいずれかの関係機関に通報する。市は、市民等に対し通報の内容、通報先等について周知を行う。

#### 【異常現象を発見した場合の通報先】

名称	連絡先	備考
気象庁	0570-015-024	
岩沼市役所	22-1111	災害対策本部設置前受付：危機管理課（夜間は警備員） 災害対策本部設置後受付：情報班
あぶくま消防本部	22-5189	
岩沼消防署	22-5172	
岩沼警察署	22-4341	
宮城海上保安部	363-0114	

2. 警察官、消防吏員等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに市長に通報する。

3. 市長は、通報を受けた場合、その旨を気象庁その他の関係機関に通報する。

## 第4節 通信・放送施設の確保

### 第1 目的

災害等により、通信・放送施設が被災した場合、防災関係機関の災害応急対策や市民等の生活情報収集に大きな影響が生じるため、市及び防災関係機関は、この応急復旧、あるいは代替機能の立ち上げについて、所要の措置を講じるものとする。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆非常時の通信運用 ・防災行政無線の利用 ・災害時優先電話・災害時優先携帯電話の利用 ・衛星携帯電話の利用 ・回線の応急復旧 等	◆急使の派遣
応急期	◆非常時の通信運用 ・同上	
復旧期	◆非常時の通信運用 ・同上	

### 第2 防災行政無線施設 【本部班】

1. 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、防災行政無線等の通信手段の確保に努める。
2. 市は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
3. 市は、指定避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。併せて、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

### 第3 消防無線通信施設 【消防班、消防団】

消防班、消防団は、災害が発生した場合に、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるよう通信手段の確保に努める。

また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。

## 第4 災害時の通信連絡 【本部班】

### 1. 通信連絡手段

大規模災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定される。その場合、次のような各種通信手段があることから、市は、各防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

### 【各種通信手段の概要】

種 別	概 要
(1) 一般加入電話	災害時に途絶やふくそうがある。
(2) 災害時優先電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。
(3) 災害時優先携帯電話	防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。
(4) 携帯電話 (スマートフォン)	固定電話と別系統であり、無線回線を使用するため、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうがある。
(5) 衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶やふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
(6) 防災行政無線	市内の情報伝達には有効な通信手段となる。
(7) 地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
(8) 消防用回線 (消防無線)	各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
(9) 防災相互波	本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。
(10) MCA無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
(11) 非常通信	市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
(12) インターネット	データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
(13) 災害用伝言 ダイヤル (171) 災害用伝言板 (web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル (171) は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板 (web171) は、パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件については東日本電信電話(株)で決定し、テレビ・ラジオ・NTT 東日本公式ホームページ等で周知される。
(14) 災害用伝言板	大規模災害時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

## 2. 非常時の通信の確保

### (1) 防災行政無線等の利用

無線設備は、有線通信網が途絶した場合に被災現場との通信手段として重要な役割を担っているため、各無線通信施設の管理者は、他無線局との有機的な運用を図る。

### (2) 県防災行政無線の利用

県防災行政無線は、県が県庁内と県内各市町村との無線通信網を確保するために整備しているものであり、市は、県への被害状況報告等及び通信に利用する。

### (3) 公衆電気通信設備の優先的利用

市は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一時的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、設備の被害等により、その利用が制限される場合は、「非常（緊急）通話」又は「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の優先利用を図る。

### (4) 災害時優先電話・災害時優先携帯電話の利用

災害時優先電話・災害時優先携帯電話は、原則として災害時の通話規制を受けずに利用でき、災害発生時は、発信用として利用する。

### (5) 衛星携帯電話の利用

静止衛星を利用して通信するため、災害時に通信の途絶やふくそうの可能性が低いことから、特に停電時において有効活用を図る。

災害対策本部 1 090-1066-2402

災害対策本部 2 080-1836-4371

### (6) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、市は、関係団体等と連携を図りながら回線の応急復旧作業を行う。

### (7) その他の通信の利用

#### ア エフエムいわぬまの利用

緊急時における割り込み放送について、市役所サブスタジオから必要に応じて随時緊急割り込み放送を実施する。

#### イ アマチュア無線局の利用

優先通信が困難なときは、必要に応じ、市内のタクシーやアマチュア無線局開設者に協力を求め、アマチュア無線により通信を行う。

## 3. 郵便関係の措置

日本郵便(株)東北支社は、法令の定めるところにより救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が、受入れ施設（応急仮設住宅に受け入れる場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡（ミニレター）1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字郵便物について料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。

## 第5 放送の依頼 【広報班】

市は、災害に関して取るべき措置について、関係機関、市民等に対し通知、要請、伝達又は警告等を行う必要があるときは、放送局に対し情報を提供し放送の依頼を行う。

### 1. 要件

災害のため、電気通信事業用通信施設、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信ができない場合、又は著しく困難な場合において、通信のため特別の必要があるとき。

### 2. 手続き

次の事項を明らかにして、放送局に対し直接依頼を行う。緊急時等やむを得ない場合は電話等により行う。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

## 第6 急使の派遣 【広報班】

市は、災害により通信が途絶した場合、若しくは通信が著しく困難な場合には、被災状況に応じ、自転車、徒步等により急使（至急を要するつかい）を派遣して通信を確保する。

## 第5節 災害広報活動

### 第1 目的

市は、市民等の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報を始めとする防災気象情報、指定避難所等の状況、安否情報等、時宜にかなった情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆エリアメール、市ホームページ又はエフエムいわぬま等による広報 ・被害区域及び被害状況に関する情報 ・避難情報、避難場所等に関する情報 ・安全確保のための情報 等
応急期	◆報道機関等による広報 ◆指定避難所への広報班の派遣 ・生活支援に関する情報 ・復旧に関する情報 等
復旧期	◆報道機関、広報紙等による広報 ・復旧に関する情報 ・相談窓口の設置に関する情報 等

### 第2 社会的混乱の防止 【本部班、広報班、消防班、岩沼警察署】

#### 1. 情報伝達・広報の実施

市は、うわさやデマ等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

#### 2. 市民等への対応

市及びライフライン事業者は、市民等から問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。

### 第3 広報活動 【広報班、本部班、避難所班、消防班、消防団、報道機関】

#### 1. 広報活動の手段及び担当者

市が市民等に対して行う広報活動は次のとおりである。

**【市民等に対して行う広報活動】**

担当	対象	手段
広報班	市民等	テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への要請 エフエムいわぬまによる放送 広報紙の作成 防災行政無線による広報 緊急告知ラジオ（防災ラジオ）、SNS、携帯メール等による広報
調査班	市民等	広報車による巡回
避難所班	避難所利用者	情報掲示板
消防班、消防団	市民等	広報車による巡回
本部班	インターネット利用者	市ホームページへの掲載

## 2. 広報の実施事項

市は、各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確な情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難情報、避難場所等に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) 津波、高潮等に関する情報
- (9) ライフラインの被害状況に関する情報
- (10) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (11) 安全確保のための情報
- (12) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (15) 被災地域及び指定緊急避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (16) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (17) 出火防止等の注意喚起
- (18) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (19) 相談窓口の設置に関する情報
- (20) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (21) 市ホームページへ掲載した情報

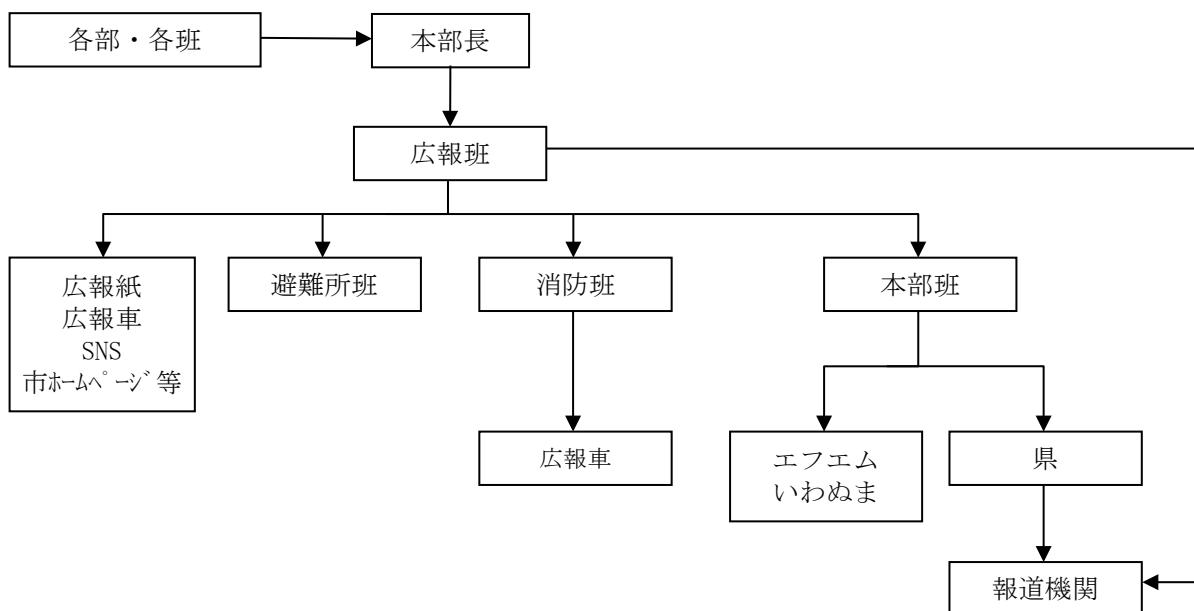
## 第4 広報の実施方法 【広報班、本部班、避難所班、消防班、消防団、報道機関】

市は、情報の内容、地域、時期、被災者（一般、高齢者、障害者、外国人等のほか、在宅避難者、車中等で生活を送る避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等）に配慮した広報を行う。

また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示、エフエムいわぬま、SNS、携帯メール、市ホームページ等を通じて周知する。

### 1. 広報の手続き

各部・班が広報を行う場合は、本部長の承認のもとに広報活動を実施する。



### 2. 広報実施方法

- (1) 広報車による広報
- (2) 報道機関を通じての広報
- (3) 広報紙による広報
- (4) チラシやパンフレットによる広報
- (5) 指定避難所への広報班の派遣
- (6) 壁新聞や掲示板等による自主防災組織、町内会・自治会等を通じての連絡
- (7) 市ホームページへの掲載
- (8) 緊急速報メール（エリアメール）
- (9) エフエムいわぬまへの情報提供
- (10) SNS、携帯メールによる広報
- (11) Lアラート（災害情報共有システム）による広報

## 第5 安否情報 【広報班、本部班、医療班、避難所班、消防班、消防団】

1. 市は、災害発生後、安否情報について、速やかに被災者等からの相談、問い合わせ、要望等に対応するための総合的な窓口を設置する。
2. 市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係るような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。
3. 市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
4. 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

### 5. 「全国避難者情報システム」の活用

「全国避難者情報システム」の活用を図り、安否確認や避難先への情報提供等を行う。

## 第6節 警戒活動

### 第1 目的

市及び防災関係機関は、大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

#### <対策の概要>

初動期	◆気象情報の収集・把握	◆土砂災害警戒情報の伝達
応急期	—	
復旧期	—	

### 第2 警戒体制 【本部班】

防災関係機関は、雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

### 第3 土砂災害警戒活動 【土木班、本部班、消防団】

- 国又は県は、土砂災害防止法に基づく土石流、地滑り又は河道閉塞による土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を市長に通知し、市民等及び防災関係機関へ周知する。
- 市は、県及び仙台管区気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、若しくは土砂災害の発生のおそれがある場合には、土砂災害警戒情報に係る必要事項を防災関係機関及び市民等その他関係のあるものへ伝達するよう努める。  
また、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行うとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や渓流・斜面の状況等を総合的に判断し、市民等に対し、避難情報の発令等の必要な情報を提供する。
- 避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令することを基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、予め避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に避難指示を発令する。
- 市は、発令した避難指示の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

#### 第4 ライフライン、交通等警戒活動 【上下水道班、復旧班、土木班】

交通関係機関等は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

## 第7節 相互応援活動

### 第1 目的

市は、大規模災害発生時において、市単独では十分な応急活動が実施できないと認めるときは、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら防災活動に万全を期すものとする。

#### <対策の概要>

初動期	◆緊急消防援助隊の応援要請
応急期	◆協定に基づく応援要請 • 宮城県市町村相互応援協定 • 県外市町村との個別相互応援協定
復旧期	◆協定に基づく応援要請 • 同上

### 第2 市町村間の相互応援活動 【本部班、消防班】

#### 1. 他の市町村長に対する応援の要請

市長が応急対策を実施するために、必要と認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。

##### (1) 個別相互応援協定

あらかじめ締結している災害時に係る相互の応援協定等に基づき、応援要請及び応援活動を行う。

##### ア 応援の種類

応援の種類は次のとおりとし、必要なものを把握し、適宜要請する。

- a 食料、飲料水及び日用品等の生活必需物資の提供
- b 応急対策及び復旧に必要な物資、資機材等の提供
- c 応急対策及び復旧に必要な職員の派遣
- d 上記に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

##### イ 応援の手続き

応援を要請する場合は、広域圏連絡調整市町村又は被災市町村以外の市町村に対し、文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、事後において要請文書を送付する。

- a 被害の状況及び要請理由
- b 提供を要請する生活必需物資、資機材等の種類及び数量
- c 派遣を要請する職員の職種及び人員
- d 応援の場所及び経路
- e 応援を必要とする期間

(2) 県内全市町村間の相互応援協定（災害時における宮城県市町村相互応援協定）

県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整して応援要請及び応援活動を行う。ただし、県と調整するいとまがない場合は、活動実施後に県に報告する。

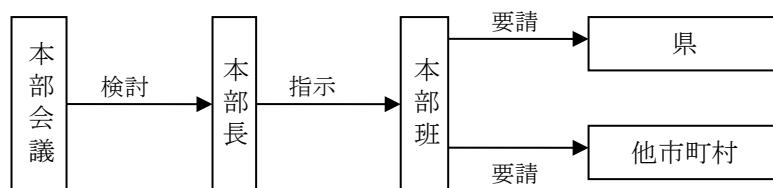
ア 応援要請の手続き

本部班は、本部長からの指示を受けて、県又は協定を締結している市町村に応援及び職員派遣要請をする。

要請は、原則として文書で行う。ただし、緊急時には電話又は防災行政無線等で行い、後日文書を送付する。

イ 協力要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明確にして行う。



**【応援の要請先・要請の内容等】**

内容及び要請先		明確にする事項	根拠法令
応援要請	知事等	a 災害の状況及び応援の内容 b 応援を必要とする期間 c 応援を求める物資等の品名・数量等 d 応援を必要とする場所・活動内容 e その他必要な事項	法第 68 条
	他市町村長等		法第 67 条
職員派遣要請・あっせん	知事等 (派遣・ あっせん)	a 派遣のあっせんを求める理由 b 派遣のあっせんを求める職員の職種別員数 c 派遣を必要とする期間 d 派遣される職員の給与その他勤務条件 e その他必要な事項	派遣要請 法第 29 条
	市町村長等 (あっせん)		地方自治法 252 条 あっせん 法第 30 条

## 2. 県への情報伝達

市は、応急対策を実施するに当たり、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨を連絡する。

## 3. 応援体制の確保

県内で大規模災害が発生した場合で、市が被災しなかった場合においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があることから、市は、防災関係機関等からの情報を留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

### 第3 消防機関の相互応援活動 【本部班、消防班】

大規模災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」に基づき消防相互応援活動を行う。

#### 第4 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ 【本部班、消防班】

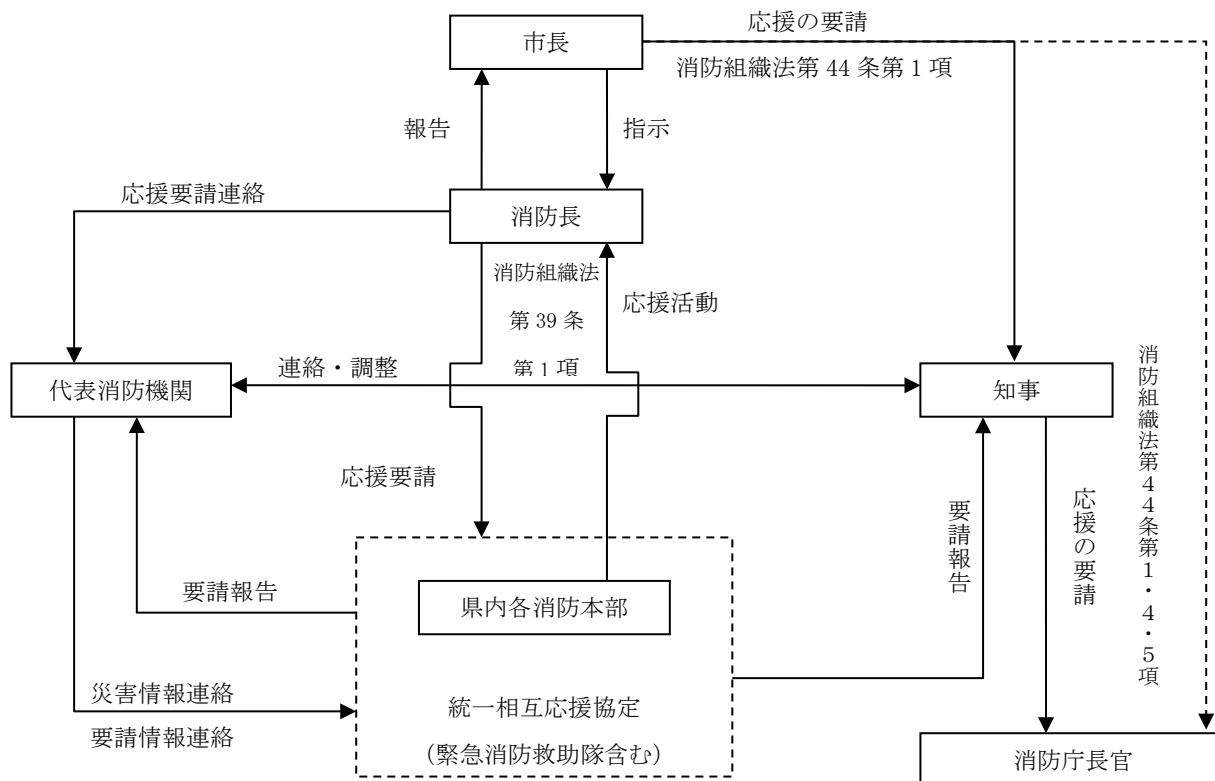
## 1. 応援要請

市は、大規模災害時に、管内の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれない判断したときは、「宮城県災害時広域受援計画」（令和元年5月施行、以下「広域受援計画」という。）の定めにより、必要により「緊急消防援助隊」の応援を知事（消防課）に要請する。この場合、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に要請するものとし、事後にその旨を報告する。

## 2. 緊急消防援助隊の活動の円滑化

市は、緊急消防援助隊の活動については、広域受援計画に基づいて調整し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるよう努める。

## 【緊急消防援助隊情報連絡体制図】



## 第5 広域的な応援体制 【本部班】

市は、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて職員の派遣をあっせんする。

## 第6 受入れ体制の確保 【本部班】

市は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

## 第7 他県等への応援体制 【本部班、消防班】

市は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるとともに、災害発生時には、その規模等に応じて、連携して広域的な応援体制を迅速に構築するよう努める。

なお、市は、応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。

## 第8節 災害救助法の適用

### 第1 目的

市は、大規模災害による被害が大きい場合は、市民等の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し救助法の適用を要請し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者の一時的な救助を行い、災害による被害を被った者の保護と社会の秩序の保全を図る。

#### <対策の概要>

初動期	◆適用要請	◆救助の実施・委託
応急期	◆適用要請	◆救助の実施・委託
復旧期	◆救助の実施・委託	

### 第2 災害救助法の適用 【本部班】

#### 1. 災害救助法の適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下「救助法施行令」という。）第1条第1項第1号～第4号の規定による。市における具体的適用は次のいずれかに該当する場合である。

#### 【救助法の適用基準】

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 60 世帯以上	施行令第1条 第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 2,000 世帯以上 かつ市 30 世帯以上	施行令第1条 第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数、 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 9,000 世帯以上 かつ市多数（市の被害 状況が特に救助を要す る状態にあること。）	施行令第1条 第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものであ る等被災者の救護が著しく困難である場合	多数	施行令第1条 第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じた場合	—	施行令第1条 第1項第4号

(注1) 上記(4)に係る事例

- ア 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。
- イ 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(注2) 上記(5)に係る事例

- ア 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合
- イ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合

## 2. 災害救助法の適用手続き

救助法による救助は、被害の程度が救助法施行令に定める適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、救助法第4条に規定する救助を実施するときに開始される。

(1) 原則 災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

(2) 例外①

長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

(3) 例外②

被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

## 3. 災害救助法の適用要請

市域の災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。その場合には、次の事項について口頭又は電話による緊急的手段で要請し、後日文書によりあらためて要請する。

(1) 災害発生の日時及び場所

(2) 災害の原因及び被害状況

(3) 適用を要請する理由

(4) 適用を必要とする期間

(5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

(6) その他必要な事項

県は、被害状況等を確認検討し、法の適用を決定した際には、速やかに市に連絡する。

また、速やかに法適用を公示するとともに、必要な場合は、救助の実施を市長に委任する。

## 第3 救助の実施の委任 【本部班】

救助法第13条及び救助法施行令第17条の規定により、知事から委任を受けた場合、市長は、当該事務を行わなければならない。

救助の種類は次のとおりである。（昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」）

(1) 指定避難所及び応急仮設住宅の供与

(2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給

(3) 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 医療及び助産

(5) 被災者の救出

(6) 被災した住宅の応急処理

(7) 学用品の給与

(8) 埋葬

- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 障害物の除去
- (11) 応急救助のための輸送
- (12) 応急救助のための賃金職員雇用

救助の実施に当たっては、本部班は、各班に関係帳簿の作成を指示し、整理した上で、これを県災害対策本部に報告する。また、その他災害救助は、「災害救助の実務」を参考の上行う。

#### 【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

県は、救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として次表のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所（市の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、県と市とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。

#### 【災害の規模に応じた救助の実施者】

実施者		救助の種類
局地災害の場合	岩沼市	全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条1項))
	宮城県	—
広域災害の場合	岩沼市	県及び仙台市が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第13条1項))
	宮城県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の供与

※ 広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市へ委任することができる。

## 第9節 自衛隊の災害派遣

### 第1 目的

市長は、大規模災害に際しては人命又は財産を保護するため、特に必要があると認められる場合は、知事（復興・危機管理総務課）等に対し、法第68条の2の規定により、自衛隊の災害派遣要請をする。

#### ＜対策の概要＞

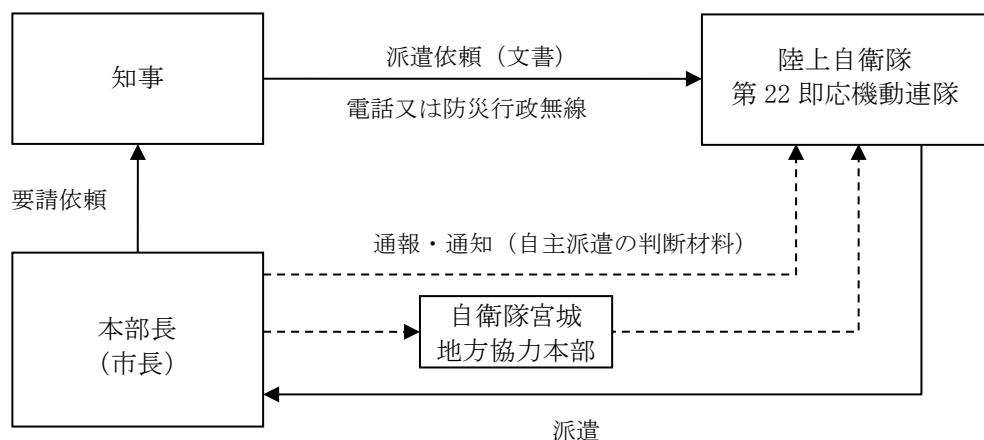
初動期	◆災害派遣要請 ◆派遣部隊、連絡幹部等の受入れ ・作業内容の調整 ・臨時ヘリポートの設定 等
応急期	◆派遣部隊、連絡幹部等の受入れ ・同上
復旧期	◆派遣部隊、連絡幹部等の受入れ ◆派遣部隊の撤収 ・同上

### 第2 災害派遣の基準及び要請の手続き 【本部班】

#### 1. 要請による派遣

- (1) 本部長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。自衛隊の派遣要請を行う場合は、原則として知事に対し文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で行い、その後速やかに文書を送付する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）等の長に通知することができるものとし、この場合、本部長は速やかに知事にその旨を通知する。

#### 【災害派遣要請の要求手続】



要請先	知事（復興・危機管理部 防災推進課） TEL：022-211-2375
要請伝達方法	文書 派遣要請書（ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で行い、その後速やかに文書を送付する）
要請内容	(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由 (2) 派遣を必要とする期間 (3) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概略数量及び携行資材等 (4) 派遣を希望する区域及び活動内容 (5) 部隊との連絡場所及び部隊の集結地 (6) その他参考となる事項（災害の種類、派遣先の責任者・連絡先・派遣先への最適経路）

## (2) 災害派遣要請のできる範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、その事態が緊急性を有し、人命・身体及び財産の救護を必要とする場合を原則とし、かつ他の機関では対応が不十分であると判断される場合とする。

## 2. 自衛隊の自主派遣

災害の状況等により、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は、要請を待つことなく自らの判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は次のとおり。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 大規模災害に際し、知事等が通信の途絶等により連絡が不能である場合で、自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

## 第3 自衛隊との連絡調整 【本部班】

大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合、本部班は、自衛隊から派遣される連絡幹部等を災害対策本部に受け入れ、密接な連携を保持するとともに、協力体制を確保し、災害対処に必要となる情報交換等を行う。

また、自衛隊の連絡幹部等は、県及び防災関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を行う。

## 第4 派遣部隊の活動内容 【本部班】

### 1. 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容及び現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、通常次のとおりとする。

### 【派遣先での活動内容】

(1) 被害状況の把握	車両・航空機等状況に適した手段による情報収集活動
(2) 避難の援助	避難者の誘導、輸送等
(3) 要救助者等の搜索救助活動	要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動
(4) 水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
(5) 消防活動の支援	消防機関との協力による消火活動（空中消火を含む。）
(6) 道路の啓開	道路等の交通路上の障害物の排除
(7) 応急医療・救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
(8) 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
(9) 炊飯、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援の実施
(10) 援助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
(11) 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて火薬類・爆発物等危険物の保安及び除去
(12) その他	その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

## 2. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害時において、市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の職員及び警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。
- (4) 市民等又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。
- (5) 通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置。

## 第5 派遣部隊の受け入れ体制 【本部班】

本部班は、自衛隊の災害派遣が決定・実行された場合、次のとおり派遣部隊の受け入れ体制を整備する。

### 1. 連絡調整者の指定

本部長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための職員を指定し、業務遂行に協力する。

## 2. 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要とする資機材を速やかに調達・提供するよう努める。

## 3. 宿舎等のあっせん

派遣部隊等の宿舎等のあっせんを行う。この場合、学校及び公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその施設管理者等の承諾を得る。また、公園等を宿营地に指定する場合についても同様とする。

## 4. 作業内容の調整

知事、市長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。

また、本部長は、状況に応じた的確な分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）での派遣要請を行うように努めるとともに、必要な資機材の準備、及び施設の使用に際しての管理者との調整を行う。

## 5. 臨時ヘリポートの設定

本部班は、臨時ヘリポートの設定等について、次の措置を講じる。

- (1) 臨時ヘリポート設定基準を満たす場所を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。
- (2) 着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。  
また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。
- (3) 危険予防の処置
  - ア 離着陸地点及びその近傍において、運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。
  - イ 砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

## 6. 情報等の提供

本部班は、派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

## 第6 派遣部隊の撤収 【本部班】

1. 派遣の目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に要請する。
2. 本部長は、撤収要請について、電話等で報告した後、速やかに文書で要請（提出）する。
3. 災害派遣部隊等の長は、知事等からの撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

## 第7 経費の負担 【本部班】

1. 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた県が負担する。
  - (1) 派遣部隊の連絡幹部等のための宿泊施設の借上料、電話等設置費及び通信料
  - (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地・建物等の借上料
  - (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱・水道・汲取料・電話及び入浴料等
  - (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入・借上又は修理費
  - (5) 無作為による損害の補償
  - (6) その他災害派遣命令者と知事等の協議により決定したもの
2. その他、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

## 第10節 救急・救助活動

### 第1 目的

大規模災害が発生した場合、水害や土砂災害、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については、一刻も早い救出・救助活動が必要である。

このため、市及び防災関係機関は、連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、市民等についても、防災の基本理念のもとに自ら救出・救助活動に協力するよう努める。

#### <対策の概要>

初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆搜索・緊急救助活動の実施</li> <li>・救助隊の編成・出動</li> <li>・要救出情報の収集</li> <li>・関係機関、自主防災組織等との連携</li> <li>した救出・救助活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆救助の協力・応援要請</li> </ul>
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆搜索・緊急救助活動の実施</li> <li>・同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆行方不明者の捜索の受付</li> </ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	

### 第2 市の活動 【住宅輸送班、消防班、消防団、援護班、町内会・自治会等、 自主防災組織】

#### 1. 市の役割

- (1) 本部長は、消防団と連携して、救急・救助を必要とする状況を把握し、要救助者が発生した場合、直ちに消防本部及び岩沼警察署の協力を得ながら、速やかに捜索・救出活動を行う。また、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。
- (2) 本部長は、市民等からの情報についても適宜、関係機関に連絡するとともに、関係機関、団体等に情報提供を行い、救出について協力を要請する。
- (3) 本部長は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。
- (4) 本部長は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を要請された場合は、迅速かつ円滑に実施する。

#### 2. 応援の要請

本部長は、市ののみでは迅速な救出活動が困難な場合は、速やかに近隣市町長への応援要請、県防災ヘリコプターの出動要請、自衛隊への派遣要請等を行う。

### 第3 消防機関の活動 【消防班、消防団、自主防災組織】

大規模災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防本部は、医療機関、日本赤十字社宮城県支部、(公社)宮城県医師会、岩沼警察署、宮城海上保安部等、関係機関と協力し適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

#### 1. 消防本部（署）の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、消防本部は、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急・救助活動を行う。

また、負傷者も軽症者から救命措置を必要とする者まで様々であり、緊急度に応じ迅速かつ適切な判断と応急措置が要求されることから、救急救命士は、高度救命処置用資機材を有効活用し、効率的な活動を行う。

#### 2. 消防団の活動

消防団は、消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

市等関係救助隊の到着が遅れる場合には、周辺住民等の協力を得て、自らの危険が及ばない範囲で救急・救助活動を行い、速やかに市等関係機関に連絡する。

### 第4 警察の活動 【岩沼警察署】

1. 岩沼警察署は、救出・救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、市、消防団等と連携協力し、救出・救助活動を行う。

2. 岩沼警察署は、被害の状況により必要と認めるときは、迅速に機動隊等災害警備部隊の出動要請連絡を行う。

### 第5 市民及び自主防災組織等の活動 【町内会・自治会等、自主防災組織】

#### 1. 緊急救助活動

市民及び自主防災組織等は、在住地区において建物倒壊や火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

#### 2. 人材、機材等の確保

市民及び自主防災組織等は、人員、機材等の面で対応が不十分と判断される場合、市に速やかに連絡し、必要な人員、機材の確保に努める。

#### 3. 救急・救助活動への協力

市民及び自主防災組織等は、警察並びに消防吏員、消防団員等が行う救急・救助活動に積極的に協力する。また、取るべき行動についても現地の警察、消防吏員、消防団員の指示を仰ぐ。

## 第6 救急・救助の方法等 【住宅輸送班、消防班、情報班、消防団、町内会・自治会等、自主防災組織】

### 1. 救急救助の方法

- (1) 本部班の指示調整のもと、住宅輸送班、消防班、消防団で救助隊を編成し、現場に出動する。
- (2) 救出現場では、町内会・自治会等、自主防災組織、事業所の協力を求める。
- (3) 救助隊は、地域拠点に待機し、要救出情報を収集する。
- (4) 資機材が必要な場合は、災害対策本部に連絡し、本部班が手配する。

### 2. 捜索依頼・届出の受付

情報班は、所在の確認できない市民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付を次のとおり行う。

- (1) 情報班は、市役所内に「行方不明者受付所」を開設し、届出受付の窓口とする。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の特徴について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。

○住 所	○身 長
○氏 名	○体 重
○年 齢	○着衣、その他の特徴
○性 別	

- (3) 届出については、まず避難者名簿で確認し、不明者については、要捜索者名簿を作成する。

## 第7 惨事ストレス対策 【医療班】

市は、捜索、救急・救助活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、惨事ストレス対策を講じる。

## 第8 感染症対策 【医療班】

捜索、救急・救助活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

## 第9 救助・救急用資機材の整備 【消防班、消防団】

市及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平常時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

## 第11節 医療救護活動

### 第1 目的

大規模災害により多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、市及び防災関係機関は、緊急的な対応策や関係機関との連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

#### <対策の概要>

初動期	◆医療体制の確立	◆医療救護活動の実施
	・医療班の編成	・トリアージを合わせた治療
	・医療救護班の派遣要請	・救急患者等の搬送
	・医療救護所の設置・周知	◆入院者の避難、医療機関への転送要請
応急期	・医薬品及び医療資器材の調達	◆通院者の受け入れ可能病院の紹介要請 ◆在宅医療患者の医療救護活動の実施
復旧期	一	

### 第2 初動期医療体制の確立 【医療班、本部班、(一社)岩沼市医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会】

#### 1. 医療救護担当部門の設置

市は、必要に応じて、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設ける。通信手段の状況を把握し、可能な手段で関係機関との連絡に努める。

##### (1) 医療班の編成

ア 医療班は、(一社)岩沼市医師会等に対して、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の協力等を要請し、医療班を編成する。

#### 【医師会への派遣要請系統】



イ 医療班は、原則として次のとおり編成するものとし、緊急を要する場合は、市内病院等医療機関に移送する。

医療救護班の編成基準	要請時の医師会等への伝達事項
医師 1名	・被害の集中地区・被害の状況
薬剤師 1名	・救護所の設置場所
看護師 2名	・医薬品・医療用資機材等の携行要請
事務担当者 1名	・救護所のライフライン機能等

ウ 医療班は、使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。

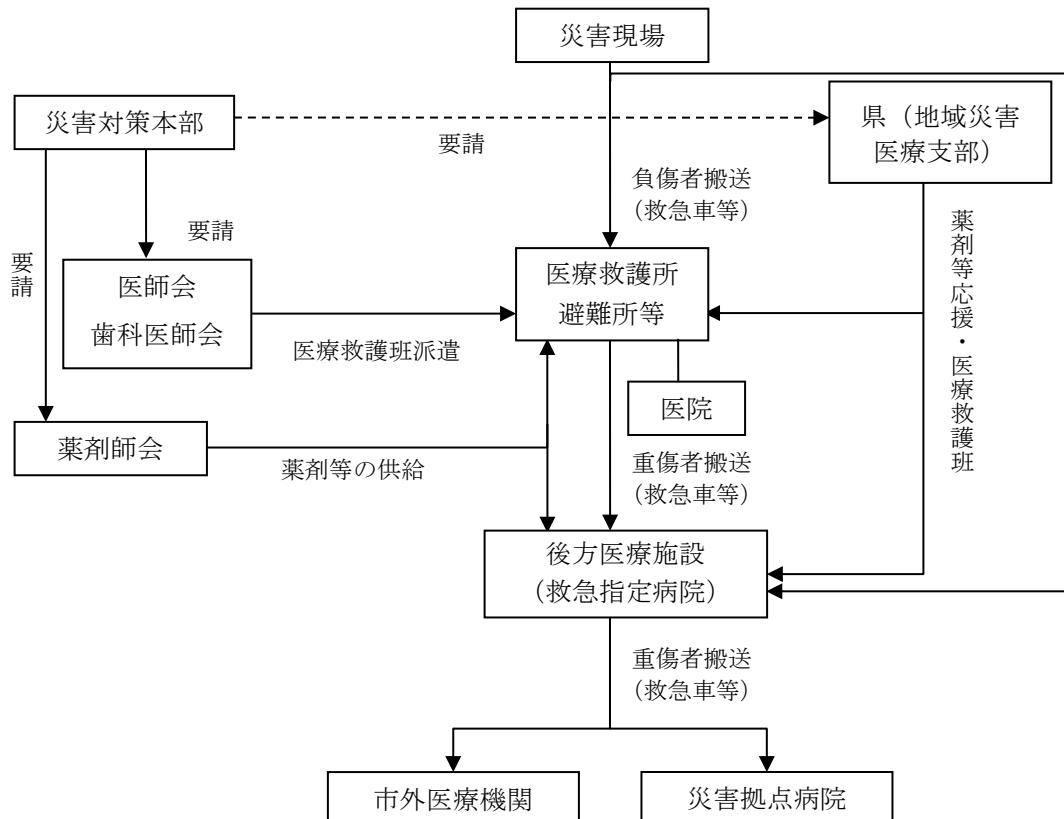
エ 医療班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと本部長が判断した場合には、本部長は、県（地域災害医療支部）に対して医療班の派遣要請を行う。派遣要請を行う際は、次の事項を示し要請を行う。

- a 派遣先
  - b 派遣期間
  - c 派遣班数
  - d 集合場所及び日時
  - e 管内での医療救護活動の実施状況

## (2) 医療コーディネーターの設置

市は、(一社)岩沼市医師会に要請し、医療コーディネーターを設置する。

## 【医療救護活動の流れ】



## 2. 医療救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災状況や多数の傷病者により医療機関での対応が十分にできない場合などには、医療救護所を設置・運営する。
- (2) 医療班は、本部班と協議し、(一社)岩沼市医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会等の協力を得て、医療救護活動が可能な被災地周辺の保健センター又はコミュニティセンター等に医療救護所を設置し、医療救護所に必要とする医療用資機材の設置等を行う。
- (3) 市は、医療救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該設置場所を広報車、エフエムいわぬま、SNS、携帯メール等で周知を行う。
- (4) 医療救護所での医療救護は、地域の医療機能の回復とともに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日数を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、医療救護所を引き続き運営することを検討する。

## 第3 医療救護活動 【医療班、(一社)岩沼市医師会、(一社)岩沼歯科医師会、 岩沼薬剤師会、各医療機関】

### 1. 救護所での活動

医療救護班は、重傷者を優先的に治療することを原則とし、トリアージを実施する。 (※)  
また、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

- (1) 負傷者の傷害等の程度の判別
- (2) 重傷者に対する応急措置
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者に対する医療
- (5) 軽傷者に対する医療
- (6) 死亡の確認

※ 後方医療施設への緊急連絡事項を簡単に記したトリアージタグ（メモ）を負傷者に装着する。

### 2. 災害拠点病院の役割

- (1) 市は、必要に応じて、災害拠点病院に医療救護班の派遣及び医療救護活動の要請を行う。
- (2) 医療救護班の業務内容
  - ア 傷病者のトリアージ、応急処置
  - イ 重傷者の後方病院への搬送手続き
  - ウ 救護所等における診療
  - エ 被災地の病院支援
  - オ その他必要な事項
- (3) 医療救護班は、派遣された救護所、病院等であらかじめ定められたルールに従い、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎを行う。
- (4) 災害拠点病院は、他のDMAT及び医療救護班の受入れを行う。

### 3. 公的病院等

- (1) 公的病院等は、市から派遣要請があったときは、医療の救護に従事する者を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 公的病院等は、他の DMAT 及び医療救護班の受入れを行う。

### 4. 市外医療機関への要請

医療班は、重傷者の治療が市内の後方医療施設で対応できない場合は、県又は日本赤十字社宮城県支部を通じて災害拠点病院又は市外医療機関への転送を要請する。

### 5. 報告

医療班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告書にまとめ、災害対策本部に報告する。

## 第4 災害時後方医療体制 【医療班、消防班】

1. 医療機関又は医療救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院やその他の病院に搬送し、治療を行う。
2. 災害拠点病院は、重症患者の受け入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。
3. 市及び防災関係機関は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、航空搬送拠点を確保するとともに、医療機関から航空搬送拠点までの重病者等の輸送を実施する。

## 第5 救急患者等の搬送体制 【医療班、消防班、消防団、本部班、

### 町内会・自治会等、自主防災組織】

#### 1. 搬送者及び搬送先の選定

医療班は、救急患者等の搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状況等を勘案し、搬送者及び搬送先を適切に選定する。

#### 2. 医療救護所への搬送

被災現場から救護所までの搬送は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 救出に当たった消防班が、救急車、その他の車両で搬送する。
  - (2) 消防団又は市職員が搬送する。
  - (3) 町内会・自治会等、自主防災組織、協力いただける市民に要請し、搬送する。
- ※ 搬送車両が足りない場合は、市民バスの活用も視野に入れる。

### 3. 後方医療施設への搬送

医療救護所から後方医療施設への搬送は、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 医療班が消防班に配車・搬送を要請し、救急車その他の車両で搬送する。
- (2) 公用車で市職員が搬送する。
- (3) 搬送車両が不足し、緊急を要する場合は、隣接若しくは県内消防へ応援要請を行う。

### 4. 災害拠点病院への搬送

市内の後方医療機関では治療ができない場合は、原則として救急車で搬送する。これが不可能な場合は、本部長が知事に対し、ドクター・ヘリコプターの要請あるいは自衛隊の派遣要請を行う。

## 第6 入院者・通院者への対応 【医療班、各病院、(一社)岩沼市医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会、塩釜保健所岩沼支所】

### 1. 入院者への対応

医療機関の機能低下により入院患者が避難する場合は、医療班は、最寄りの指定避難所又は医療救護所へ搬送する。指定避難所においては、(一社)岩沼市医師会等を通じて医師、看護師、介添え者の動員を要請する。

入院患者が治療を要する場合は、県又は日本赤十字社宮城県支部を通じて他の医療機関への転送を要請する。

### 2. 通院者への対応

医療班は、通院する医療機関が被災したために、治療を受けられない難病患者や人工透析患者等のために、県へ受入れ可能な病院の紹介を要請する。

これらの情報は、広報車、エフエムいわぬま、市ホームページ、SNS、携帯メール等を活用して市民等に伝達する。

## 第7 医薬品及び医療資機材の調達 【医療班、(一社)岩沼市医師会、(一社)岩沼歯科医師会、岩沼薬剤師会、塩釜保健所岩沼支所】

医療班は、医薬品の使用・調達について、原則として次のとおり行う。

### 1. 各医療機関及び医療救護班の携帯した医薬品等を使用する。

### 2. 緊急に必要とする医薬品等を岩沼薬剤師会を通じ、医薬品業者又は保険薬局から調達する。

### 3. 必要に応じ、入院患者等のいる主要な医療機関の院内薬局の備蓄薬品等の放出等を要請する。

### 4. 状況に応じ、県（地域保健医療福祉調整本部）に対して、非常災害用医薬品等の供給を要請する。

## 【医薬品等の調達先】

調達先	内容	時期
医療班 各医療救護所	<input type="radio"/> 医療班員・医師・薬剤師携行薬剤 <input type="radio"/> 救護所備付け薬品・資機材等一式	初動期
岩沼薬剤師会	<input type="radio"/> 岩沼薬剤師会を通じ、会員保険薬局及び薬剤卸業者から必要な薬品等を調達する。	応急期
主要医療機関 ※入院患者及び人工透析患者がいる病院の院内薬局	<input type="radio"/> 入院患者及び人工透析患者等に対する医療の確保・継続が必要な医療機関の院内薬局における備蓄薬品等の一部を、必要に応じ医療救護班に提供する。	初動期～応急期

## 第8 在宅要医療患者の医療救護体制 【医療班、(一社)岩沼市医師会】

1. 医療班は、在宅医療患者の安否確認を行うほか、状況に応じ避難誘導等を行う。  
また、市民、自主防災組織は在宅医療患者の安否確認についての協力をを行う。
2. 本部長は、医療機関での治療継続が必要と認めた場合は、市内の医療機関若しくは県保健医療調整福祉本部へ調整を依頼する。
3. 医療機関は、発災後において、医療依存度の高い在宅要医療患者の情報を必要に応じて市災害対策本部に提供する。

## 第12節 交通・輸送活動

### 第1 目的

大規模災害発生に際し、市民等の生命の保全、市民生活の維持の上からも、交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、市及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆輸送の優先順位の判断	◆交通規制の実施
	◆緊急輸送の実施	・交通情報の収集
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通行車両の確認手続き・標章等の交付</li> <li>・資機材、車両、傷病者等の輸送</li> <li>・緊急輸送の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩沼警察署による通行の禁止・制限措置</li> <li>・道路管理者による通行規制予告、迂回路等提示</li> </ul>
応急期	◆緊急輸送の実施	◆障害物の除去
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通規制の実施</li> <li>・同上</li> </ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急輸送の実施</li> <li>・同上</li> <li>◆鉄道輸送の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害物の除去</li> <li>◆交通規制の実施</li> <li>・交通規制の見直し</li> <li>・交通安全施設の復旧</li> </ul>

### 第2 市の活動 【土木班、本部班、物資調達班】

市は、緊急物資を輸送する必要があると認めたときは、協定締結先の(公社)宮城県トラック協会等に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

#### 1. 輸送の優先順位

市は、輸送活動に当たっては、次の項目を優先して実施するなど、被害の状況・緊急度・重要度によって判断する。

- (1) 人命の保全
- (2) 被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。）
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 2. 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おむね次のとおりとする。

## 【緊急輸送の対象】

段階	緊急通行車両により輸送する対象
第1段階 避難期	(1) 救急・救助活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等物資 (2) 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員・物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、水道施設、ガス施設保安要員等の初動時応急対策に必要な人員・物資等 (4) 医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資
第2段階 輸送機能確保期	(1) 第1段階の続行 (2) 食料及び飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階 応急復旧期	(1) 第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員・物資 (3) 生活必需品
その他 関連措置	(1) 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。 (2) 運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び(公財)日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。 (3) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。

### 3. 交通情報の収集

土木班は、岩沼警察署及び道路管理者に連絡し、次の情報を入手する。

- (1) 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し
- (2) 交通規制の実施状況
- (3) 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置
- (4) その他必要な事項

### 4. 緊急輸送の実施

- (1) 緊急輸送の範囲

市、防災関係機関等が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材及び車両
- イ 医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- ウ 医薬品、医療用資器材
- エ 災害対策要員

オ 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資

カ 応急復旧用資機材

キ 交通の手段を失った被災者・避難者

(2) 緊急輸送車両であることの確認

ア 緊急輸送車両であることの確認手続き

通行車両であることの確認手続き（標章及び証明書の交付を含む。）は、次の要領で行う。

a 確認の申出

緊急通行車両の使用者又は管理責任者は、災害発生時における負担軽減を図るために、可能な限り事前に次の事項を知事又は県公安委員会に申し出て確認を受ける。

① 車両番号標に標示されている番号

② 輸送人員又は品名

③ 使用者の住所、氏名

④ 輸送予定日時

⑤ 輸送予定経路（出発地、経由地及び目的地名）

⑥ その他参考事項（従前の運用（令和5年8月31日まで）に基づく、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証を提出で足りることとする。）

b 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認を行ったときは、確認の申出者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

イ 証明書及び標章の扱い

配備についた車両には、「岩沼市災害対策本部」の標章を付ける。また、緊急輸送車両の証明書を交付された車両には、「緊急輸送車両」の標章を車両の助手席側の見やすい箇所に掲示する。なお、交付を受けた証明書は、運行責任者が管理する。

### 【緊急輸送車両の標章】



#### 備考

- 記号を黄色、緑色、「緊急」の文字を赤色とする。
- 「登録（車両）番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色とする。
- 登録（車両）番号、年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

## (3) 緊急輸送の要請

本部長は、市において災害応急対策の実施のため輸送力を確保できないとき、又は不足するときは、知事又は隣接市町長に対し、安全な輸送の確認が取れた場合に限り、次の事項を明らかにして輸送の要請を行い、輸送力を確保する。

- ア 運送すべき物資又は資材
- イ 運送すべき場所又は期日
- ウ その他必要な事項

**第3 陸上交通の確保 【土木班、広報班、道路管理者、岩沼警察署】****1. 災害発生時の自動車運転者のとるべき措置**

法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- イ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に寄せて駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

なお、警察官の指示に従わなかった場合や運転者がいないために適切な措置をとることができないと判断したとき、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

**2. 交通規制の実施**

## (1) 交通規制の実施責任者

警察、道路管理者及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じ、交通の安全確保のため交通規制を実施する。交通規則の区分は次のとおりである。

**【交通規制の実施区分】**

実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	1 道路の破損、決壟その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 46 条第 1 項
県 公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認める場合 2 応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合	道路交通法 (昭和 35 年法律 第 105 号) 第 4 条第 1 項 法第 76 条

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項

## (2) 交通規制の実施

岩沼警察署は、災害が発生した場合、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限するとともに、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の確保に努める。

ア 道路管理者は、危険箇所への道路標識の設置又は交通整理により、迂回路を道路利用者等に示す。

イ 岩沼警察署は、災害が発生した場合は、危険箇所及び緊急交通路に指定されている道路に警察官を派遣し、現地での指導により交通規制を行う。

## (3) 緊急交通路確保のための措置

土木班は、協定を締結している岩沼建設産業同友会との連携を図り、主要な道路の状況を点検し、次のような措置により安全通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等、輸送路の状況について、岩沼警察署、自衛隊等と連携する。

ア 交通管制施設の活用

岩沼警察署は、効果的な交通規制を実施するため、信号機、交通情報板等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、当該施設を活用する。

イ 放置車両の撤去及び緊急通行車両等の先導等

岩沼警察署は、緊急交通路を確保するために必要な場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

岩沼警察署は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、上記イ、ウの措置をとることができる。

オ 関係機関等との連携

警察機関、道路管理者及び防災担当部局等は、交通規制に当たって、相互に密接な連携を図る。

**(4) 交通規制の方法**

岩沼警察署は、交通規制について、原則として標示等（法施行規則 別記様式第2）を設置して行う。緊急を要するため所定の標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等を活用して行う。

**(5) 交通規制の見直し**

岩沼警察署は、災害発生時における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急性度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

**(6) 交通安全施設の復旧**

岩沼警察署は、緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急復旧措置を行う。

**(7) 交通規制等の周知徹底・広報**

岩沼警察署は、交通規制が実施されたときは、市民、運転者等に対し報道機関による広報、交通情報板及び現場広報等により次の項目について周知徹底を図る。

ア 通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他交通規制の実施状況

イ 避難時の自動車利用の自粛

ウ 交通規制への協力について

### 3. 障害物の除去等

- (1) 道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
- (3) 土木班は、市が管理する道路の障害物について、市内の関係業者等に委託し、除去する。

## 第4 鉄道輸送 【本部班、東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)】

道路等の被害により車両輸送が困難な場合、又は遠隔地との輸送で鉄道輸送が適当な場合は、鉄道による輸送を行う。

本部班は、次の事項を明らかにして、東日本旅客鉄道(株)東北本部又は日本貨物鉄道(株)東北支社に要請する。

### 1. 要請事項

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定時間
- (4) その他必要な事項

## 2. 要請先

名 称	所在地	電話番号
東日本旅客鉄道(株)東北本部	仙台市青葉区五橋 1 丁目 1-1	022-266-9628
日本貨物鉄道(株)東北支社	仙台市青葉区五橋 1 丁目 1-1	022-266-9631

## 第13節 ヘリコプターの活動

### 第1 目的

市は、大規模な災害に際し、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動期における被害情報の収集・伝達や救出救助活動、負傷者や緊急輸送物資の搬送を行うなど、広域的・機動的な活動を行う。

#### <対策の概要>

初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動体制の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリコプターの応援要請</li> <li>・ヘリポート、場外離着陸場の確保</li> </ul> </li> <li>◆活動の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害概況の把握</li> <li>・救出救助活動</li> <li>・救急患者等の搬送 等</li> </ul> </li> </ul>
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> </li> </ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>

### 第2 市の体制 【本部班】

#### 1. 活動体制

本部長は、宮城県広域航空消防応援協定書及び宮城県内航空消防応援協定書の定めるところにより、県防災ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターの応援要請を行う。

また、県内の消防力で対応できない場合は、本章 第7節 相互応援活動 「第4 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ」に基づき、緊急消防援助隊を要請する。

#### 2. 活動内容

ヘリコプターを有する防災関係機関のヘリコプターについては、その性能・機能・職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、大規模災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 消防部隊の搬送・投入
- (6) 被災地への救援物資の搬送
- (7) 応急復旧用資機材等の搬送
- (8) 市民等に対する避難情報の広報活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

### 3. 活動拠点の確保

- (1) 市は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。
- ア 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。
- イ 場外離着陸場においては、あらかじめ指定してある避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) ヘリポート及び活動拠点が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うが、それによりがたい場合は代替地を確保する。

### 4. 派遣要請方法

本部長は、知事又は仙台市長に対し、次の事項を明らかにして文書により、ヘリコプターの派遣を要請する。ただし、緊急の場合は、口頭により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(1) 要請事項

- |                           |
|---------------------------|
| ア 災害の種別                   |
| イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況     |
| ウ 災害発生現場の気象状況             |
| エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法 |
| オ 離着陸場及び地上支援体制            |
| カ 応援に要する資機材の品目及び数量        |
| キ その他必要な事項                |

(2) 応援の要請先は、次のとおりとする。

宮城県防災ヘリコプター	宮城県防災ヘリコプター管理事務所 岩沼市空港西一丁目 15 番 TEL 0223-24-0741 FAX 0223-24-0872
仙台市消防ヘリコプター	仙台市消防局警防部指令課 仙台市青葉区堤通雨宮町 2 番 15 号 TEL 022-234-1111 FAX 022-234-2364

### 5. 受入れ態勢

応援を要請した本部長は、防災ヘリコプターの活動を支援するため、必要に応じ、次の受入れ態勢を整える。

- |  |
|--|
| (1) 離着陸場所の確保及び安全対策                     |
| (2) 傷病者等の輸送の場合は、搬送先の離着陸場所及び医療機関等への搬送手配 |
| (3) その他必要な事項                           |

## 第14節 避難活動

### 第1 目的

災害時において、市民等を速やかに避難誘導させるため、市は、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、市民等の安全が確保されるまでの間、あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営を行う。

#### <対策の概要>

初動期	◆避難指示等の発令及び 避難情報の周知	◆指定避難所の管理 ・避難者の把握 ・災害対策本部との連絡調整 ・資機材、食料等生活必需品の 確保 等	◆帰宅困難者対策 ・一斉帰宅抑制の広報 ・一時滞在施設等への 誘導
	◆指定避難所の開設	◆災害対策本部との連絡調整 ・資機材、食料等生活必需品の 誘導	・一時滞在施設等への 誘導
	◆避難の誘導		
応急期	◆指定避難所の管理 ・同上	◆指定避難所の運営 ・避難所運営委員設置 ・食料、生活必需品の受け 取り・配給 ・環境維持 ・在宅避難者等への支援 ・感染症対策 等	◆避難行動要支援者への配慮 ・避難行動要支援者の把握 ・特定施設等への移動
復旧期	◆指定避難所の管理 ・同上	◆指定避難所の運営 ・同上	◆避難長期化への対応 ・旅館、ホテル等への移動促進 ・公営住宅等既存住宅のあっせん 等

### 1. 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るためにの行動」であり、市として各人が自らの判断で率先避難するよう促すことが重要である。

### 2. 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害・高潮等）

#### (1) 避難リードタイムを確保できる場合にとる避難行動

高齢者等避難、避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。

##### イ 立退き避難

災害リスクのある区域等の市民等が、指定緊急避難場所又は安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館）等の対象とする災害から安全な場所に移動する。

##### ロ 屋内安全確保

災害のリスクのある区域等においても、市民等がハザードマップ等で浸水想定区域、

浸水等を確認し、自宅・施設等への浸水しない上階への移動又は上層階に留まるなど、自らの判断で計画的に身の安全を確保する。

#### (2) 緊急安全確保

緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかつたなど、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動又は留まり可能な限り安全である場所を確保する。

※市が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、必ず発令されるものではない。

## 第2 高齢者等避難 【本部班、援護班、広報班】

### 1. 高齢者等避難発令

市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

高齢者等避難については、それを発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならぬわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令する。

### 2. 土砂災害

市は、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知する。

### 3. 夜間に備えた対応

市は、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

## 第3 避難情報の発令 【本部班、広報班、調査班、援護班、消防班、消防団、 岩沼警察署】

災害時において、人の生命・身体の安全確保又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、本部長は、市民等に対して速やかに避難のための立退きを指示する。この際、本部長は、避難の指示等を発令するに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

また、本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市民等に対し、緊急に安全を確保するための措置を指示する。

避難情報の発令基準は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」により別途定めるものとする。

#### 【避難情報と居住者等がとるべき行動等】

区分	警戒レベル	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
緊急安全確保 (市長が発令)	警戒レベル 5	災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
避難指示 (市長が発令)	警戒レベル 4	災害のおそれが 高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
高齢者等避難 (市長が発令)	警戒レベル 3	災害のおそれあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害者等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
大雨・洪水・高潮 注意報 (仙台管区気象台 が発表)	警戒レベル 2	気象状況の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認とともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
早期注意情報 (仙台管区気象台 が発表)	警戒レベル 1	今後気象状況悪化 のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める</li> </ul>

#### 1. 避難の指示等を発令する者

避難の指示等を発令する権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止・退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難の指示等を発令する者及びその要件

実施責任者	災害の概況	要件	根拠
市長 (立退き及び立退き先の指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、及び急を要すると認めるとき	法第60条
知事 (立退き及び指示に関する措置)	災害全般	市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるとき	法第60条
警察官 又は 海上保安官 (立退きの指示、避難等の措置)	災害全般	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたとき	法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合	警察官職務執行法 (昭和23年法律第136号) 第4条
知事又は その命を受けた県職員 (立退きの指示)	洪水、津波、高潮	洪水、津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
水防管理者 (市長) (立退きの指示)	洪水、津波、高潮	洪水、津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官 (避難について必要な措置)	災害全般	災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいないとき	自衛隊法 第94条

(2) 警戒区域の設定権者

- ア 市長 (法第63条)
- イ 警察官 (法第63条)
- ウ 海上保安官 (法第63条)
- エ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者 (水防法第21条)
- オ 消防吏員又は消防団員 (消防法第28条、第36条)
- カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。  
(自衛隊法第94条、法第63条))

## 2. 市長の役割

市長は、大規模災害に起因して市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民等に対し、速やかに避難の指示等を発令する。また、避難の指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り

決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

なお、市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。

特に、土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、市長は、指定緊急避難場所の開設を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、市民は、そのような場合があり得ることに留意する。前線や台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において、避難指示等を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

### 3. 知事の役割

知事は、避難情報の対象区域、判断時期等について助言するとともに、災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって避難の指示等に関する措置の全部又は一部を実施する。

### 4. 警察の役割

警察官は、市民等の生命・身体に危険を及ぼすおそれがあると認める場合、又は市長から要請があった場合は、市民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

- (1) 岩沼警察署長は、市長が行う避難の指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力をを行う。
- (2) 岩沼警察署は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の指示等が発令された場合には、速やかに市民に伝達するとともに、市民を安全に避難させる。

### 5. 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

### 6. 第二管区海上保安本部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認める場合、又は市長から要請があった場合、若しくは市長が避難のための立退きを指示することができないと認める場合、船舶、乗組員、旅客、市民等その他の者に対し、避難のための立退きの指示、その他の必要な措置をとる。

### 7. 市民等の役割

市民等は、災害時等において避難等が必要になった場合には、窓を開けたり、ラジオの電源を入れるなどして、自ら市の緊急情報を収集するとともに、自分の身は自分で守ができるよう迅速な判断と適切な行動の実施に努める。

## 第4 避難の指示等の内容及び周知 【本部班、広報班、消防班、消防団、町内会・自治会等、自主防災組織、岩沼警察署、報道機関】

市は、迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた避難計画を検討し、市民等及び関係機関へ周知する。

### 1. 避難の指示等の内容

市長（本部長）等が避難の指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施する。また、危険の切迫性に応じて伝達文の内容を工夫するなど、市民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。

- (1) 避難対象地域名
- (2) 避難先
- (3) 避難経路（必要に応じ）
- (4) 避難の指示等の発令理由、及び発令日時
- (5) その他必要な事項

### 2. 避難の措置と周知

本部長は、避難の指示等を発令したときは、対象地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に連絡する。なお、これらを解除したときも同様とする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を発令するための判断を風水害の被災地近傍の情報等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

#### (1) 市民等への周知

本部長は、避難の指示等を発令した場合は、おおむね次の方法により対象地域の市民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

また、市民のみならず、観光客、工事関係者等に漏れなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段を活用する。

なお、避難情報の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

ア 消防班及び調査班による広報車又は口頭によって当該地域住民に周知する。

イ 防災行政無線等を活用して伝達する。

ウ 警鐘、サイレンの吹鳴により周知する。

エ 区長を通じて当該地域の住民に伝達する。

オ エフエムいわぬま、緊急告知ラジオ（防災ラジオ）を通じて周知する。

カ Lアラート（災害情報共有システム）により伝達する。

キ SNSにより周知する。

ク 緊急を要する場合においては、市長は法第57条に基づき、放送事業者（テレビ、ラジオ）に対して避難情報の内容について放送を依頼する。

ケ その他上記による伝達が不可能な場合、あるいは夜間停電時及び豪雨、暴風雨の場合には、急使の派遣又は警察官、消防団等に協力を依頼し、個別訪問により伝達する。

コ 高齢者、障害者、子ども、外国人等への伝達には特に配慮し、各種伝達手段を活用するほか、関係機関や地域住民の協力のもと確実に伝達する。

サ 避難の指示等は次の信号による。

なお、周知に当たり岩沼警察署、自主防災組織、町内会・自治会等の協力を要請する。

#### 【警鐘信号及びサイレン信号】

警鐘信号	サイレン信号		
乱打	約1分 ○一	約5秒 休止	約1分 ○一

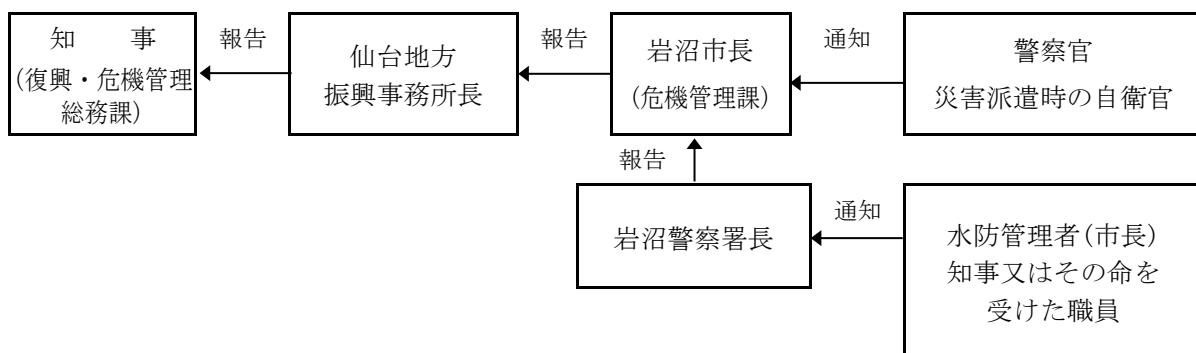
#### (2) 周知内容

避難に際しての周知内容は、避難情報の発令の理由及び内容、避難先又は指定緊急避難場所、避難経路、その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

#### (3) 関係機関相互の通知及び連絡

県、市、警察、自衛隊及び海上保安本部は、避難の措置をとった場合、その内容について県、市の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

#### 【関係機関相互の通知及び連絡】



### 第5 警戒区域の設定 【本部班、消防班、消防団、岩沼警察署、報道機関】

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、次の事項を明示して、法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

#### 【設定事項】

1 発令者	4 警戒区域設定の地域
2 警戒区域設定の日時	5 その他必要な事項
3 警戒区域設定の理由	

## 第6 避難誘導 【各部班】

### 1. 避難者の誘導

市民等の避難誘導に当たっては、避難行動要支援者に配慮しつつ、市民等が安全かつ迅速に避難できるよう、市民等と関係機関が連携して安全な避難誘導に努める。

- (1) 市職員、警察官、消防吏員等は、地区又は集落の単位ごとの集団避難を心がけ、市民等が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。
- (2) 自力で避難できない場合又は避難途中に危険が予想される場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者、子どもの避難については、自主防災組織、町内会・自治会等、消防団等が連携して車両等により移送する。
- (3) 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全を確保し、必要な援助を行うとともに、指定緊急避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (4) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと市民等が自ら判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。
- (5) 市は、消防団員、市職員等避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。
- (6) 市は、必要により、岩沼警察署等に指定緊急避難場所を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。

### 2. 避難の順位等

- (1) 市民の避難の順位は、障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人、傷病者等いわゆる要配慮者の避難を優先する。
- (2) 地区ごとの避難の順位は、災害の事象や発生状況を客観的に判断し、緊急避難を要する地区的住民の避難を優先する。
- (3) 自力で避難できない場合、又は避難途中に危険が予想される場合、あるいは病院等の入院患者、福祉施設の高齢者等の避難については、自主防災組織、町内会・自治会等、消防団等が連携して車両等により移送する。

### 3. 避難時の留意事項

避難誘導を行う市職員及び消防団員等は、避難に当たり、次の事項を住民に周知徹底する。

- (1) 戸締まり、火気及び電気ブレーカー等の始末を完全にする。
- (2) 携行品は、必要最小限度のものにする。
- (3) 服装はなるべく軽装とする。
- (4) 原則として、避難方法は徒歩によることとし、車での避難は極力避けるよう指導する。
- (5) 家族全員の氏名、年齢、血液型、連絡先等を記載した名札等を各自着用又は携行する。

#### 4. 避難終了後の確認

- (1) 災害対策本部は、避難の指示等を発令した地域に対し、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた市民等の有無を確認する。
- (2) 避難の指示等に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で人命救助のために特に必要がある認めるときは、警察官に連絡するなど、必要な措置をとる。

#### 5. 学校・福祉施設等の避難

市長、教育長及び福祉施設の代表者は、あらかじめ避難計画を作成し、これに基づき児童生徒等、入所者・通所者等の生命、身体の安全に重点をおいて速やかに避難を実施する。

##### (1) 学校の避難

###### ア 避難実施責任者

学校においては校長を、幼稚園においては園長を、保育所においては所長を、その他施設については施設管理者を責任者とする。

###### イ 避難の順位及び編成等

避難の優先順位は、年少（低学年）者を優先する。また、避難をする際の編成は、クラス単位とする。

###### ウ 誘導責任者及び補助者

原則としてクラス担任の教諭等を誘導責任者とするが、状況によっては、クラスに居合わせた教諭等が責任者として誘導に当たる。

###### エ 避難の要領、措置、注意事項

避難は、平常時の避難訓練に基づき、混乱等を引き起こさないよう整然かつ迅速に行う。

a 学校長等は、児童生徒等を安全な場所に避難させた後、直ちにクラス担任、学年主任等に人員を確認させるとともに、避難状況及び被害状況等を速やかに管理班に報告する。

b 学校長等は、万全の体制で避難した児童生徒等の安全確保と保護に努めるとともに、必要に応じ、それぞれ関係機関と緊密な連絡をとり、適切な措置を講じる。

c 災害時に備え、学校長等はあらかじめ避難要領等を作成し、その内容を周知徹底させるため、各関係機関の協力を得て訓練を行う。

##### (2) 福祉施設等の避難

社会福祉施設の代表者は、避難の状況等について入所者の家族等に連絡するとともに、必要な場合は福祉関係機関と協議し、新たな入所先、移送方法等を決定の上、必要な措置を講ずる。

#### 第7 指定緊急避難場所等の開設及び周知 【本部班、避難所班、援護班、施設管理者、避難所運営委員会】

市は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

## 第8 避難所の開設及び運営 【本部班、避難所班、援護班、環境班、医療班】

### 施設管理者、自主防災組織、避難所運営委員会、ボランティア】

本部長は、指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し指定避難所を開設とともに、市民等に対し周知を図る。

市は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

#### 1. 指定避難所の開設

- (1) 避難所班は、指定避難所を開設するに当たっては、「岩沼市災害対策本部避難所運営マニュアル」に基づき、あらかじめ指定した避難所の中から災害の状況を考慮し、危険性が無いと認めた場所に開設し、市民等に周知徹底を図る。
- (2) 避難所班は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、市ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。
- (3) 避難所班は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することができる。  
また、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じると認めるとときは、屋外にテント等を仮設するなど、多様な避難所の確保に努めるとともに、市ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。
- (4) 避難所班は、指定避難所のライフラインの回復に時間要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 本部班は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。
- (6) 施設の管理者又は避難所班は、避難状況を確認し、災害対策本部に報告する。
- (7) 本部班は、指定避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事に報告する。
  - ア 指定避難所開設の日時及び場所
  - イ 指定避難所数及び収容人員、世帯数
  - ウ 開設期間の見込み

#### 2. 避難所の管理、運営等

- (1) 指定避難所の管理

##### ア 適切な管理の実施

市は、各指定避難所の適切な管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

##### イ 指定避難所の管理責任者及び連絡員の指定

本部長は、指定避難所を開設したときは、避難所班の中から指定避難所の管理責任者及び連絡員を指定し、指定避難所の管理と避難者の保護に当たる。

##### ア 管理業務

- ① 避難人員の実態把握に関すること
- ② 災害対策本部との連絡調整に関すること
- ③ 指定避難所開設の記録、避難住民名簿作成等に関すること
- ④ 救護に必要な物資、資機材の調達、食料等生活必需品の調達、確保
- ⑤ 県及び他の市町村の備蓄物資等、流通在庫の引き渡し等の要請
- ⑥ その他

b 管理責任者

管理責任者は、避難所運営委員会、消防団員、ボランティア等と協力して、本部長の指揮のもと、指定避難所の管理と避難者の保護に当たる。

また、避難者に対し、次の事項に十分配慮する。

- ① 必要とする情報を適宜提供する。
- ② 避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保に配慮する。
- ③ 女性避難者のため、着替えや授乳スペース等を設ける。
- ④ 障害者や外国人の身体、言葉、生活習慣の違い等に配慮する。
- ⑤ 指定避難所における生活環境に留意し、常に良好な状態を保つように努める。
- ⑥ 避難所運営に当たっては努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげる。
- ⑦ 指定避難所における情報の伝達、食料や飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得られるように努める。
- ⑧ 盗難等に注意喚起するとともに、指定避難所周辺の治安維持に努める。

c 連絡員

連絡員は、指定避難所の運営について管理責任者を補助するとともに、市災害対策本部、関係機関等との連絡に当たる。

(2) 指定避難所の運営

避難所班、管理責任者等は、「岩沼市災害対策本部避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所運営を行う。

また、運営における女性の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズ違い等に配慮する。

**【運営業務と役割分担】**

実施者 項目	避難所運営委員会 (自主運営組織)	管理責任者 (避難所班)
避難者の把握	避難者カードの記入	避難住民名簿の作成
生活場所の確保	部屋（場所）の割り振り	必需品・備品の確保
物資の供給	食料、生活必需品の配給	災害対策本部への請求・受取り
施設の管理	清掃・ルールづくり	災害対策本部への請求・設置
広報	掲示板での広報	災害対策本部との情報連絡 広報紙の配布
避難所報告		指定避難所の運営状況の報告 指定避難所状況把握書の作成

ア 避難者カード・避難住民名簿の作成

避難者カード・避難住民名簿は、避難所運営並びに安否及び消息確認のための基礎資料となるものである。指定避難所を開設した際には、避難所班はまず避難者に避難者カードを配り、世帯単位に記入する。

避難住民名簿は、避難者カードを基に作成し、管理責任者において保管するとともに、本部班へ報告する。

イ 部屋・区画の割り振り

避難所運営委員会は、可能な限り地区ごとにまとまりを持てるよう部屋・区画の割り振りを行う。

各部屋には、部屋ごとに代表者を選定し、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。なお、選定に当たっては、女性の参画を図るように努める。

ウ 部屋の代表者の役割

a 避難所運営委員会等からの指示、伝達事項の周知

b 給食数、その他物資の必要数の把握と報告

c 物資の配布活動等の補助（配布物資の種類・数量等によって補助員を設けることができる。）

d 避難者の要望・苦情等のとりまとめ

エ 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給

指定避難所全体で必要と見込まれる食料、生活必需品、その他の物資の必要数のうち現場で調達ができないものについては、管理責任者が災害対策本部へ要請する。

また、到着した食料や物資を管理責任者が受け取り、配分したときは、避難所運営委員会が部屋ごとに配給を行う。

オ 相談窓口の設置

市は、指定避難所等に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口を設置する。

カ 自主防災組織やボランティアとの協力

市は、効率的な管理運営がなされるよう避難所運営委員会、住民の自主防災組織やボランティアと協力の上、指定避難所の環境及び衛生管理、防火及び犯罪対策、並びに食料及び生活物資等の配付作業等を行い、避難者はそれに協力する。

キ 自治的な組織運営への移行

市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体となって運営する体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ク 在宅避難者、車中等で生活を送る避難者等への支援

市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る在宅避難者、やむを得ず車中等で生活を送る避難者等に係る情報の早

期把握に努め、県等への報告を行うとともに必要な支援を行う。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について逐次市と共有する。

#### ケ 指定避難所の運営状況及び運営記録の作成

管理責任者は、指定避難所の運営状況を避難所状況把握書にまとめ、適宜、本部班へ報告する。

また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

### (3) 指定避難所の環境維持

#### ア 良好的な生活環境の維持

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等、居住環境の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、市は、指定避難所における感染症予防の観点から、3密（密閉・密集・密接）対策をはじめ、十分な換気・清掃・消毒の実施、トイレの感染対策、避難者の体調管理、必要な物資・資機材の確保等必要な措置を講じる。

#### イ 健康状態・衛生状態の把握

市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿・ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

#### ウ ペット等への対応

市は、必要に応じ、指定避難所におけるペット等のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

### (4) 避難所の感染症対策

市は、感染症の流行又は流行するおそれがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき市民等が躊躇なく避難できるよう、避難所運営マニュアル等に基づき、本部班、避難所班、医療班等が連携して、次の措置を講じる。

#### ア 避難者の受付と受入れ

受付で避難者の検温と健康チェックを行い、体調不良者は家族（世帯）単位で専用スペースに誘導する。保健師等は、体調不良者の状況に応じたアドバイスや巡回による健康観察を行う。

#### イ 体調不良者への対応

巡回による健康観察の結果、症状が重い場合は医療班と連携し、救急車を要請する。

また、体調不良者に感染症が疑われる場合は、医療班と連携し、塩釜保健所岩沼支所へ連絡し、指示に従う。

#### ウ 衛生環境の確保

- a 受付担当職員や専用スペースへの誘導担当職員は、フェイスシールド、マスク、手袋を必ず装着し、個人防御として感染防止対策を講じる。
- b 避難所内の換気と清掃を徹底する。
- c 共用部分やよく手を触れる場所（机、手すり、ドアの取っ手、蛇口、スイッチ等）

を中心こまめに消毒する。

d 避難所で食料や物資等を配布するときは、手渡しの配布を最小限にするとともに、配布が密にならないよう留意する。

e ごみは世帯ごとに小さな袋に入れて排出するよう呼びかけ、特に使用後のマスクやティッシュ等のごみは、小袋に入れて密封して排出する。

エ 避難者への周知・啓発

a 避難者に対し、避難の際に持ち出す荷物に、マスク、消毒液、体温計を加えるよう啓発する。

b 避難中に体調の変化があった場合は、隨時、管理責任者又は巡回保健師に申し出てもらうことを周知する。

c 避難所内ではマスクを常時着用し、こまめな手洗いや手指消毒を励行するよう周知する。

(5) 男女共同参画

ア 避難所運営への女性の参画促進

市は、指定避難所の運営において、女性も参加する打合せ会を持つなど、女性の参画を促進する。

イ 男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いへの配慮

市は、指定避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に配慮する。特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食等の物資提供、多様な生活者に配慮した物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や生理用品、女性用下着の女性による配布、乳幼児のいる家庭用エリア（情報交換や相談等ができる場所）の設定や、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

ウ 女性・子ども等への配慮

市は、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

エ 運営参加者への配慮

市は、避難者が運営に参加する場合は、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(6) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援

学校等教育施設が指定避難所となった場合、校長等の施設管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、施設管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう教職員に指示する。

教職員は、本来果たすべき児童生徒等の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。

## (7) 外国人への配慮

市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。

**第9 避難長期化への対処 【本部班、避難所班、医療班】**

1. 市は、市民等の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。
2. 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。  
また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。
3. 市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要と判断した場合、県内の他市町村への受入れについては、受入れ先市町村と直接協議する。県外の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるとときは、知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。
4. 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

**第10 帰宅困難者対策 【本部班、広報班、施設管理者】**

公共交通機関が運行を停止した場合（火山災害における降灰の影響を含む。）、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、公共施設等の備蓄の確保を進めるとともに、各種事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

**1. 一斉帰宅抑制に関する対応**

## (1) 一斉帰宅抑制の広報

県及び市は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、市民等、企業並びに学校等関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送等の報道機関、広報車、市ホームページ、携帯メール等を通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等の施設内に留まるよう広報を行う。

## (2) 企業及び学校等関係機関の対応

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒等及び施設の被害状況を確認するとともに、市等から提供される災害関連情報等により、施設及び周辺の安全を確認した上で、これらの者を施設内等の安全な場所へ待機させるよう努める。

### (3) 大規模集客施設等の対応

大規模集客施設等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所で保護するとともに、市や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。

なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

## 2. 帰宅困難者への情報提供

市は、防災気象情報に関する情報、交通機関の状況、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所等について、テレビ・ラジオ放送や携帯メール、市ホームページ等を活用し、情報提供を行う。また、鉄道等広域公共交通機関が被災した場合、関係機関によるバス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。

## 3. 避難行動要支援者への対応

県及び市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者について、臨時バスやタクシー等による搬送のほか、地域の協力が必要となるため、関係機関や自主防災組織、町内会・自治会等と連携し、搬送手段の確保に努める。

## 第11 孤立集落の安否確認対策 【本部班】

### 1. 通信手段の確保

市は、居住地又は指定緊急避難場所が、道路の寸断、土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災行政無線、衛星携帯電話等の通信手段により、住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。

### 2. 通信手段途絶時の対応

孤立した集落の住民は、断線、バッテリーアーク、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてるなどの手段により、生存の証を伝えるよう努める。

## 第12 広域避難者への支援 【本部班、避難所班、広報班】

### 1. 円滑な手続きの実施

市は、市町村や都道府県の区域を越える広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続き・調整を円滑に行うよう知事に依頼する。

### 2. 県との調整

市は、県内広域一時滞在の必要があると認める場合は、広域避難に関する支援を県に要請する。県は、県内の受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行う。

### 3. 他都道府県との協議

市は、県外広域一時滞在の必要があると認める場合は、県に他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行う。

### 4. 避難者情報の提供

市は、「全国避難者情報システム」に基づき、避難者から登録された避難先等に関する情報の入手に努め、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うよう努める。

### 5. 滞在施設の提供

県及び市は、被災市町村からの広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

### 6. 広域避難者への支援体制の整備

市は、広域避難者に対しても物資等の供給のほか、必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制の整備に努める。

## 第13 在宅避難者等への支援 【避難所班】

### 1. 生活支援の実施

市は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者、車中等で生活を送る避難者等に対し、自主防災組織や市社会福祉協議会等の共助に基づくネットワークを主体にして、食料・物資の供給等生活支援を行う。

また、市は、在宅避難者、車中等で生活を送る避難者等に対し、指定避難所で行う保健師等による巡回ケアサービスの実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

### 2. 避難所等での物資の供給

市は、在宅避難者、車中等で生活を送る避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、市庁舎での物資の配布のほか、指定避難所、集落等で物資の供給を行う。

### 3. 支援体制の整備

市は、在宅避難者、車中等で生活を送る避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報、及びその他必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

## 第14 火山災害の警戒避難対策 【本部班、広報班】

市は、気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルも含む。）に応じた警戒体制を構築し、市民等へ当該情報を周知するよう努める。

## 第15節 応急仮設住宅等の確保

### 第1 目的

大規模な災害の発生により、住宅を損傷、又は失う被災者が多数生じると考えられる。

被災直後は、指定避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。そのため、市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設をはじめ、みなし仮設住宅、空き家になっている市営住宅への入居のあっせん、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

#### ＜対策の概要＞

初動期	—	
応急期	<ul style="list-style-type: none"><li>◆仮設住宅の建設準備<ul style="list-style-type: none"><li>・用地の確保</li></ul></li><li>◆被災宅地危険度判定の実施<ul style="list-style-type: none"><li>・県へ派遣要請</li><li>・判定実施計画の作成</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆公営住宅等の活用<ul style="list-style-type: none"><li>・公営住宅の空家入居</li><li>・民間の賃貸住宅の借り上げ・提供</li></ul></li></ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"><li>◆仮設住宅の整備、管理等<ul style="list-style-type: none"><li>・管理運営</li><li>・ストレス軽減、心のケア等のための対応</li><li>・入居者への支援体制の整備</li></ul></li><li>◆被災宅地危険度判定の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆公営住宅等の活用<ul style="list-style-type: none"><li>・同上</li></ul></li><li>◆住宅の応急修理</li><li>◆建物の解体、撤去</li></ul>

### 第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

#### 【住宅輸送班、援護班、本部班】

##### 1. 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備

- (1) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）は、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がなくなった者のうち、自己の資力では住家を確保することができない者のため、必要と認めた場合に建設する。
- (2) 救助法が適用される被害があった場合には県が、適用されない場合は市が行う。
- (3) 市は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に当たり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合においては、県の委任を受け、自ら整備する。
- (4) 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設候補地は、原則として、あらかじめ定めた候補地の場所とするが、災害の実情によりその都度決定する。また、おおむね次の条件を考慮した上で用地を確保する。
  - ア 浸水、崖くずれ等の危険がないこと。
  - イ 飲料水等が確保し易く、かつ保健衛生上良好なこと。
  - ウ 児童生徒の通学、その他生活の立て直し上の便宜を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にあること。

- エ 交通の便が比較的良好のこと。
- オ 公有地であること。
- カ 敷地が広大であること。

## 2. 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持・管理・運営

援護班は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の管理を行うとともに、仮設住宅入居を円滑に進め、適切な運営を行う。

### (1) 管理体制

県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行うが、応急仮設住宅の管理を市長に委託した場合は、知事と市長との間で管理委託契約を締結する。

### (2) 維持管理上の配慮事項

- 市長は、維持管理上、次の対応に努める。
  - ア 安心・安全を確保するため、消防、警察との連携
  - イ 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアの実施
  - ウ ペットの受入れのルール作成
- エ 必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（建設型応急住宅）入居者によるコミュニティの形成と自主運営組織の設立・運営
- オ 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映

### (3) 運営上の配慮事項

- 運営に当たっては、次の対応に努める。
  - ア 安心・安全の確保に配慮した対応
    - a 防犯ブザーやホイッスルの携行の呼びかけ
    - b 街灯や夜間照明等の工夫
  - イ 夜間の見回り（巡回）
  - ウ ストレス軽減、心のケア等のための対応
    - a 交流の場づくり
    - b 生きがいの創出
    - c 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置
    - d 保健師等による巡回相談
    - e 女性専用相談窓口の整備、男性に対する相談体制の整備
- エ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等
  - a 集会所の設置
  - b 仮設スーパー等の開業支援
  - c 相互情報交換
  - d 窓口の一元化
- オ 女性の参画の推進と生活者の意見反映
  - a 運営における女性の参画推進
  - b 生活者の意見集約と反映

### 第3 公営住宅等の活用等 【住宅輸送班】

#### 1. 公営住宅の活用等

市は、公営住宅を被災者の家族単位で多人数世帯向け住宅、少人数世帯住宅として活用する。なお、公営住宅については、災害発生の日から期限を定め、一時入居住宅として正規の入居資格要件の有無を問わない。

#### 2. 入居者の選定

市は、入居者の選定に当たっては、被災者の申請により入居希望者の条件を十分調査の上、決定する。なお、要配慮者の優先的な入居に配慮する。

#### 3. 一時的な居住先の提供

公営住宅の空家だけでは不足する場合、市は、必要に応じて、民間の賃貸住宅を借り上げ、被災者に応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供する。なお、提供に当たっては、高齢者・障害者等世帯の優先的な入居に配慮する。

### 第4 応急仮設住宅等の入居者への支援体制の整備 【援護班、本部班】

市は、県等の支援により、被害の規模と地域の実情に応じて、被災者の健康維持と生活を支えるための活動拠点（サポートセンター等）を設置し、孤立防止のための見守りや所要の保健福祉活動、生活再建に関する総合的な相談、地域コミュニティの再構築等の支援体制を整備する。支援に当たっては、適切な対応が図られるよう情報を共有化するなど、関係機関・団体と連携して取り組む。

### 第5 被災宅地危険度判定 【住宅輸送班】

本部長は、宅地が広範囲に被災したことによる二次災害を防止するため、事前に登録した被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

#### 1. 被災宅地危険度判定士の要請

本部長は、必要と認めた場合、県本部長を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災宅地危険度判定を行う。

#### 2. 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果表を掲示する。

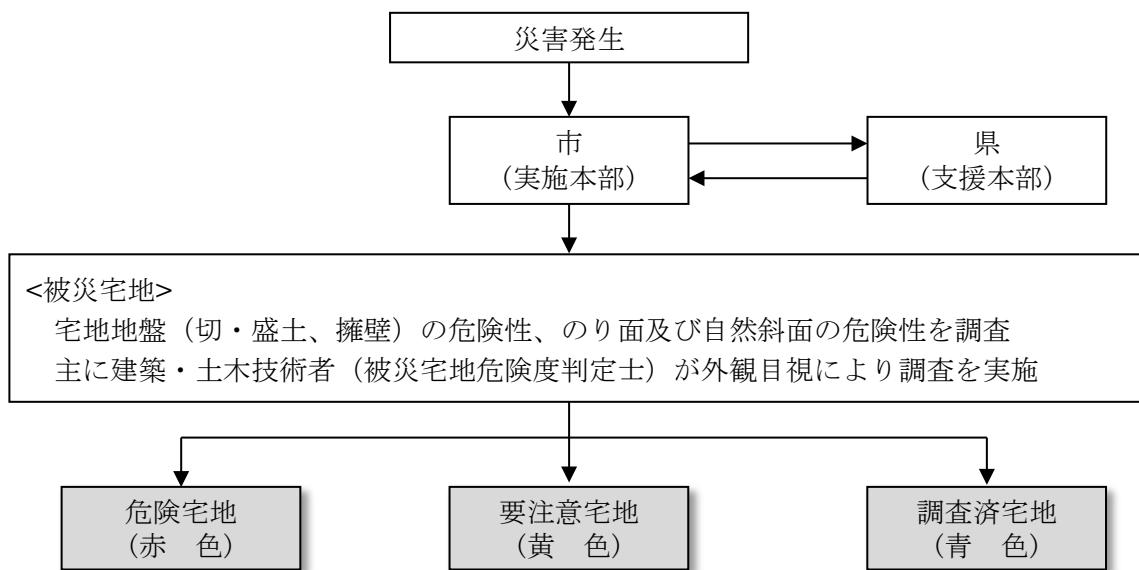
- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごと調査票に記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定表を掲示する。
- (4) 判定結果は本部長に報告する。

#### 3. 本部長の措置

本部長は、被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- (1) 本部長が判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置し、判定業務に当たる。
- (2) 実施本部は次の業務に当たる。
  - ア 宅地に係る被害情報の収集
  - イ 判定実施計画の作成
  - ウ 被災宅地危険度判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
  - エ 判定結果の調整及び集計並びに本部長への報告
  - オ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
  - カ その他判定資機材の配布

#### 【被災宅地危険度判定フロー】



#### 4. 判定後の措置

市は、「危険宅地」と判定された宅地の建物等について、立ち入り禁止の措置をとる。また、住宅輸送班は、判定結果を地域ごと、結果ごとにまとめた被災情報データベースを作成する。

### 第6 住宅の応急修理 【住宅輸送班】

市は、救助法が適用された災害により、住家が半壊若しくは半焼の被害を受け、現状のままでは居住することはできないが、当該の破損箇所を補修すれば日常生活を営むことができるような場合は、当該応急修理を行う資力がない被災者に対し、その被災者に代わって必要最小限の補修を行う。

#### 1. 対象者

災害のため住家が半壊若しくは半焼し、現状のままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力では修理をすることができない者

## 2. 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において、実施（給付）する。

## 3. 修理の期間

災害発生の日から3か月以内に完了する。

なお、国の災害対策本部が設置された災害においては、災害発生の日から6か月以内に完了する。

## 4. 応急修理対象者の基準

応急修理対象者の選定は市長が行い、その基準はおおむね次のとおりとする。

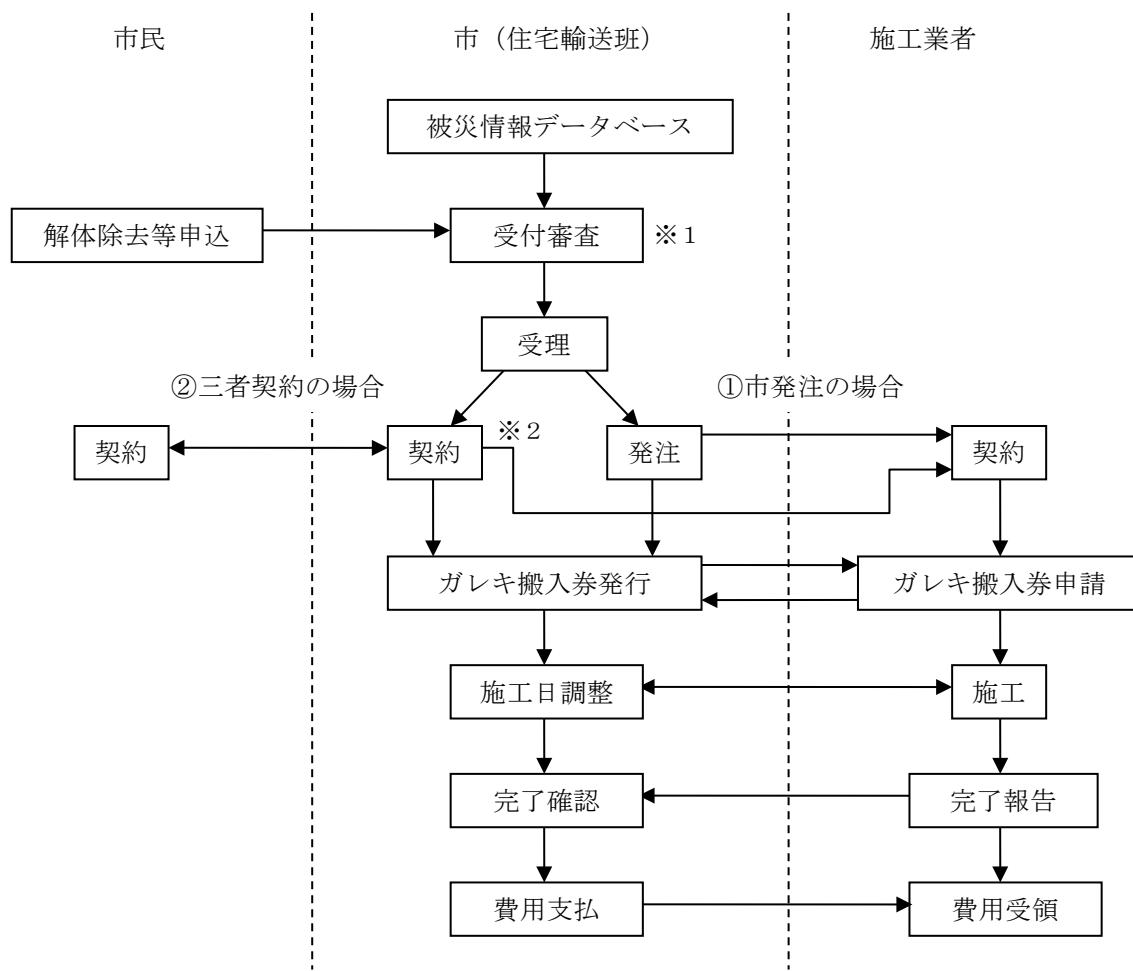
- (1) 生活保護法の被保護者並びに要配慮者
- (2) 特定の資産がない失業者
- (3) 特定の資産がない母子・父子世帯、高齢者世帯、障害者世帯及び病弱者等
- (4) 特定の資産がない勤労者
- (5) その他経済的弱者

## 第7 建物の解体、撤去 【住宅輸送班】

原則的に建物の解体・撤去は、所有者が実施する。ただし、特別措置の適用があるときは、所有者の申請により市が解体・撤去を実施する。この場合、危険度判定により「危険宅地」と判定された宅地の建築物を優先する。

また、有害物質の漏えい及び石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

**【倒壊家屋の処理の流れ】**



## 第8 建築資材及び建築技術者の確保 【住宅輸送班】

### 1. 建築資材の調達

市が建設する応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設等に必要な建築資材は、市内の建設関係業者と協議し、調達する。

### 2. 建築技術者の確保

市が建設する応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建築等に必要な建築技術者は、市内の建設関係業者と協議し、確保する。不足する場合、市長は、近隣市町長に対しあっせんを要請する。

## 第16節 相談活動

### 第1 目的

市は、大規模災害時における市民等の相談、要望、照会等に応じるため、災害状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに相談体制の確立を図るとともに、関係機関等と連絡を密にしながら、広聴相談活動を実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	—
応急期	<ul style="list-style-type: none"><li>◆総合市政相談窓口による相談<ul style="list-style-type: none"><li>・相談窓口の設置及び設置の周知</li><li>・相談内容への即時対応</li></ul></li><li>◆関係機関との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・相談等に対する情報収集</li></ul></li></ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"><li>◆総合市政相談窓口による相談<ul style="list-style-type: none"><li>・同上</li></ul></li><li>◆関係機関との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・同上</li></ul></li></ul>

### 第2 市の相談活動 【広報班】

#### 1. 総合市政相談窓口等の役割

- (1) 総合市政相談窓口における相談は、被災した市民等からの相談に的確に対応するよう努める。  
なお、専門性を要する相談等にあっては、内容に応じ、適切な各担当窓口に取り次ぐ（担当課が災害復旧で対応出来ない場合は、後日連絡）など、市民等の要請に対応する。
- (2) 担当者は、相談内容を取りまとめ災害対策本部へ報告し、関係機関と連携し、即時対応に努める。

#### 2. 総合市政相談窓口等の設置

- (1) 広報班は、災害の状況により必要と認めたときは、市民等からの問い合わせや相談等に対応するため、市民等のための総合市政相談窓口（専用電話を備えた総合市政相談所）を市役所内に設置し、広聴相談を実施する。  
この場合、必要に応じ、災害対策本部と調整を図り、関係する各部及び災害対策本部に相談員の派遣を要請する。
- (2) 相談業務は、県及び関係機関と連携し、即時及び効果的な対応に努める。
- (3) 他市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村等と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できる体制を整備する。

#### 3. 相談窓口設置の周知

広報班は、総合相談窓口を設置したときは、市ホームページ・マスコミ報道等を活用し、市民等に周知する。

#### 4. 関係機関との連携

広報班は、市民等からの相談等で十分な情報がないものについては、県及び関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し、即時対応に努める。

## 第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

### 第1 目的

大規模災害の発生時には、特に要配慮者や旅行客等に対する様々な応急対策が必要となる。

また、情報の提供についても、要配慮者に十分配慮する必要がある。

このため、市は、県、防災関係機関及び社会福祉団体と連携を密にし、必要な諸施策について速やかに実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆避難行動要支援者に対する対策 ・安否確認 ・多様な避難所の確保 ・避難所での支援体制の確立 等	◆外国人に対する対策 ・外国語による広報、避難誘導
	◆避難行動要支援者に対する対策 ・健康状態への配慮 ・巡回ケアサービスの実施 ・専門職による相談対応 等	◆外国人に対する対策 ・外国語の広報紙作成
応急期	◆避難行動要支援者に対する対策 ・同上	◆外国人に対する対策 ・同上
復旧期	◆避難行動要支援者に対する対策 ・同上	◆外国人に対する対策 ・同上

### 第2 高齢者・障害者等への支援活動 【援護班、医療班、避難所班、自 主防災組織、町内会・自治会等、岩沼市社会福祉協議会】

災害時には、高齢者、障害者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

従って、援護班は、災害時には避難行動要支援者本人の同意がない人も含めて、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

#### 1. 高齢者等避難の発令・伝達

高齢者等避難の発令・伝達は、原則として本章 第14節 避難活動 「第2 高齢者等避難」 の内容及び周知に示す要領で行う。

#### 2. 避難・安全確保

援護班は、避難行動要支援者の個人情報に配慮しつつ、個々に把握（名簿整備）し、あらかじめ、避難支援等関係者や支援方法、避難先を決めておく。また、防災対応や避難誘導に係る行動ルールは、「災害時初動対応マニュアル」等に定める。

##### (1) 社会福祉施設等在所者

援護班は、施設在所者（入所者、従事者等）の安否確認を迅速に行い、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導等を行う。

**ア 災害発生時の安全確保**

社会福祉施設は、直ちに入所者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。また、火災の発生等により避難が必要な場合は、近隣の市民等の協力を要請する。

**イ 社会福祉施設における生活の確保**

社会福祉施設は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が市内で供給できなくなった場合は、災害対策本部に物資等の供給を要請する。

**(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者**

援護班は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ、支援組織の協力のもと避難誘導等を行い、指定避難所等を中心にして要配慮者を把握する。

また、未登録の要配慮者に対しても、町内会・自治会等との連携により把握に努める。

### 3. 援護体制の確立と実施

**(1) 施設従事者及び必要な物資の確保**

援護班は、施設従事者の不足や日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保に努める。

**(2) 緊急支援****ア 受入れ可能施設の把握**

援護班は、避難の必要な要配慮者に対しては、関係機関と連携し、受入れ可能な社会福祉施設を把握する。

**イ 福祉ニーズの把握と援護の実施**

援護班は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所に係る調整を行う。

また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整し、ホームヘルパー等（ボランティア含む。）の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。

**ウ 福祉避難所の開設**

援護班は、福祉避難所の対象となる避難者がおり、福祉避難所の開設が必要と思慮する場合は、本部班に判断を仰ぎ、福祉避難所が必要であると判断されたときは福祉避難所を開設し、関係機関及び各避難所に対し、福祉避難所の開設について周知するよう努める。

**エ 多様な避難所の確保**

援護班は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

**オ 相互協力体制**

援護班は、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体相談支援事業所等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織等と連携して、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制により支援を行う。

### (3) 避難所での支援

避難所班は、援護班、医療班と協力して、福祉避難所に収容した避難行動要支援者の援護措置を行う。

#### ア 支援体制の確立

市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による支援体制を確立する。

特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品等の福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど、速やかに対処する。

#### イ 健康状態への配慮

援護班は、アレルギー症状や糖尿病・高血圧等の食事療法が必要な要配慮者に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。

特に、避難所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。

#### ウ 巡回ケアサービスの実施

援護班は、指定避難所において巡回ケアサービスを行う。その内容は次のとおりである。

- a 医師や保健師等の巡回医療班による診療・健康診断
- b ヘルパー、介助ボランティアの派遣による介助
- c ケースワーカー、カウンセラー等による生活相談

#### エ 専門職による相談対応

市は、被災地及び指定避難所における要配慮者等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、心のケア等精神科医、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。

#### オ 福祉避難所への移送

市は、指定避難所に避難した要配慮者について、状況に応じて可能な限り、社会福祉施設等へ移送する。

### (4) 応急仮設住宅の入居

市は、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮し、特に高齢者・障害者は指定避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。

## 第3 外国人支援対策 【広報班、避難所班】

広報班は、災害時における外国人（観光客や来訪者を含む。）の被災状況、避難状況について、市内の各施設及び旅行業協会等と連携して迅速に情報を収集するとともに、外国人が孤立しないよう、必要な情報を収集し提供を行う。

1. 市は、本地域防災計画に従い、把握している在住外国人の現状や災害時に求められるニーズを基に必要な対策を講じる。

2. 避難所班は、事前に把握している外国人登録情報等を基に、自主防災組織や事業所等の協力を得ながら、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。
3. 市は、状況に応じ広報車や防災行政無線等により、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。
4. 広報班、避難所班は、ボランティア等の協力を得ながら外国語の広報紙を作成し、災害情報、安否情報、被災情報等をわかりやすく提供し、外国人の不安の解消に努める。  
また、「災害時多言語表示シート」の活用について検討する。

#### 第4 旅行客への対策 【物資調達班】

市は、災害時の市域の宿泊施設における団体旅行客の被災状況について、旅行業協会等と連携しながら情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して、関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

## 第18節 ペット等の収容対策

### 第1 目的

大規模災害の発生に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所におけるペット同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、(公社)宮城県獣医師会岩沼地区獣医師会との間で締結した「災害時における愛玩動物の保護に関する協定」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、県と協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆避難所での受入れ又は避難可能な避難所への案内	
応急期	◆指定避難所の飼育管理 ・飼育状況の把握 ・資材、えさ等の調達 ・環境衛生の維持 等	◆飼い主不詳等のペット等の保護 ◆保護施設への受入れ、譲渡等の調整
復興期	◆指定避難所の飼育管理 ・同上	◆保護施設への受入れ、譲渡等の調整

### 第2 被災地域における動物の保護 【本部班、環境班、岩沼地区獣医師会、塩釜保健所岩沼支所】

#### 1. 所有者の確認

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、(公社)宮城県獣医師会岩沼市区獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行うとともに、所有者の発見に努める。

#### 2. 負傷動物への対応

市は、負傷動物を発見したときは、(公社)宮城県獣医師会岩沼地区獣医師会と連携し、保護収容及び治療その他必要な措置を講じる。

なお、危険動物が飼養施設等から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

### 第3 避難所における動物の適正な飼育 【避難所班、環境班】

市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

1. 避難所にペットを連れてきた避難者に対して、受付で届け出るよう呼びかけ、台帳等に記載する、又は同行可能な避難所へ案内する。なお、大型動物や危険動物の避難所での同行に

については、断るものとする。

また、身体障害者補助犬については、出来る限り利用者と一緒に生活できるよう配慮することが必要であることから、同伴に対して周囲の避難者の理解を得られるように努める。

2. 各地域の被害状況、指定避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町へ協力要請を行う。
3. 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整に努める。
4. 獣医師会と協力し、動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
5. 動物の糞尿等の環境衛生に努める。
6. ペットの同行避難や適正な飼養管理ができるような環境整備に努める。

#### 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育 【環境班】

市は、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、県と協力して、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

## 第19節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

### 第1 目的

市は、大規模災害時における市民等の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調等、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

### ＜対策の概要＞

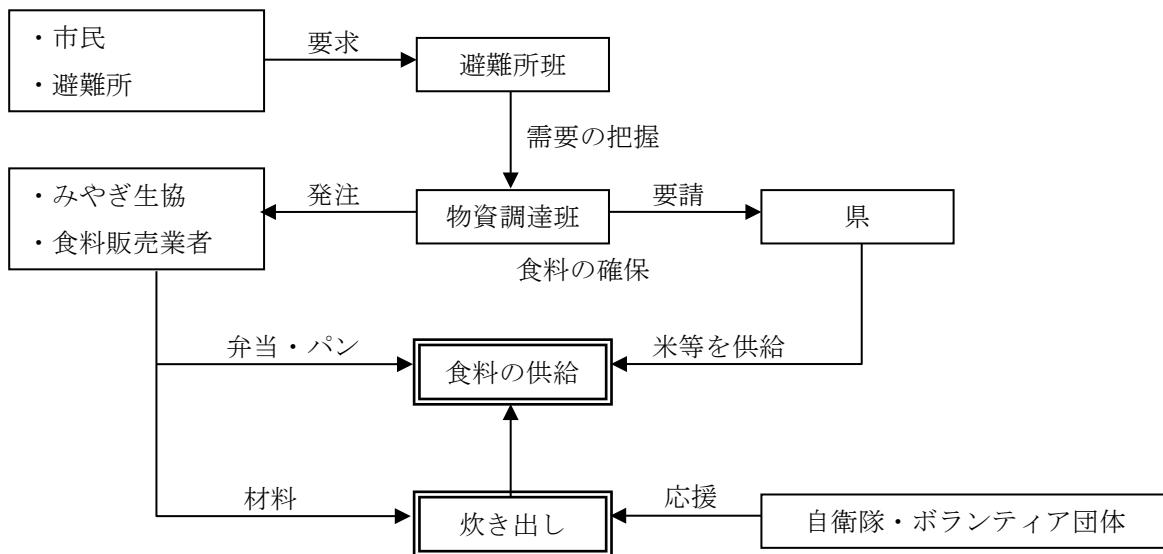
初動期	◆応急給水の実施 ・地域及び必要量の把握 ・給水計画の立案 ・給水の応援要請	◆食料・必需品の調達・供給 ・必要数の把握 ・協定締結先等からの調達 ・被災者への供給	◆燃料の調達・供給 ・協定に基づく重要施設への供給 ・災害応急対策車両への優先供給
	◆給水活動の実施 ・給水の広報 ・給水資器材の確保	◆食料・必需品の調達・供給 ・必要数の把握 ・協定締結先等からの調達 ・被災者への供給 ・炊き出しの実施	◆燃料の調達・供給 ・同上 ◆救援物資の受入れ・配分 ・集積・配送拠点の設置 ・物資の受付、保管等 ・物資の配達
	◆給水活動の実施 ・被災者への給水実施 ・医療機関・福祉施設等へ 優先的に給水実施	◆食料・必需品の調達・供給 ・同上	◆燃料の調達・供給 ・同上 ◆救援物資の供給 ・同上
応急期	◆給水活動の実施 ・給水の広報 ・給水資器材の確保	◆食料・必需品の調達・供給 ・必要数の把握 ・協定締結先等からの調達 ・被災者への供給 ・炊き出しの実施	◆燃料の調達・供給 ・同上 ◆救援物資の受入れ・配分 ・集積・配送拠点の設置 ・物資の受付、保管等 ・物資の配達
	◆給水活動の実施 ・被災者への給水実施 ・医療機関・福祉施設等へ 優先的に給水実施	◆食料・必需品の調達・供給 ・同上	◆燃料の調達・供給 ・同上 ◆救援物資の供給 ・同上
	◆給水活動の実施 ・被災者への給水実施 ・医療機関・福祉施設等へ 優先的に給水実施	◆食料・必需品の調達・供給 ・同上	◆燃料の調達・供給 ・同上 ◆救援物資の供給 ・同上
復旧期	◆給水活動の実施 ・被災者への給水実施 ・医療機関・福祉施設等へ 優先的に給水実施	◆食料・必需品の調達・供給 ・同上	◆燃料の調達・供給 ・同上 ◆救援物資の供給 ・同上

### 第2 食料 【本部班、物資調達班、農政班、避難所班、住宅輸送班、援護班】

#### 1. 食料の調達・供給

- (1) 市は、備蓄、調達した食料及び国、県等により調達され引き渡された食料を被災者に供給する。
- (2) 日持ちしないなど、備蓄に適さない食料、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要となる物資等は、協定を締結した関係事業者等に迅速、的確に発注・要請することにより調達を図るなどして確保する。
- (3) 市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

### 【食料供給の流れ】



## 2. 米穀の調達・供給

### (1) 調達

市は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

避難所班は、食料の必要数を把握し、必要数等から業者の選定、食料の種類等の食料供給計画を立てる。

#### ア 市単独での食料の確保

物資調達班は、協定に基づき、みやぎ生協又はスーパー等の食料販売業者に発注する。

#### イ 県への食料供給要請

農政班は、県（仙台地方振興事務所）に食料の供給を要請する。交通及び県の通信が途絶した場合は、東北農政局を通じて農林水産省生産局に対し要請する。なお、事後において県へその旨報告する。

ウ 物資調達班は、市内から米穀等を調達することが困難な場合は、知事に対し応急用米穀の要請を行い、知事が指定する小売業者等から供給を受ける。

エ 市は、救助法が適用された場合は、国への要請により「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（令和5年11月30日最終改正）に基づき、政府所有の米穀（災害救助用米穀）の供給を受ける。

これらの調達が間に合わない緊急の場合には、農協や食料販売業者、食料流通業者に依頼し提供を受けるとともに、市内の各農家に広く呼びかけ、自宅に保存している自家消費米の提供を受け調達する。

### (2) 食料供給活動

#### ア 応急用米穀

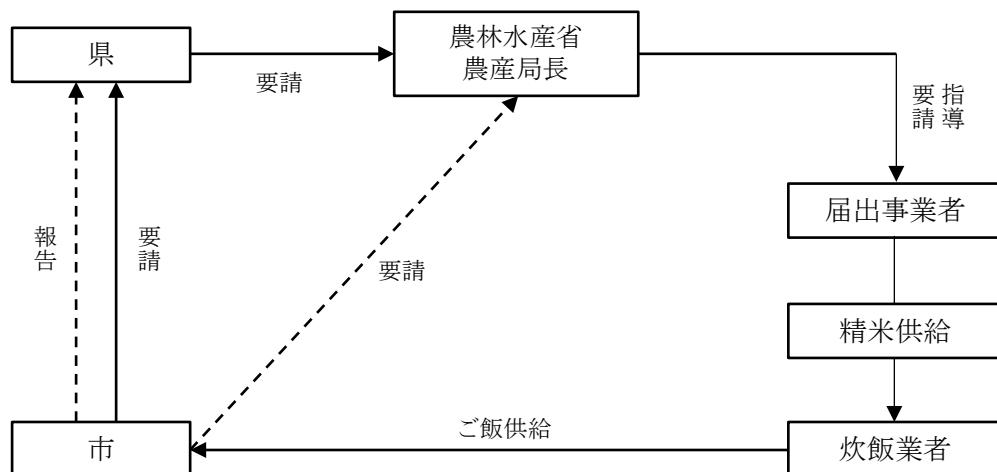
物資調達班は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を、避難所を通じ被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

物資調達班は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

#### イ 災害救助用米穀

市は、県から供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。また、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

【災害時における食料（精米）の供給体制略図】



※ ————— 県を通じて要請する場合      - - - - 県を通じて要請することが困難な場合

#### ウ 食料の保管

食料は、市庁舎等に一時保管する。物資調達班は、業者等により輸送された食料の受け入れを行う。

#### エ 食料の輸送

調達した食料の輸送は、住宅輸送班が行うが、輸送が困難な場合は輸送業者やボランティアに要請する。

#### (3) 炊き出しの実施

救助法が適用された災害において、指定避難所に避難し、食料が調達できない者に対しては、炊き出しその他の方法により食料の供給を行う。

援護班は、自衛隊、NPO・ボランティア等と協力して炊き出しを実施する。

炊き出し等の実施に当たり、市の対応では人員が不足する場合は、県、日本赤十字社宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

#### ア 対象者

食料の供給の対象者は、次のとおりとする。

- 避難指示等に基づき指定避難所に避難した者
- 住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水）を受け、炊事が不可能な者
- 水道、電気、ガスの障害により炊事が不可能な者
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- 災害応急対策活動従事者
- 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

#### イ 費用及び期間

炊き出しに必要な費用の範囲、額等は、救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。また、炊き出し、その他の方法による食品の供与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

### 3. その他食料の調達・供給

野菜、果実、乳製品、水産加工品、副食品等は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」締結業者等に対し協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

### 4. 食料の集積場所

調達した食料等の集積場所は、市庁舎等とし、本部長が決定した指定避難所等へ配達する。

## 第3 飲料水 【給水班、避難所班、消防班、広報班、自衛隊】

給水班は、災害により水道施設が損壊等をし、飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合、最小限必要な給水を行い、被災者の飲料水及び生活用水の確保に努める。また、市単独で十分な応急給水活動を行うことが困難な場合は、協定締結団体及び(公社)日本水道協会宮城県支部に応援要請を行う。

また、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水(ペットボトル等)及び給水用資機材(ポリ容器、ポリ袋等)の整備に努める。

### 1. 需要の把握

給水班は、本部班と連携し、次の給水が必要な施設、地域及び給水必要量の把握を行う。

- (1) 福祉施設
- (2) 救護所及び医療機関
- (3) 応急給水の実施が必要な地域又は指定避難所

### 2. 淨水の確保

給水班は、取水・受水経路が被災又は汚染された場合、次の方法で浄水を確保する。

- (1) 配水池の緊急しゃ断により、水の流出防止を図る。
- (2) 他市町村水道事業者からの提供を受ける。

### 3. 給水計画の立案

給水班は、需要の把握をもとに給水計画を立案し、災害対策本部に報告する。

なお、人員、給水量が不足する場合は、給水計画に基づき、関係機関及び協定機関に応援を要請するとともに、優先施設への給水、施設の応急復旧体制を整備する。

- (1) 給水計画の内容

- ア 給水量・給水時間
- イ 給水対象地域・給水場所
- ウ 給水方法
- エ 給水班の編成(人員配置)
- オ 必要資機材の調達・管理

- カ 給水の広報の方法・内容
- キ 応援要請の内容（必要な場合）

#### 4. 飲料水の供給方法等

- (1) 班の編成  
市は、応急給水等を実施するため、広報班・給水班・復旧班等の組織を編成する。
- (2) 給水対象者  
現に飲料水を得ることができない被災者とする。また、指定避難所、医療機関等への給水確保についても考慮する。
- (3) 給水量（平成30年概数 人口 44,000人）  
飲料水は、1日当たり、1人3リットル程度を目標とする。目標とする給水量は次のとおりとする。

**【一日当たりの目標水量及び主な給水方法】**

災害発生からの日数	目標数量（人口比）	主な給水方法
災害発生～3日間	3L／人日 (132,000L)	給水車・給水タンク
4日～10日間	20L／人日 (880,000L)	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日間	100L／人日 (4,400,000L)	配水線上の仮設給水栓
22日～28日間	被災前給水量	仮配管からの各戸給水・共用栓

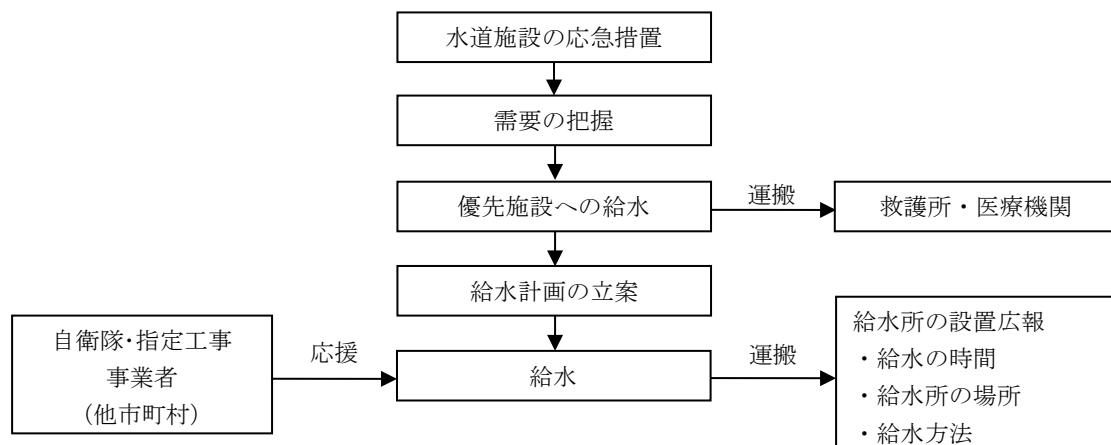
#### 5. 給水の準備

- (1) 給水の広報  
給水の広報は、広報班に要請し、給水時間・給水場所等を関係地域住民に広報する。
- (2) 給水地点の設定  
給水地点は、指定避難所又は被災地周辺に設定する。
- (3) 給水用資器材の確保  
上下水道部は、水槽積載車が不足する場合は、災害対策本部を通して消防班、消防団、県、自衛隊、他の水道事業者等に協力を要請する。特に、医療機関、救護所等で緊急に必要な場合は、ヘリコプター等で空輸することも検討する。  
また、ポリタンク等の給水容器が備蓄器材で不足する場合は、業者から調達する。

#### 6. 給水の方法

- (1) 給水方法  
上下水道部は、自衛隊等の応援による給水車又はタンク車により、指定避難所及び市内に設けた給水地点で給水を実施する。
- (2) 消火栓の活用  
上下水道部は、給水地点とすべき地点で消火栓を利用できる場合は、仮設給水栓を設置するなどして給水する。また、水槽積載車への取水に利用する。
- (3) 優先給水  
医療機関・福祉施設等へは、医療活動に支障のないよう優先的に給水を実施するとともに、指定避難所においても必要な給水量を確保する。

### 【給水の流れ】



## 7. 市民等への広報

広報班は、応急給水の実施状況（給水方法、給水場所、時間帯、その他必要事項）及び復旧の見通し等について防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急告知ラジオ（防災ラジオ）、SNS、携帯メール等により周知する。

## 第4 生活物資 【本部班、物資調達班、避難所班、住宅輸送班】

### 1. 生活物資の供給対象者

市は、被災したことにより生活物資を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難な次の人々に生活物資を供給する。

- (1) 指定避難所又は指定緊急避難場所に避難した者で、物資の持ち合わせのない者
- (2) 住家が被害（全半焼、全半壊、流失、床上浸水）を受けた者
- (3) 被服、寝具、炊事道具その他生活上必要最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (4) 物資がないため、日常生活を営むことが困難な者
- (5) 災害応急対策活動に従事している者で、物資の支給を必要とする者

### 2. 供給品目

- (1) 寝具………毛布、ふとん等
- (2) 被服………作業衣、婦人服、子ども服、下着類等
- (3) 炊事用品……鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類等
- (4) 身の回り品……タオル類、靴等
- (5) 日用品………石鹼、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、歯みがき粉等
- (6) 光熱材料……マッチ、ライター、ロウソク等
- (7) 冷暖房器具……扇風機（夏季）、暖房器具及び燃料（冬季）
- (8) その他必要と認めるもの

### 3. 生活物資の供給方法

- (1) 物資調達班は、指定避難所における生活物資の必要数を把握し、市内業者、県、協定締結先からの調達によって確保供給する。
- (2) 指定避難所では、避難所責任者が生活物資を受け取り、避難所運営委員会が配給を行う。

### 4. 生活物資の調達

- (1) 避難所班は、生活物資の必要数を把握する。
- (2) 物資調達班は、市内業者や協定締結先と密接な連携を図りながら、生活物資の調達を行う。
- (3) 調達量に不足が生じたとき、又は調達が困難なときは、本部班が県に備蓄物資の融通等を要請する。
- (4) 生活物資の保管  
調達した生活物資は、市庁舎や公共施設等に一時保管する。物資調達班は、業者等により輸送された生活物資の受入れを行う。
- (5) 生活物資の輸送  
調達した生活物資の輸送は、物資調達班が行うが、輸送が困難な場合は、輸送業者やボランティアに要請する。

## 第5 物資の輸送体制 【本部班、物資班、物資調達班、住宅輸送班】

1. 市は、あらかじめ締結した協定に基づき、(公社)宮城県トラック協会岩沼支部へ緊急物資輸送の協力要請を行う。
2. 輸送事業者等は、指定した物資等の受け取り場所から引渡し場所までの物資の輸送を行うとともに、引渡し作業を行う。

## 第6 支援物資の受入れ及び配分 【本部班、物資班、物資調達班、住宅輸送班】

1. 市は、災害の状況により、支援物資の募集が必要と認められる場合は、県及び市社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部等関係機関と連携しながら、支援物資受入れ窓口を設置し、支援物資の募集及び受入れを行う。
2. 募集は、市ホームページ又は県及び報道関係機関等の協力を得て、必要な支援物資の品目、数量、送付先及び送付方法等について広報を行う。
3. 物資調達班は、支援物資を募集するに当たり、広報班及び避難所班と連携し、全国、企業等からの支援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先等を報道機関等を通じて全国に広報する。  
なお、供給活動をスムーズに行うため、流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。

#### 4. 支援物資の受入れ

##### (1) 支援物資の集積・配送拠点の設置

物資班は、市庁舎や公共施設等と調整の上、総合体育館に支援物資の集積・配送拠点を設置する。物資集積・配送拠点では、支援物資の整理及び保管場所の区分け、並びに運搬車両の積み降ろし場所及び車両の通行路等を準備する。

##### (2) 支援物資の整理、保管

###### ア 物資の受付・集積

物資班は、支援物資の在庫管理を行う。また、支援物資の供給に際しては、被災地の状況をリアルタイムで発信する連絡体制を構築し、必要な物資要請を行う。

###### イ 支援物資の整理、保管、配送

物資班は、受け入れた支援物資を整理し、保管する。住宅輸送班は、必要な場所に支援物資の配送を行う。

#### 5. 支援物資の配分

(1) 物資班は、支援物資の配分に当たっては、関係機関と調整を行い、迅速かつ適切に配分する。なお、支援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力を得ながら行う。

(2) 市は、必要配分数量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。

(3) 市は、支援物資の配送・管理に当たっては、(公社)宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを有している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用し的確に行う。

### 第7 燃料の調達・供給 【本部班、物資調達班、広報班】

#### 1. 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時に応急対策の実施、並びに市民生活の維持に必要な施設及び車両等への燃料供給が滞らないよう、石油商業協同組合等と必要な協定を締結するなど、燃料の供給体制の整備に努める。

#### 2. 重要施設への供給

市は、災害発生時においても固有の機能を維持する必要のある病院等の重要施設については、優先的に燃料の必要量の情報収集を行い、必要量の供給に努める。

#### 3. 災害応急対策車両への供給

市は、災害発時における災害応急対策車両への優先給油を行い、災害対応力の強化に努める。

また、市は、県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対しても、優先給油が行えるよう関係機関との調整に努める。

#### 4. 市民への広報

市は、燃料類の供給見通し等について、市民に広報するとともに、節度ある給油マナーと省エネ活動を呼びかける。

## 第20節 防疫・保健衛生活動

### 第1 目的

被災地、特に指定避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症等に対する抵抗力が低下することが考えられる。そのため、市は、関係機関と連携し、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、必要に応じ、救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	—		
応急期	◆感染症対策 ・感染症派生予防の指導 ・発生状況の把握 ・ねずみ、昆虫等の駆除	◆保健対策 ・巡回・訪問による保健指導及び健康相談の実施 等	◆定期的な栄養指導及び栄養相談の実施 ・心のケアの実施
復旧期	◆感染症対策 ・衛生管理	◆食中毒の予防 ・食品衛生に関する指導の依頼	◆保健対策 ・同上

### 第2 防疫 【環境班、医療班、塩釜保健所岩沼支所】

#### 1. 感染症の予防

市は、下記のとおり感染症の予防を行う。

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況を把握する。
- (2) 指定避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、家屋内外の消毒等防疫活動を行い、ねズミ族、衛生害虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。
- (5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。

#### 2. 感染症発生時の対応

- (1) 市は、県の協力のもと疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 市は、県の協力のもと感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

#### 3. 防疫用資機材の調達

市において、消毒薬その他感染症対策資機材の確保が困難な場合、県に要請し供給を受けることとする。

### 第3 保健対策 【医療班、援護班】

#### 1. 保健指導及び健康相談の実施

市は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や定期的に指定避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者に配慮しながら、必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

その際、女性相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と併せて、総合的な対応を図るよう努める。

##### (1) 指定避難所や仮設住宅での配慮

医療班は、健康相談等を行う場合は、十分な空調設備の無い指定避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制等の対策に努めるよう指導する。

避難者（自家用車内への避難を含む。）は、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病になりやすいため、他者とのコミュニケーションが図れるよう配慮するとともに、適度に体を動かせる機会を提供するなど、心身機能の低下を予防するよう、指導を行う。

##### (2) 避難所サーバイランスシステムの導入

医療班は、県と協力して「避難所サーバイランスシステム」の導入により、感染症の拡大を未然に防止するとともに、避難者の健康状態の把握に努める。

##### (3) 医療体制の確保

医療班は、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者やがん、心筋梗塞等の患者の医療体制や治療の継続を支援するとともに、必要に応じて食事等栄養指導を実施する。

#### 2. 心のケア（精神保健相談）

被災地、特に指定避難所においては、風水害等災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者や救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、医療班は、県（保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる。）及び精神科医等の協力を得て心のケアを実施する。

#### 3. 栄養調査及び栄養相談

医療班は、県と協力し、定期的に指定避難所、炊き出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

また、避難生活の長期化が見込まれる場合、指定避難所で提供する食事の内容・量や衛生管理の支援、栄養補助食品の提供等、栄養バランス改善のための対応を行う。

#### 4. 子どもたちへの健康支援活動

学務班及び学校長等は、被災児童生徒等幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。

## 第4 食品衛生管理 【医療班】

### 1. 食中毒の未然防止

医療班は、必要に応じ、県食品衛生監視員等の指定避難所への派遣を要請し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食品の適正保管、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導を依頼する。

### 2. 食中毒発生時の対応

医療班は、保健所の指導を受け被害の拡大防止に努める。

### 3. 食品衛生に関する広報

医療班は、塩釜保健所岩沼支所等と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

## 第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬

### 第1 目的

大規模災害によるがけ崩れ、洪水等で死者、行方不明者が生じた場合、市は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

#### ＜対策の概要＞

初動期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体収容用品の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀社等へ依頼</li> </ul> </li> <li>◆遺体収容所の開設・設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体の処理・収容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・検視、身元調査の要請</li> <li>・遺体の検案</li> <li>・遺留品等の保管</li> </ul> </li> </ul>
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体の搜索</li> <li>◆遺体の火葬           <ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場の確保</li> <li>・遺族等への引き渡し等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体の処理・収容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> </li> <li>◆広域火葬への対応</li> </ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体の搜索</li> <li>◆遺体の火葬           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆遺体の処理・収容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> </li> <li>◆広域火葬への対応           <ul style="list-style-type: none"> <li>・同上</li> </ul> </li> </ul>

### 第2 遺体等の搜索 【消防班、消防団、岩沼警察署、自衛隊】

1. 市は、救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
2. 警察官及び防災関係機関は、検視（遺体調査）、身元調査（歯牙の調査）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力する。
3. 宮城海上保安本部は、海上における行方不明者等の情報を入手したときは、巡視船艇、航空機により搜索を行う。

### 第3 遺体の処理、収容 【援護班、環境班、岩沼警察署、(一社)岩沼市医師会、(一社)岩沼歯科医師会】

#### 1. 遺体の検案

援護班は、警察による検視が終了した後、遺体の処理を引継ぎ、次のとおり遺体の検案を実施する。なお、遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に引き渡す。

- (1) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。
- (2) 身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。

- (3) 身元確認が不可能な遺体は、歯科医師の協力を得て歯形で確認する。
- (4) 検案を終えた遺体は、援護班が関係各部、各機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ輸送する。
- (5) 市は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（遺体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（遺体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。

## 2. 遺体処理のための資器材確保

援護班は、市内の葬儀社等に依頼し、遺体処理に必要な納棺用品等の資器材を調達する。

## 3. 遺体の収容・安置

援護班は、環境班と協力して、遺体の安置を次のとおり行う。

- (1) 寺院等と協議し、遺体の収容先として指定しておく。
- (2) 付近の寺院の了承を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、学校等へ仮設安置所を設置する。
- (3) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。
- (4) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (5) 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があった場合は、遺体処理台帳に記入のうえ引き渡す。

## 4. 漂着遺体の取扱い

市は、他市町村から漂着した遺体については、原則として身元が判明している場合は当該市町村に連絡して、遺体の照会及び引取を要請する。ただし、身元不明者や災害状況によっては、当該市町村に代わり可能な限り遺体の処理を実施する。

# 第4 遺体の火葬、埋葬 【環境班、援護班】

環境班は、救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

## 1. 火葬・埋葬

- (1) 被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。
- (2) 火葬は市斎場で行う。
- (3) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
- (4) 火葬した遺骨は一時寺院等に安置し、埋葬台帳を作成する。
- (5) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- (6) 遺骨の引取人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
- (7) 遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

## 2. 広域火葬

市は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

(1) 被災状況の報告

市は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。

(2) 広域火葬の要請

市は、遺体が多数のため、市斎場で処理できず、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の要請を行う。

(3) 火葬場との調整

市は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。

(4) 遺族への説明

市は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。

(5) 広域火葬の終了

イ 市は、広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。

ロ 市は、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。

(6) 一時的な埋葬について

市は、広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。

一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」第10条の規定により、事務を行う。

## 3. 県への要請

本部長は、市において行方不明者の搜索、遺体の処理、埋葬が困難な場合は、次の事項を明らかにして県へ要請する。

(1) 搜索、処理、埋葬別の必要人員

(2) 搜索地域

(3) 埋葬施設の使用可否

(4) 必要な輸送車両

(5) 遺体処理に必要な資材・器材の品目別数

## 第22節 災害廃棄物処理活動

### 第1 目的

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、指定避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、市は、迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

#### <対策の概要>

初動期	—		
応急期	◆災害廃棄物の収集・処理 ・収集地域、収集日時の広報 ・収集及び運搬 ・困難な際の県への要請	◆生活ごみの収集 ・分別収集	◆し尿の収集、処理 ・仮設トイレ等の設置 ・収集計画の立案及び収集処理
復旧期	◆災害廃棄物の収集・処理 ・同上	◆生活ごみの収集 ・同上	◆し尿の収集、処理 ・同上

### 第2 災害廃棄物の処理 【環境班】

- 災害時においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、市及び事業者は、広域的な処分等、迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。
- 市及び事業者等（解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等）は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- 市及び事業者等は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### 第3 処理体制 【環境班】

- 環境班は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- 本部長は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

3. 本部長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、事業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。

#### 第4 処理方法 【環境班、亘理名取共立衛生処理組合】

市民等は、廃棄物を分別して排出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。また、環境班は、指定避難所の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、次の措置を講じる。

##### 1. 生活ごみの収集

生活ごみの収集は、環境班が収集計画を立て、通常の収集と同様に可能な限り分別収集する。指定避難所では、避難所運営委員会によりごみを分別し集積する。

##### 2. 災害廃棄物の収集

環境班は、被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域から災害廃棄物の収集及び運搬を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。被害が甚大な場合は、近隣市町並びに自衛隊の応援を求めて実施する。

また、環境汚染の未然防止又は市民等、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

#### 3. 第1次処理対策の実施

##### (1) ごみの一時集積

大規模災害により、ごみ処理量を上回るごみが発生したとき、市は、ごみの一時集積場所を指定しそこへの運搬を行う。一時集積場では、次の措置を実施する。

- ア 粗大可燃物、不燃物、資源ごみ等の分別
- イ 定期的な消毒
- ウ 発火対策

##### (2) ごみの搬送方法

市は、ごみの搬送について、原則として次のとおり行う。

- ア 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。
- イ 災害廃棄物は、搬送を計画し、業者に依頼して一時集積場まで収集・搬送する。
- ウ 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、市民等に対し、一時集積場への直接搬送の協力を要請する。

#### 4. 第2次処理対策の実施

一時集積場に集積されたごみは、環境班が最終処分場又は中間処理施設へ運搬し、処理する。その場合、分別に努め、リサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正に処理を行う。

## 5. 県への要請

本部長は、市においてごみの収集処理が困難な場合は、県に要請する。

## 第5 し尿の処理 【環境班、避難所班、亘理名取共立衛生処理組合】

1. 環境班は、被災者の生活に支障が生じることがないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレやマンホールトイレの設置ができる限り早期に完了する。  
なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別や多目的トイレの設置、女性や子ども等が安全に行ける場所への設置に配慮する。
2. 環境班は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、指定避難所の衛生向上を図る。

## 3. 収集・処理の実施

市内のし尿処理及び仮設トイレのし尿の収集は、環境班が収集計画を立て、浄化センター等にて処理を行う。

## 4. 県への要請

本部長は、市において、し尿の収集処理が困難な場合は、県に要請する。

## 第6 推進方策 【環境班】

県及び市は、建築物等の解体等による石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 第23節 社会秩序の維持活動

### 第1 目的

被災地域においては、被災現場及び避難所からの盗難やボランティアを装って作業費を請求する行為等、社会的な混乱や心理的動搖も多分に存在すると考えられるため、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、大規模な災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、市及び防災関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらに流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

#### ＜対策の概要＞

初動期	—
応急期	<ul style="list-style-type: none"><li>◆生活必需品等の物価監視・安定供給要請 ◆社会秩序維持</li><li>◆指定避難所での防犯</li><li>・防犯に関する協議</li><li>・海外に便乗した犯罪の取締り 等</li><li>・自主防災組織等によるパトロールの実施</li></ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"><li>◆生活必需品等の物価監視・安定供給要請 ◆社会秩序維持</li><li>◆指定避難所での防犯</li><li>・同上</li><li>・同上</li></ul>

### 第2 市の活動 【物資調達班、避難所班、本部班】

#### 1. 生活必需品等の物価監視

市は、近隣市町及び県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じて、近隣市町を含む地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

#### 2. 防犯活動

避難所班は、自主防災組織、防犯協会等の協力を得て、指定避難所内の盗難の防止等を行うため、指定避難所の責任者と防犯について協議し、指定避難所のパトロールに当たる。

### 第3 警察の活動 【岩沼警察署】

1. 岩沼警察署は、独自に又は市と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び指定避難所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

2. 岩沼警察署は、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努め、社会的混乱の抑制に努める。

- 3.** 岩沼警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 第24節 教育活動等

### 第1 目的

市及び教育委員会は、大規模災害で学校教育施設等が被災し、又は児童生徒等が通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧並びに児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆避難措置 ・一時避難場所への誘導 ・校内等での一時保護 ・保護者等への引渡し	◆施設の被害場調査	◆避難所等の運営 ・自主防災組織等と協議した運営 ・施設の範囲等の協議
応急期	◆施設の応急復旧 ・実施場所の確保 ・学用品等の支給	◆応急教育・応急保育の実施 ・同上	◆避難所等の運営 ◆被災児童生徒等の心身の健康管理
復旧期	◆施設の応急復旧 ・同上	◆応急教育・応急保育の実施 ・同上	◆被災児童生徒等の心身の健康管理

### 第2 避難措置 【学務班、援護班】

学校等の校長等は、風水害等災害が発生した場合、又は市長が避難情報の発令を行った場合において、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

#### 1. 在校、在園時の措置

##### (1) 災害発生直後の対応

災害発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

##### (2) 安全の確認

災害情報の収集に努め、周辺の安全状況を把握し、一時避難場所では安全が確保できないと判断される場合、その地域で最も安全な指定緊急避難場所に移動する。

また、最終的に安全を確認した後、速やかに保護者と連絡を取り、引渡し等の適切な措置を講じる。

##### (3) 校外、園外活動時の対応

遠足等校外、園外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

#### 2. 登下校園時及び休日等の状況把握

登下校、登下園時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡を取り、児童生徒等の安否確認並びに状況把握に努める。

### 3. 保護者への引渡し

#### (1) 校内、園内の児童生徒等への対応

警報発表中等、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校内、園内に保護する。

その際、迎えに来た保護者も同様に校内、園内に保護する。

#### (2) 帰宅路の安全確認

被災状況が不明で、帰宅路の安全が確認できない場合についても校内保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。

#### (3) 保護者と連絡がつかない場合の対応

保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しが不可能な場合についても、同様に校内、園内に保護する。

## 第3 学校等施設等の応急措置 【管理班】

市及び当該施設を所管する教育委員会は、相互に協力し、教育施設等を確保して教育活動を早期に再開するため、次の措置を講じる。

### 1. 公立学校等

- (1) 学校長等は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会及び市に被害の状況を報告する。
- (2) 市及び当該施設を所管する教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で、必要な場合には応急復旧を行う。
- (3) 応急修理が可能な被害の場合は、学校運営及び安全管理上応急修理又は補強を行い、学校施設を確保する。

### 2. 社会教育施設・社会体育施設の対策

- (1) 社会教育施設等の施設管理者は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じ、市及び施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。
- (2) 市及び施設を所管する教育委員会は、速やかに被害の状況を調査し応急復旧を行う。

## 第4 教育の実施 【学務班、教育委員会】

市及び教育委員会は、応急の教育方法として次の措置を講ずる。

### 1. 教育の実施場所の確保

市及び教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び受け入れ人員等を考慮して、次の措置を講じる。

- (1) 体育館等、被災した教室以外の安全な施設を転用する。
- (2) 被災学校周辺の余裕のある学校に応急収容する。
- (3) 公民館等社会教育施設等に応急収容する。
- (4) 仮校舎を建設する。

## 2. 教職員の確保

市及び教育委員会は、学校内調整及び市内の学校間調整により対応できない場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める。

## 3. 教育の方法

- (1) 教育委員会又は校長は、学校施設の被害の実情に応じた授業方法を考慮し、授業を実施するよう努める。
- (2) 校長は、学校施設の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童生徒の状況等を把握し、教育委員会の指示を受けながら、状況によっては、臨時学級編制を行うなどの措置により、早急な授業の再開に努める。
- (3) 校長は、災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。
- (4) 校長は、学校が臨時休業となっても「オンライン学校や授業」、「課題への取組」が可能な情報通信教育環境の整備を進める。

## 4. 休校措置

- (1) 校長等は、大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合で、児童生徒等の安全確保が困難なときは、必要に応じて臨時休校又は授業打ち切り、若しくは避難等の措置を講ずる。
- (2) 校長等は、臨時休校措置を登校前に決定したときは、連絡網等により保護者にその旨を周知するとともに、各児童館・児童センターに共有する。

## 第5 心身の健康管理 【学務班】

教育委員会及び学校等は、必要に応じて、臨時の健康診断を実施するなどして、被災した児童生徒等の心身の健康管理に努める。

## 第6 学用品等の調達、供与 【物資班】

市及び教育委員会は、災害等で住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障を生じた児童生徒に対しては、必要最小限の学用品を支給する。

### 1. 学用品等の調達

- (1) 教科書は教科書取次店又は教科書供給所から調達する。
- (2) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達は、市内の取り扱い業者等から調達するが、それが不可能な場合は県教育委員会（仙台教育事務所）又は隣接市町の教育委員会にあっせんを依頼し調達する。

### 2. 学用品等の支給

- (1) 支給対象者  
災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学に支障をきたした小中学校の児童生徒とする。

(2) 学用品の種類等

- ア 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの。
- イ 文房具及び通学用品で、救助法が適用された場合に準じ、その額を越えない範囲で必要と認めるもの。

(3) 支給の方法

- ア 教育委員会は、速やかに支給対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に支給する。
- イ 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に支給完了する。
- ウ 校長は配付計画を作成し、親権者の受領書を徴し、支給する。

## 第7 学校給食対策 【物資班、教育委員会】

1. 市及び教育委員会は、給食施設・設備等の復旧や関係機関等との調整を行い、速やかな学校給食の再開に努める。
2. 学校給食用物資は、(財)宮城県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを要請するとともに、一般の炊き出し等必要な措置を講ずる。
3. 市及び教育委員会は、通常の学校給食が提供できない期間においても、食中毒や伝染病等の発生予防のため衛生管理の徹底を図りながら、必要な措置を講じる。

## 第8 通学手段の確保 【学務班、教育委員会】

市及び教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。

## 第9 学校等教育施設が地域の緊急指定避難場所、指定避難所になった場合の措置 【管理班】

市及び指定避難所等となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、指定避難所等の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう、次の措置を講じる。

1. 市は、指定避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び教育委員会、自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
2. 当該施設の管理者及び教育委員会は、指定避難所等の開設及び運営に積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、指定避難所等として利用している施設の範囲等について、市、県教育委員会等と適宜、必要な協議を行う。
3. 市は、指定避難所等とは別に、災害発生時において避難場所・避難所として利用できる協定を締結した他の関係機関との連携を図る。

## 第10 災害応急対策への生徒の協力 【学務班】

校長は、学校施設や設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動及び応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

## 第11 応急保育 【援護班】

### 1. 事前措置

本部長は、二次災害発生のおそれのあるときは、休園措置を検討し、施設の管理者を通じ、保護者へ伝達する。

### 2. 災害発生直後の体制

- (1) 施設の管理者は、状況に応じ、緊急避難の措置を講ずる。この場合、園児の安全確保を第一とし、園にて、保護者に確実に引渡す。
- (2) 施設の管理者は、園児・職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに援護班に報告する。
- (3) 勤務時間外に災害が発生した場合は、職員は、所属の保育所・児童館に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び保育所の管理等のための体制を確立する。
- (4) 保育所（園）長は、状況に応じて臨時の保育編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。
- (5) 本部長は、援護班を通じて、施設の管理者に対して適切な緊急対策を指示する。

### 3. 応急保育の実施

市は、災害が発生した場合、市内の保育所（園）に臨時保育所を開設し、応急保育を実施する。応急保育は、臨時保育所にあてられた保育士がこれに当たる。

- (1) 保育所（園）長は、職員を掌握して保育所（園）の整理を行い、園児の被災状況を把握し、援護班と連絡し、復旧に努める。
- (2) 援護班は、応急保育に関する情報及び指令の伝達について十分な措置を講ずる。
- (3) 受入れ可能な園児は、保育所（園）において保育する。また、被災により通所できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。
- (4) 保育所（園）長は、衛生管理に十分留意して保育を行う。

## 第12 文化財等の応急措置 【管理班、教育委員会】

1. 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存できるよう努めるとともに、速やかに被害の状況を所管の教育委員会に連絡し、その指導・助言に従って対処する。
2. 教育委員会は、市指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

## 第25節 防災資機材及び労働力の確保

### 第1 目的

大規模災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、市及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう努める。

#### <対策の概要>

初動期	◆応急対策活動のための資器材確保 ・協定に基づく応援要請 ・防災関係機関と連携した調達
応急期	◆応急対策活動のための資器材確保 ・同上
復旧期	◆労働者の確保 ◆応援派遣による技術者等の動員

### 第2 緊急使用のための資機材の調達 【物資調達班、本部班】

- 市は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。
- 市は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材の調達について、各防災関係機関と相互に連携を図るとともに、民間等への協力を要請する。
- 自主防災組織等は、普段から防災資機材を確保しておき、さらに必要となる場合は市へ要請する。

### 第3 労働者の確保 【本部班】

市は、災害対策の実施のために必要な労働者を次の措置により確保する。

- (1) 関係機関の常用労働者及び関係業者等労働者の動員
- (2) 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- (3) 他機関からの応援派遣による職員等の動員
- (4) 知事の従事命令等による労働者等の強制動員

### 第4 応援派遣による技術者等の動員 【本部班】

市は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

#### 1. 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

本部長は、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

## 2 知事に対する職員のあっせん要求手続き

本部長は、知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県又は他市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

## 第5 知事の従事命令等による応急措置の業務 【本部班、土木班、医療班、消防班、消防団】

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行う。

### 1. 従事命令

応急措置を実施するため、救助法第7条に基づき、知事が従事命令を出すことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- (1) 医師、歯科医師又は薬剤師
- (2) 保健師、助産師又は看護師
- (3) 土木技術者又は建築技術者
- (4) 大工、左官又はとび職
- (5) 土木事業者又は建築事業者及びこれらの者の従事者
- (6) 鉄道事業者及びその従事者
- (7) 自動車輸送事業者及びその従事者
- (8) 船舶輸送事業者及びその従事者
- (9) 港湾運送事業者及びその従事者

### 2. 協力命令

救助法第8条に基づき、知事は、応急措置を実施すべき場所の近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

### 3. 保管命令等

救助法第9条に基づき、知事が救助を行うため、管理し、使用し、保管を命じ、又は収用することができる物資は、次のとおりである。

- (1) 応急措置を実施するため特に必要と認められる施設、土地、家屋若しくは物資で、知事

が管理し、使用し、又は収用することが適當と認められるもの。

- (2) 応急措置を実施するため特に必要と認められる物資で、知事がその所有者に保管させることが適當と認められるもの。

#### 4. 保管命令対象者

病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、供給、保管若しくは輸送を業とする者。

## 第26節 公共土木施設等の応急対策

### 第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。このため、市及びこれらの施設の管理者は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆施設の被害状況の把握 ◆応急措置の実施又は実施要請
応急期	◆施設の応急復旧 ・障害物の除去、仮復旧措置の実施 ・関係機関、協定締結先等と相互に連携
復旧期	◆施設の応急復旧 ・同上

### 第2 公共土木施設 【土木班、道路管理者】

#### 1. 道路・橋りょう

##### (1) 被害状況の把握

市は、道路・橋りょうの被害状況、障害物等の状況を把握する。

また、危険箇所の早期発見に努める。

##### (2) 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合、市は、当該道路管理者（仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、東日本高速道路株式会社）に通報し、応急措置の実施を要請する。

##### (3) 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合、市は、速やかに岩沼警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保を図る。

##### (4) 応急復旧

市は、被害を受けた市道について緊急道路等、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

また、市単独での対応が困難な場合は、関係機関、協定締結先等と相互に連携し、応急復旧に努める。

なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、関係機関、協議先等と相互に連携し、応急復旧に努める。

## 2. 河川、水路、ため池等

### (1) 被害状況の把握

市は、護岸の被害状況、水路の橋脚・工事個所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況、ため池の被害状況を把握する。

また、危険箇所の早期発見に努める。

### (2) 河川管理者、ため池管理者への通報

市は、所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合、当該道路管理者（仙台土木事務所、宝堰・加瀬・溜井管理組合）に通報し、応急措置の実施を要請する。

### (3) 応急復旧

市は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、所管する水門等の応急復旧を速やかに行うとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での対応が困難な場合は、関係機関、協定締結先等と相互に連携し、応急復旧に努める。

## 3. 危険箇所等

### (1) 被害状況の把握

市は、地すべり及び急傾斜地崩壊等の危険箇所の被害状況を調査し、被害状況を把握する。

### (2) 地すべり危険箇所等管理者への通報

市は、危険箇所等の被害を発見した場合は速やかに県に通報し、安全対策を講じるよう要請する。

### (3) 応急復旧

市は、二次災害を防止するため、応急復旧を速やかに行う。

また、市単独での対応が困難な場合は、関係機関、協定締結先等と相互に連携し、応急復旧に努める。

## 第3 その他の社会公共施設 【各施設管理者】

災害が発生した場合は、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

1. 避難対策については、避難計画に基づき実施する。

2. 混乱を防止する。

3. 施設入所者の人命救助を第一とする。

4. 施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置を講ずるほか、応急復旧を迅速に実施する。

5. 関係機関へ通報する。

6. 指定避難所等となった施設は、火災等二次災害の予防について、十分な措置をとる。

#### 第4 鉄道施設 【鉄道事業者】

災害が発生した場合、あるいは列車や建物が被災したときには、鉄道事業者は、次のような措置を講ずる。詳細は、鉄道事業者の防災業務計画による。

1. 災害発生と同時に運転規制及び乗客の避難誘導を行い、乗客の安全を確保する。
2. 列車、構造物が被災した場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、情報収集を行い、応急対策を実施する。
3. 応急復旧活動を実施するため、資機材の確保に努める。
4. 不通区間が生じた場合は、バス等による振り替え輸送等を行う。

## 第27節 ライフライン施設等の応急復旧

### 第1 目的

大規模災害の発生により、上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス及び通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、市民等の生命、身体財産が危険にさらされることとなるため、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、市及びライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保する。

また、防災関係機関及びライフライン事業者は、相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努める。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆被害状況の把握 ◆応急復旧の実施	◆広報活動 ・被災の状況・復旧の見通し等の周知
応急期	◆応急復旧の実施	◆広報活動 ・同上
復旧期	◆応急復旧の実施	◆広報活動 ・同上

### 第2 上水道施設 【上下水道部】

#### 1. 被害状況の調査

市は、地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図る。

#### 2. 活動体制

市は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ県、日本水道協会宮城県支部、岩沼市水道工事業協同組合に応援を要請する。

#### 3. 広報活動

市は、必要に応じて、消防本部、岩沼警察署に通報するとともに、県に報告する。

また、応急給水場所、時間、復旧の見通し等について広報し、防災行政無線やマスコミ等を通じて市民等に周知する。

#### 4. 応急給水

市は、被災により水道施設から給水を受けられない市民等に対して、仮設給水栓による給水や給水車等による応急給水を行う。

## 5. 応急復旧対策

### (1) 資機材等の確保

市は、「災害時等における水道施設復旧等の応援に関する協定」に基づき、岩沼市水道工事業協同組合等の協力を得て、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

### (2) 応急復旧

市は、指定避難所、医療機関、要配慮者施設への給水を優先し、断水区域を最小限にす るよう、配水調整を実施しながら、岩沼市水道工事業協同組合等の協力を得て応急復旧を進め、順次断水区域を解消するとともに、同協同組合に給水装置の復旧相談窓口の設置を要請する。

## 第3 下水道施設 【上下水道部】

### 1. 被害状況の調査

市は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について迅速な把握に努める。

### 2. 活動体制

市は、保有する資機材等で応急復旧を行うが、必要に応じ、県、関係事業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

### 3. 広報活動

市は、被害状況及び応急復旧見込み等の情報等を市民等及び関係業者等に提供とともに、県に報告する。

また、浄化センターが被災により機能不全に陥った場合、不充分のままに処理水が放水されることになるため、市は広報を行い、利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、浄化センター周辺の環境汚染を防止する。

### 4. 応急復旧対策

#### (1) 資機材等の確保

市は、関係事業者の協力を得て、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

#### (2) 応急復旧

市は、災害発生時において、下水道施設の構造等を勘案して被害状況を迅速に調査し、損傷その他の異常があることを把握した時には、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の流域下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるとともに、関係事業者の協力を得て、避難所、医療機関、要配慮者利用施設を優先して下水処理施設等の応急復旧を行い、汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないよう、マンホール等の応急処置を講じる。

また、下水道施設からの溢水は健康被害を及ぼすことから、関係事業者の協力を得て速やかに生活環境の保全対策を講じる。

## 第4 電力供給施設 【東北電力(株)、電力事業者】

東北電力(株)は、大規模災害による停電が発生した場合は、市に対し速やかに停電地区及び戸数を報告するとともに、電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置を実施する。

市は、必要に応じて、東北電力(株)が実施する対策等に協力をする。

### 1. 実施責任者

- (1) 市域内における電力施設の応急対策は、東北電力(株)岩沼電力センターが行う。
- (2) 本部長は、応急措置が必要と認めた場合、東北電力(株)岩沼電力センター所長に応急措置を要請するとともに、その実施に協力する。

### 2. 応急措置の要領

電力施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他電力供給を確保するため必要な応急措置については、東北電力(株)の防災業務計画の定めによる。

## 第5 ガス供給施設 【(一社)宮城県LPガス協会、ガス事業者】

液化石油ガス販売事業者は、大規模災害発生時に被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が生じないように、必要な応急措置を実施する。

市は、必要に応じて、事業者が実施する対策等に協力をする。

### 1. 情報提供

液化石油ガス販売事業者は、被災の状況、復旧の現状と見通し等（水害時は、流出容器の搜索状況と発見についての報告）について、市災害対策本部等に適宜、情報の提供を行うとともに、付近住民に周知する。

### 2. 応急措置の要領

液化石油ガス施設の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他液化石油ガス供給を確保するため必要な応急措置については、(一社)宮城県 LP ガス協会の防災業務計画の定めによる。

## 第6 電信・電話施設 【東日本電信電話(株)】

東日本電信電話(株)は、通信設備が被災した場合は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信途絶による地域の孤立化の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

市は、必要に応じて、東日本電信電話(株)が実施する対策等に協力をする。

### 1. 東日本電信電話(株)は、通信設備が被災した場合には、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 非常用可搬型交換装置の出動
- (2) 衛星通信装置、可搬型無線装置等の出動
- (3) 移動電源車の出動
- (4) 応急ケーブル設置による措置

## 2. 応急措置の要領

通信設備の災害時における活動体制、並びに応急復旧、その他通信を確保するため必要な応急措置については、東日本電信電話(株)の実施計画の定めによる。

## 第28節 農林業の応急対策

### 第1 目的

大規模災害の発生により、農業生産基盤、林道施設等の施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜被害や燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害（二次災害）が予想される。このため、市は、県及び各関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な応急対策を実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆被害状況の把握	◆応急復旧の実施
応急期	◆応急復旧の実施	
復旧期	◆資機材の確保又は購入あっせん	◆応急復旧の実施

### 第2 農業用施設 【農政班】

市は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、それらの安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

1. 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
2. 大規模な風水害等により農地、農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
3. 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

### 第3 林道施設 【農政班】

市は、林道に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

1. 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
2. 林道が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

### 第4 農産物 【農政班】

市は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

#### 1. 活動体制

市は、農業に関する災害対策の総合的かつ一元的体制を確立し、農業等生産の安定を期す

ため、関係機関と緊密に連携しながら災害対策を行い、被害の軽減に努める。

## 2. 湿水対策

市は、地盤沈下等により湿水状態となった農地については、速やかな排水に努める。

## 3. 営農用資機材の確保

市は、各農業法人が使用している農業機械の確保・使用について調整を行うとともに、必要に応じ農業協同組合及び生産集団等が保有する農業機械について相互調整し、確保又は購入あっせんを行う。

また、市は、稲・麦・大豆種子について、また、肥料・農薬・野菜種子・飼料等について、播種可能な期間中に供給できるよう、県及び近隣市町等に確保要請を行い、購入あっせん等を行う。

## 4. 応急技術対策

農政班は、仙台地方振興事務所の指導を得て、農業協同組合等関係団体を通じ、農産物災害に対応する技術対策を徹底し、被害の軽減を図る。

## 第29節 二次災害・複合災害防止対策

### 第1 目的

二次災害とは、自然災害が生じた後の災害調査・人命救助等に伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害等、二次的に生ずる災害を指す。

市は、東日本大震災のように広範囲にわたり発生する災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

#### <対策の概要>

初動期	◆施設、設備の緊急点検の実施	◆応急復旧の実施
応急期	◆応急復旧の実施	◆応急措置の支障となる空家等の除去等の措置
復旧期	◆応急復旧の実施	◆応急措置の支障となる空家等の除去等の措置

### 第2 二次災害の防止活動 【本部班、土木班、上下水道班、復旧班、物資調達班、消防班、消防団、各事業者】

#### 1. 県及び市又は事業者の対応

県及び市又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれ所管する施設、設備の緊急点検を実施する。

これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン（電力、上下水道、ガス、通信施設）及び公共施設（道路、鉄道、水路の啓開）の応急復旧を速やかに行う。

- (1) 市職員、消防職員、警察官、自衛隊員等、救難・救助・パトロールや支援活動においては、作業中の安全確保や二次災害被災防止に努める。
- (2) 電気事業者は、垂れ下がった電線等への接触による感電事故、漏電による火災の発生防止等に向けて、危険な電気施設や電気機器の使用上の注意を広報し、併せて被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (3) 水道事業者等は、溢水による道路陥没等の発生、汚水の混入による衛生障害発生防止等に向けて、応急復旧に努めるとともに、危険な箇所の位置や水道の使用上の注意、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (4) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、浄化センター被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制、汚染の可能性のある場所等を広報し、被害状況、復旧の見込み等の情報を県から収集し、報道機関等の協力を得て周知する。
- (5) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等の発生防止に向けて、応急復旧に努めるとともに、復旧の見込みや復旧時の使用上の注意等報道機関等の協力を得て周知する。
- (6) 電気通信事業者は、重要通信の確保、通信の疎通困難防止やふくそうの緩和等に向けて、応急復旧に努めるとともに、被害状況、復旧の見込み等報道機関等の協力を得て周知する。
- (7) 道路管理者等は、避難者の移動、災害時緊急車両や物資輸送車の通行の安全確保に向け

て、障害箇所の応急復旧により道路交通機能の確保に努める。

## 2. 水害・土砂災害

### (1) 二次災害防止施策の実施

市は、何らかの災害により降雨等による土砂災害の発生、浸水箇所の拡大等水害災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に、地震による地盤沈下や河川堤防等の被害があった地域では、破堤箇所からの浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

また、大規模な土砂災害が発生した場合、職員のみでは迅速かつ十分な対応をとることは困難であるため、宮城県砂防ボランティア協会と連携を図り、二次災害の防止に努める。

### (2) 点検の実施

市は県と連携し、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備等の応急対策を行う。なお、市は、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

### (3) 土砂災害警戒情報

仙台管区気象台及び県は共同で、必要に応じて（大規模な水害や地震後等）土砂災害警戒情報の発表基準の暫定的な引き下げを実施し周知する。

## 3. 空き家等

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

また、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うよう努める。

## 第30節 応急公用負担等の実施

### 第1 目的

市は、災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、一定の区域の土地、建物又は工作物等を使用又は収用し、さらには区域内の市民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆応急公用負担等の権限に基づく措置 ・市有地、建物その他の工作物等の一時使用 ・応急措置の支障となる者の除去 ・住民等の応急措置業務従事 等
応急期	◆応急公用負担等の権限に基づく措置 ・同上
復旧期	—

### 第2 応急公用負担等の権限 【本部班】

#### 1. 市長（法第64条及び第65条並びに第71条）

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、法第64条及び第65条並びに第71条の規定により、次の措置をとることができる。

- (1) 市の区域内の私有地、建物その他の工作物等を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- (2) 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を図ること。
- (3) 市の区域内の住民等又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させること。

#### 2. 警察官及び海上保安官（法第64条）

市長若しくはその権限を委任された市職員が現場にいないとき又は市長等から要求があつたときは、警察官及び海上保安官は、応急公用負担等の市長の職権を行うことができる。

この場合、警察官及び海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

#### 3. 消防吏員・団員等（消防法第29条）

##### (1) 消防吏員、消防団員

ア 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

イ 火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。

## (2) 消防長、消防署長

- ア 延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。
- イ (1)のイ及び(2)のアに規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物並びに土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

**第3 公用令書の交付 【本部班】**

1. 従事命令、協力命令、保管命令により、土地、建物又は工作物等の必要な処分をする場合は、市長は、その所有者又は占有者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
2. 公用令書には次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
    - ア 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
    - イ 保管命令にあっては保管すべき工作物等の種類、数量、保管場所及び期間
    - ウ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
3. 市長は、公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。
4. 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、法施行規則に定めるとおりとする。

**第4 損失補償及び損害補償等 【本部班】**

1. 市は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、実費弁償は行わないものとする。
2. 市は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。
3. 市は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第23号）の定めに従い損害補償するものとする。

**第5 立入検査等 【本部班】**

1. 市は、土地、建物又は工作物等を使用又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に土地、建物又は工作物等の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。

- 2.** 市の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
  
- 3.** 市の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
  
- 4.** 市は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告をさせることができる。

## 第31節 ボランティア活動

### 第1 目的

市は、大規模災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の実施を希望する団体や個人の協力を得て、被災者に寄り添った応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつけるボランティアの活動の環境を整備し、被災者の生活安定を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、市が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	—
応急期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>・被災者のニーズの把握</li> <li>・防災ボランティアのコーディネート調整</li> </ul>
復旧期	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害ボランティアセンターの設置・運営</li> <li>・同上</li> <li>◆専門ボランティアの活動調整・確保</li> </ul>

### 第2 防災ボランティア 【岩沼市社会福祉協議会、援護班】

防災ボランティアとは、地震や水害、火山噴火等の災害発生時から復興に至るまで、被災地のために復旧・復興の作業支援を行うボランティアを指す。家屋の片付けや炊き出し等の直接的な復旧支援のみならず、被災者の活力を取り戻すための交流機会作りや被災者への寄り添い等、被災者ニーズへの対応を中心とした活動を行う。

#### 1. 活動内容

防災ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 被災者家屋等の復旧作業支援
- (2) 被災者に対する炊き出し
- (3) 救助物資の仕分け・配布
- (4) 要配慮者（高齢者・障害者等）の介助補助
- (5) 指定避難所内における給食・掃除等の運営補助
- (6) 要配慮者等のニーズ把握や安否確認
- (7) その他被災者に対する支援活動

## 2. 災害ボランティアセンターの設置

防災ボランティアのコーディネート調整組織としては、市社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアセンターを設置するものとし、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。

また、市は、市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO ボランティア等と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。

さらに、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

市は、災害ボランティアセンターの設置・運営について、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所及び資機材の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員の派遣（県は災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。）
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

## 第3 専門ボランティア 【関係各班】

専門的知識を必要とする専門ボランティアからの申し込みについては援護班で対応し、必要に応じて各班と調整を行い、次の専門ボランティアの確保に努める。

- (1) 救護所等での医療・看護・保健予防
- (2) 被災宅地の危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障害者等への介護
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) その他専門的な技術や技能、資格が必要な業務

## 第4 NPO・NGOとの連携 【岩沼市社会福祉協議会、援護班】

市社会福祉協議会は、防災ボランティアのコーディネート体制づくりを、県、市及びNPO等関係機関と連携しながら、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。

## 第5 海外からの支援の受入れ 【物資調達班】

市は、大規模災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣等の支援の申し出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

## 第32節 災害種別毎応急対策

### 第1 火災応急対策 【消防班、消防団、各事業所、自主防災組織】

#### 1. 目的

災害発生時には、消防機関は、県、市はもとより市民等、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて延焼拡大防止措置等を行う。

具体的な消防活動は、消防本部が定める消防計画に基づいて実施する。

#### <対策の概要>

初動期	◆先制・選択防ぎよ活動	◆火災情報の収集伝達活動	◆消防水利の確保
応急期	—		
復旧期	—		

#### 2. 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

##### (1) 重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ人命危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

##### (2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

##### (3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

一方、高層建築物で不特定多数の者を受け入れる対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

##### (4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

##### (5) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助並びに救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民等の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物及び空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

### 3. 消防機関の活動

#### (1) 消防本部の活動

消防長は、消防本部及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

##### ア 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく發揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要であることから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員及び消防団並びに自主防災組織、婦人防火クラブ連絡協議会等を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速かつ的確な情報収集を行う。

##### イ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

##### ウ 道路通行障害時の対応

災害によって、建築物の倒壊、橋りょう損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、直近の効果的な迂回路を利用し消火活動を行う。

##### エ 消防水利の確保

災害によって、消防水利の確保が困難となった場合は、あらかじめ計画された河川、井戸等の自然水利を利用するほか、長距離中継送水や仙台生コンクリート協同組合との連携を図り消火活動を行う。

#### (2) 消防団の活動

防災気象情報により火災等の災害発生が予想される場合は、消防本部で定めている消防計画、行動計画等に基づき、消防本部の長の指揮の下、消防隊又は市民等と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

##### ア 火災情報の収集伝達活動

消防本部等関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、市民等へ伝達する。

##### イ 避難誘導

避難の指示等が出された場合は、防災関係機関と連絡をとりながら、市民等を安全な場所に誘導する。

### 4. 事業所の活動 【各事業所】

#### (1) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報する。

イ 必要に応じて顧客・従業員等の避難誘導を行う。

## (2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民等に対し、避難誘導や立入禁止等必要な措置を講じる。

**5. 自主防災組織等の活動 【自主防災組織】**

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、市民等が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には安全な範囲内で次の活動を行う。

## (1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

## (2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報する。

**6. 市民等の活動 【市民等】**

市民等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を行う。

## (1) 火気の遮断

ガス栓の閉止並びに石油ストーブ及び電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

## (2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道及び風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報する。

## (3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するよう努める。

**7. 市の措置**

市は、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるよう、万全を期すよう努める。

**第2 林野火災応急対策 【農政班、消防班】****1. 目的**

林野火災発生時においては、市は関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図るなど、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。

**<対策の概要>**

初動期	◆初期消火、延焼拡大防止活動	◆空中消火の要請
応急期	◆二次災害の防災活動	
復旧期	◆二次災害の防災活動	

## 2. 林野火災の警戒

市は、火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行い、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

### (1) 火災警報の発令等

市は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、市民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

### (2) 火災警報の周知徹底

火災警報の市民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

## 3. 林野火災の防ぎよ

市及び関係機関は、火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、一致協力して林野火災の鎮圧に当たる。

### (1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して県（消防課）、森林管理署、岩沼警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、広報車等により行う。

### (2) 消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防吏員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。通常出動とは、消防吏員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防吏員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

### (3) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には搔起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火を行う。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎよ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。なお、飛火、残火処理に留意する。

### (4) 空中消火の要請

市は、次の場合、ヘリコプターによる空中消火の実施を要請する。なお、宮城県防災ヘリコプターについては、「宮城県広域航空消防応援協定書」に基づき要請を行う。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して地上の防ぎよ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む）が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

#### 4. 市の措置

市は、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるよう、万全を期すよう努める。

#### 5. 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生等の危険性が高いため、市及び関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じる。

### 第3 危険物等災害応急対策 【本部班、広報班、消防班、上下水道部、 危険物施設等管理事業者、原子力事業者等】

#### 1. 目的

大規模災害の発生により、危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合は、消防機関は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次被害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じる。

また、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るため、市、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆施設の点検確認	◆応急措置	◆市民等への広報
応急期	◆施設の修繕等	◆市民等への広報	
復旧期	◆施設の修繕等	◆市民等への広報	

#### 2. 市民等への広報 【本部班、広報班】

県、市及び危険物施設等の管理者は、風水害等災害の被災による事故の情報の速やかな公表と環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を広報車等により市民等へ広報する。

また、危険物処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、市民等から数多く寄せられる問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

#### 3. 危険物施設 【消防本部、宮城海上保安部、危険物管理事業者】

##### (1) 陸上における消防機関の応急対策

ア 危険物施設等の管理者は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、直ちに火気使用を禁止し、取扱いを中止するなどの災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、消防本部に通報し、必要な指示を受ける。

イ 消防本部は、災害が発生するおそれがある場合は、事前措置の周知徹底、立入検査又は巡回調査等を実施し、万全な応急措置を行う。

ウ 消防本部は、災害時において危険物施設等の管理者等に対し、応急保安措置の実施及び対策、所要人員の配置等に関し、必要な指示を行い、又は報告を行わせる。

エ 危険物施設等の管理者等は、災害時における応急保安措置に必要な消防用機械器具及び防災資材等の確保並びにその機能の点検確認を行う。

## (2) 海上における応急対策

宮城海上保安部は、危険物の保安について、次に掲げる措置を講じる。

ア 危険物積載船舶について、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶について、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設について、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

## 4. 高圧ガス施設 【消防本部、高圧ガス施設管理事業者】

(1) 高圧ガス施設の管理者及び使用者は、災害が発生した場合は、速やかに施設等の点検を行い、施設に危険な状態が予想される場合、又は高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合は、速やかに使用を中止し、設備内のガス充填容器を安全な場所に移し、又は放出するなどの保安措置を実施するとともに、監視員を配置するなど、警戒体制に万全を期す。

(2) 消防本部は、災害時において高圧ガスによる災害の拡大が予想され又は事前措置を図る必要があると認められる場合は、高圧ガスの所有者等及び地域内の関係機関に対し、速やかに応急保安措置を講じるよう要請するとともに、必要に応じ知事に連絡し、処分等を依頼する。

## 5. 火薬類製造施設等 【消防本部、火薬類製造施設等管理事業者】

(1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

ア 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。

イ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。

ウ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

(2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

## 6. 毒物劇物貯蔵施設 【消防本部、毒物劇物貯蔵施設管理事業者】

(1) 毒物劇物貯蔵施設の管理者は、災害が発生した場合は速やかに施設等の点検を行い、毒物劇物が漏えい又は漏えいするおそれのある場合は、速やかに消防本部に連絡し、応急保安措置を実施する。

(2) 消防本部は、火災の消火及び毒物劇物の処理等の際には、必ず防毒マスク等を装着する。防毒マスクや中和剤が不足した場合、必要に応じ知事に物資提供を要請する。

## 7. 核燃料物質等の輸送中の事故に係る措置 【消防本部、岩沼警察署、原子力事業者等】

次の機関は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和32年法律第

166号)、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づいて、次の措置をとる。

(1) 市の措置

市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

(2) 運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の措置

運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

(3) 消防の措置

事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防吏員・消防団員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(4) 警察の措置

事故の通報を受けた岩沼警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(5) 医療機関における放射線障害に対する医療体制

ア 放射線被ばく及び放射性物質による汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。

イ 放射線被ばく及び放射性物質による汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が必要となるため、当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。

## 8. 環境モニタリング 【消防本部、上下水道部】

市は、県と協力し有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

(1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

(2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

## 第4 海上災害応急対策 【消防班、宮城海上保安部等】

### 1. 目的

海上災害が発生した場合、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策について定める。

**<対策の概要>**

初動期	◆被災地周辺の情報収集 ◆防除作業
応急期	◆防除作業
復旧期	—

**2. 事故発生時における応急対策 【宮城海上保安部等】**

(1) 宮城海上保安部の措置

ア 情報の収集及び情報連絡

夜間、休日の場合等においても対応できる情報収集・連絡体制の整備を図る。

a 海上及び沿岸部における被害状況

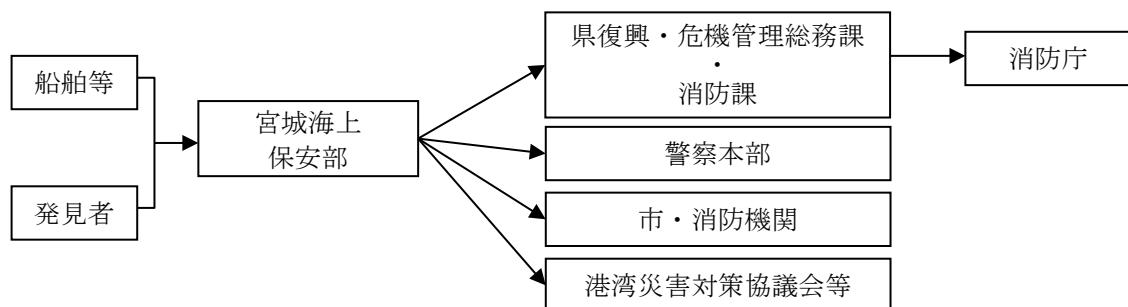
- ① 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ② 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ③ 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ④ 水路、航路標識の異常の有無
- ⑤ 港湾等における被害状況

b 陸上における被害状況

c 関係機関等の対応状況

d その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

**【情報の収集・連絡体制】**



(2) 市の措置

ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

イ 油流出等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡回警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

(3) 消防機関の措置

ア 消防機関が所有する資機材を活用し、宮城海上保安部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

イ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

## (4) 警察の措置

- ア 海上災害等の発生の通知を受けた場合は、市長に速やかに通報する。
- イ 死傷者等が発生した場合は、関係機関等と連携して、救出・救助活動及び行方不明者等の捜索を実施する。
- ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立ち入り制限、付近の交通規制等を実施する。

## (5) 関係団体の措置

- ア 宮城県沿岸排出油等防除協議会に総合調整本部が設置された場合は、協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除作業の実施に積極的に協力する。
- イ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。

**第5 航空災害応急対策 【消防班】****1. 目的**

市は、航空機事故等による災害から乗客及び市民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図る。

なお、具体的な応急対応については、航空法等に基づく仙台空港緊急計画に定めるところにより実施する。

**<対策の概要>**

初動期	◆消火救難活動	◆応援・派遣要請
応急期	—	
復旧期	—	

**2. 事故発生時における応急対策**

## (1) 市の措置

- ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- イ 事故発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。
- ウ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織するとともに、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- エ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- オ 災害の規模が大きく、市のみで対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。
- カ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(2) 警察の措置

- ア 航空機災害等の発生の通報を受けた場合は、市長に速やかに通報する。
- イ 死傷者等が発生した場合は、市等と連携して救出・救助活動及び行方不明者の捜索を実施する。
- ウ 発生地及びその周辺地域において、避難広報、誘導を実施するほか、警戒区域への立ち入り制限、付近の交通規制等を実施する。

## 第6 鉄道災害応急対策 【東日本旅客鉄道株式会社仙台支社】

### 1. 目的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、鉄道事業者及び防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施する。

#### ＜対策の概要＞

初動期	◆二次的災害避難の誘導案内
応急期	—
復旧期	—

### 2. 事故発生時における応急対策

#### (1) 東日本旅客鉄道(株)仙台支社の措置

- ア 災害発生時又は発生が予想されるときは、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。
- イ 防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。
  - a JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、及びFAXを整備する。
  - b 列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。
  - c 風速計、雨量計及び水位計を整備する。
- ウ 気象異常時対応
  - a 施設指令は、気象台、関係機関からの気象情報（降雨、強風、降雪等）の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係課所に伝達する。
  - b 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係課所長に指令する。（運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。）
- エ 旅客及び公衆等の避難
  - a 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。
  - b 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、指定避難所への避難の指示等があった時及び自駅の指定緊急避難場

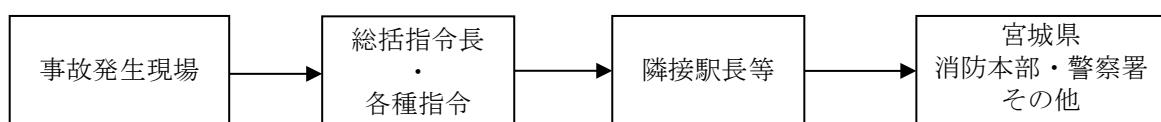
所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

#### オ 消防及び救助に関する措置

- a 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。
- b 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救出、救護に努める。
- c 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関に対する応援要請を行う。

#### (2) 連絡通報体制

災害時の連絡通報体制は、下図のとおりである。



## 第7 道路災害応急対策 【道路施設管理者等】

### 1. 目的

道路災害による負傷者等及び道路機能の支障の発生に対しては、市は、他の道路管理者及び防災関係機関と密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずる。

#### <対策の概要>

初動期	◆被害状況の把握 ◆障害物の除去、応急復旧
応急期	◆障害物の除去、応急復旧 ◆二次災害防止
復旧期	◆応急復旧 ◆二次災害防止

### 2. 事故発生時における応急対策

#### (1) 県、市及び東北地方整備局の対応

##### ア 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずる。また、被害情報の収集に努める。

##### イ 負傷者の救助・救出

道路管理者は、道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

##### ウ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

エ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地の点検調査等により、道路施設等の被害が拡大されることが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用的制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

## 第4章 災害復旧・復興対策

### 第1節 災害復旧・復興計画

#### 第1 目的

大規模災害発生時は、一瞬にして多数の死傷者、家屋の倒壊・消失等をもたらし、多くの市民等を混乱と劣悪な生活環境、経済的貧窮の中に陥れる。この計画は、こうした災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い岩沼市を構築していくことを目的とする。

#### 第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等 【関係各課】

##### 1. 基本方向の決定

市は、被災地の再建を行うため、被災地域の被害状況や地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、原状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

##### 2. 市民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、市が主体となり、市民等の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

##### 3. 女性及び要配慮者の参画促進

市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

##### 4. 職員派遣等の要請

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

#### 第3 災害復旧計画 【関係各課】

##### 1. 基本方針

市は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、災害復旧・復興の基本方針に基づき、災害に強いまちづくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

## 2. 事業計画の策定

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、所管する公共施設に関する災害復旧計画を速やかに策定する。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連絡調整を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。その計画は、おおむね次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号））
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法（昭和26年法律第193号））
- (8) その他災害復旧事業計画

## 3. 事業の実施

- (1) 市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携し、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の受援及び派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の受援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業及び災害廃棄物の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 市は、県が行う土砂災害防止対策に協力する。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示する。
- (5) 市は、警察が行う暴力団等の動向把握に協力し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 4. 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助を受けるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (6) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (7) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (8) その他

## 第4 災害復興計画 【関係各課】

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強いまちづくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

そのため、市は、被災後この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

### 1. 復興計画の基本方針

市は、災害からの復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

### 2. 復興計画の策定

- (1) 市は、復興方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。県において復興計画の策定がされている場合にあっては、連携をとりつつ整合を図りながら策定する。  
また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

#### (2) 被災前の地域課題等の考慮

市は、復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう、関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。

#### (3) 地域全体での合意形成

市は、市民等に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。

### 3. 復興事業の実施

市は、復興事業を可能な限り迅速かつ円滑に早期に実施するため、物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、必要な職員の配備、受援及び派遣等について措置する。

## 第5 災害復興基金の設立等 【財政課、会計課】

県及び市は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的・弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的・弾力的推進の手法について検討する。

## 第2節 生活再建支援

### 第1 目的

県、市及び関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

### 第2 罹災証明書の交付 【市民・税務課】

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を確立し、災害時に速やかに被災者に罹災証明書等を交付する。

また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用する等、適切な手法により実施するとともに、住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。

### 第3 被災者台帳 【社会福祉課】

市は、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施のため、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、活用する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

### 第4 被災者生活再建支援制度 【社会福祉課】

この制度は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の規定に基づき、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は積極的に活用する。

支給事務は、県から委託された（公財）都道府県センターが行うが、市は、県及び（公財）都道府県センターと連携を図りながら、申請書の審査・取りまとめ等支給に関する事務を適切、かつ速やかに実施する。

#### 1. 適用災害

市に關係する自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害である。なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示される。

- (1) 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市域における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市域における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県域における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市区町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）。

## 2. 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

## 3. 支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

被害程度	支給額			計
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
解体 (半壊・敷地被害)		補修	100万円	200万円
長期避難		賃貸(公営住宅以外)	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸(公営住宅以外)	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸(公営住宅以外)	20万円	20万円

#### 4. 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定ではなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

#### 5. 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(公財)都道府県センターへ送付する。送付を受けた(公財)都道府県センターは、申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

##### (1) 申請期間

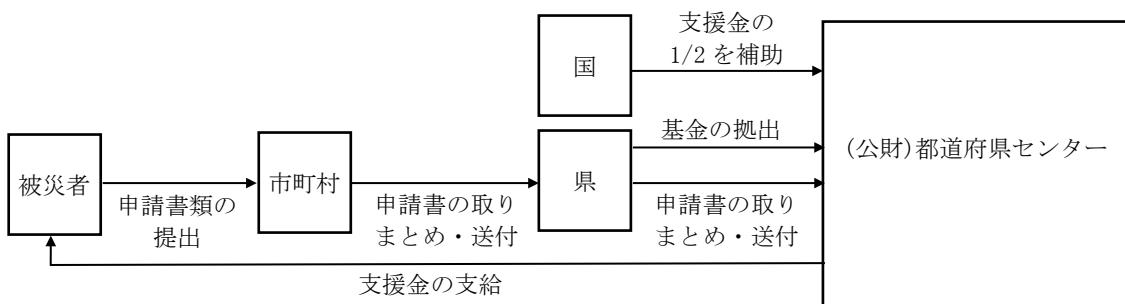
基礎支援金については、災害発生日から起算して13ヶ月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37ヶ月以内とする。

##### (2) 申請時の添付書類

- ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
- イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等

##### (3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る国（内閣府）、県、市、(公財)都道府県センターの事務等の概要は次に示すとおり。



#### 6. 受付体制の整備

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

また、マニュアルの作成、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備に努める。

#### 7. 独自支援措置の検討

市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。

### 第5 資金の貸付け 【社会福祉課、岩沼市社会福祉協議会】

#### 1. 災害援護資金

市は、救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の災害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。市は、貸付制度について広

く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

## 2. 母子父子寡婦福祉資金

市は、県と緊密な連携のもとで、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度について活用を広く周知し、県に対して貸付けを依頼する。

## 3. 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が行う被災者に対する生活福祉資金の貸付業務を迅速に行う。貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定が適用されない小規模な灾害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む。）や火災等自然災害以外の災害により住宅や家財道具に被害があったとき、主たる生計の手段である田畠、工場、作業所、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 貸付条件に該当する低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯であること。
- (2) 資金の貸付けに併せて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

### 【生活福祉資金の福祉費の貸付限度】

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより 臨時に必要となる経費	150万円以内	6か月以内	7年以内

## 4. 一般住宅復興資金の確保

市は、(独)住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

また、必要に応じ県と協調して融資に対する利子補給等の処置を検討する。

## 第6 生活保護 【社会福祉課】

市は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法の規定に基づく基準の範囲内で被服費、家具什器費、教育費、住宅維持費等を支給する。

## 第7 その他救済制度 【社会福祉課、岩沼市社会福祉協議会】

市は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る。)

## 第8 税負担等の軽減 【関係各課】

市は、必要に応じ、岩沼市市税条例（昭和30年条例第19号）等の定めるところにより、市税や公共料金等の納付期限の延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

### 1. 対象となる主な市税等一覧

- (1) 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）
- (2) 国民健康保険税
- (3) 介護保険料
- (4) 保育料
- (5) 水道料金
- (6) 下水道使用料、受益者負担金
- (7) 市営住宅家賃

## 第9 雇用対策 【産業振興課】

市は、被災者の雇用の維持及び被災求職者の雇用を促進するため、次の措置について、公共職業安定所長に要望するとともに、市内中小企業に被災者の優先雇用を要請する。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給の要請
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置の要請

## 第10 相談窓口の設置 【危機管理課、まちづくり政策課】

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

## 第3節 住宅復旧支援

---

### 第1 目的

市は、県及び関係機関と連携し、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

### 第2 一般住宅復興資金の確保 【都市計画課】

市は、県と連携し、(独)住宅金融支援機構及び地元の金融機関等に協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

### 第3 住宅の建設等 【都市計画課】

市は、県と連携し、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

#### 1. 災害公営住宅の建設等

##### (1) 災害公営住宅の確保

市は、県と連携し、自己の資金では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るために、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法の規定に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買取り又は被災者へ転貸するために借り上げる。

##### (2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

市は、災害公営住宅の建設等を行う際に、県に対し、適切に指導・助言を要請するとともに、市において対応が困難な場合には、県が建設を代行する等必要な支援を要請する。

##### (3) 安全な地域への移転の推奨

市は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

##### (4) 居住生活維持の支援

市は、復興過程の被災者については、応急仮設住宅等の提供により、その間の居住生活の維持を支援する。

##### (5) 計画的な恒久住宅への移行

市は、県と連携し、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、応急仮設住宅等の提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

#### 2. 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対して、既存公営住宅等の空き家を活用し、公募によらず入居できる措置等を講じる。

## 第4 防災集団移転促進事業の活用 【都市計画課】

市は、被災地域又は災害危険区域のうち、市民等の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

### 1. 事業主体

市（例外として、市の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

### 2. 移転促進区域

#### (1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）に係るもの

#### (2) 災害危険区域

岩沼市災害危険区域に関する条例（平成24年条例第29号）で指定された区域

### 3. 補助制度等

#### (1) 国の補助

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、一部補助を受ける経費

ア 住宅団地の用地取得造成

イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）

ウ 住宅団地の公共施設の整備

エ 移転促進区域内の宅地等の買い取り

オ 住宅団地内の共同作業所等

カ 移転者の住居の移転に対する補助

キ 事業計画等の策定

#### (2) 地方債の特別措置

地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

## 第4節 産業復興の支援

---

### 第1 目的

市は、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧・復興と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう、必要な措置を講じるとともに、復興に関する国への予算確保に努める。

### 第2 中小企業金融対策 【産業振興課】

市は、岩沼市中小企業振興資金の利用について周知を図るとともに、県、信用保証協会、金融機関等と連携し緊急災害融資制度の創設を要望し、災害復興資金の円滑な融通が図れるよう努める。

### 第3 農林業金融対策 【産業振興課】

市は、県や関係融資機関と連携し、農林業者の災害復興資金の確保及び必要に応じた既借入資金の条件緩和の措置等の支援措置を要望する。

## 第5節 社会基盤の復旧・復興対策

### 第1 目的

市は、市民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、必要に応じて社会基盤復興計画を策定する。

被災地の復興計画の策定に際しては、地域コミュニティが復興に大きな役割を果たすことには鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 第2 防災・減災まちづくり 【関係各課等】

1. 市は、再度災害防止とより快適な住環境を目指し、市民等の安全と環境保全等にも配慮した防災・減災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは、現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民等の理解を求めるよう努め、併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
2. 市は、復旧・復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民等の早急な生活再建の観点から、防災・減災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民等の合意を得るように努め、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
3. 市は、防災・減災まちづくりに当たっては、必要に応じ、骨格的な社会基盤施設、防災安全街区の整備、ライフラインの強化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、防災機能の強化のみならず、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであることを十分市民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
4. 市は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を市民等に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
5. 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者側での種々の選択肢等の施策情報等を市民等に対し提供する。
6. 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化、及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

### 第3 想定される計画内容例

#### 1. 主要交通施設の整備

道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

#### 2. 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現

#### 3. ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

#### 4. 防災基盤の整備

河川、ため池等の早期復旧と耐震性の強化、避難場所及び避難施設の整備と河川公園等防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

## 第6節 義援金の受入れ・配分

### 第1 目的

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、市は、その受入れ体制を明確にするとともに、関係機関と連携して、迅速かつ適切に被災者に配分する。

### 第2 受入れ 【会計課、社会福祉課】

#### 1. 窓口の決定

市は、県、日本赤十字社宮城県支部岩沼市地区及び市社会福祉協議会等と協議を行い、義援金の受入れ窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知する。

#### 2. 受入れ及び管理

市、日本赤十字社宮城県支部岩沼市地区等は、送られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

### 第3 配分 【社会福祉課】

#### 1. 配分委員会

市は、日本赤十字社宮城県支部岩沼市地区等と協議し、義援金の受入れ団体等の代表者からなる「岩沼市義援金配分委員会」を設置、義援金の配分について協議、決定する。

#### 2. 配分

- (1) 「岩沼市義援金配分委員会」は、義援金総額及び被災状況等を考慮して配分基準を定め、適切かつ迅速な配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市が行う。
- (2) 寄託者が配分先や使途を指定した義援金については、その指定に基づき配分する。
- (3) 義援金の使途については、関係機関と十分協議し、市民等の合意が得られるよう努める。

## 第7節 激甚災害の指定

### 第1 目的

市域において、災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、市は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

### 第2 激甚災害の調査 【関係各課】

市は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

### 第3 激甚災害指定の手続き 【危機管理課】

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、市は、県に対し査定事業費等を報告し、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

### 第4 特別財政援助の交付（申請）手続き 【財政課】

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出する。県は、これを受け、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

### 第5 激甚災害指定基準 【関係各課】

#### 1. 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）  
※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
  - ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の特例（激甚法第8条）
  - エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
  - オ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成  
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
- ウ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
- エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

## 2. 激甚災害指定基準(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により、下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (5) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

## 第8節 災害対応の検証

### 第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していくかに継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策の取組が市民等の生命や生活を守るために十分に機能したかを振り返ることは、今後の災害発生時における被害の軽減に有意に資すると考えられる。

そのため、市は、過去の大災害等について災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

### 第2 検証の実施 【危機管理課】

市は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、防災関係機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

### 第3 検証の対象 【関係各課】

市が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び市民等の視点に立ち、おおむね次の主体を対象とする。

- (1) 市職員等
- (2) 防災関係機関
- (3) 市民
- (4) 自主防災組織、町内会・自治会等
- (5) 学校
- (6) 支援自治体
- (7) ボランティア団体
- (8) その他

### 第4 検証手法 【危機管理課、まちづくり政策課】

市は、検証対象の主体に対するアンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。

また、災害対応や復旧活動に関する文書・証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

### 第5 検証結果の防災対策への反映 【危機管理課】

市は、検証結果について報告書や記録集等としてとりまとめるほか、本地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、様々に生じうる事態に柔軟に

対応できるような体制や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により、国・県への働きかけを行う等、自然災害の最大規模の外力に対して、災害時の被害を最小化するための備えを準備しておくよう努める。

## 第6 災害教訓の伝承 【まちづくり政策課、都市計画課、危機管理課】

市は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書・証言、映像、画像、被災の状況、市民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓について、防災教育に活用する等、市民等の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。

## 第5章 水防計画

### 第1節 総則

---

#### 第1 目的

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号。）第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、岩沼市の地域に係る河川、海岸の洪水、内水（水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防ぎよし及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

市では、水害に遅滞なく対応するため、この風水害等災害対策編 第5章に水防計画を記載し、地域防災計画と相まって水防活動の万全を図るものとする。

#### 第2 水防の責任等

##### 1. 市の責任（水防法第3条、4条）

市は、指定水防管理団体として、この計画に基づき、市の区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

##### 2. 市民の水防義務

- (1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請がある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するよう努めなければならない。（水防法第24条）
- (2) 市民は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力する。（水防法第27条）

#### 第3 計画の作成

市は、水防法第33条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。

また、変更しようとするときは、あらかじめ岩沼市防災会議に諮るとともに、遅滞なく知事に届出をし、公表する。

## 第2節 災害予防対策

### 第1 水防組織

#### 1. 市の水防組織

市は、水防に關係のある警報等が発表され、広範囲にわたる水災の発生が予想されるとき又は水災が発生したときから、水災の危険が解消し又は水災に対する応急対策がおむね完了したと水防本部長が認めるときまで、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第4 災害対策本部等」の定めに準じて水防本部を設置し、水防に関する事務を処理する。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で事務を処理する。

##### (1) 水防組織

水防組織については、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第4 災害対策本部等」に示す「災害対策本部の組織表」の定めに準ずる。

##### (2) 事務分掌

事務分掌については、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第7 職員の初動体制・事務分掌」の定めに準ずる。

### 2. 消防機関の組織

消防本部及び水防団の水防体制については、消防本部の定める体制に基づく。

### 3. 水防団の活性化及び水防協力団体の指定

市は、水防団への加入促進と活性化を推進するとともに、必要に応じて水防活動の担い手を確保し、その育成・強化を図るため、NPO、民間企業等、自治会等多様な主体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

### 第2 重要水防箇所

重要水防箇所は、市内の河川、海岸等で堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内における重要水防箇所は、次のとおりである。

水防管理者等は、これらの重要水防箇所の巡回及び警戒を行う際、必要に応じて、河川、海岸等の管理者又は水防団員等に立会又は共同で行うことを求めらるるものとする。

また、市長は、市民等の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するよう努める。

## 1. 国管理河川

### 【国管理河川 重要水防箇所（令和5年度評定）】

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別	重要度				対策水防工法名	水防警報対象観測所		
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
阿武隈川下流	0.0+	30 0.0+	寺島左岸	基礎地盤漏水				釜段工 月の輪工	岩沼		
	0.4+	182 1.4+	寺島左岸	基礎地盤漏水				釜段工 月の輪工	岩沼		
	1.4+	165 2.8+	寺島左岸	基礎地盤漏水				釜段工 月の輪工	岩沼		
	2.6+	6 2.6+	押分左岸	堤体漏水				シート張工	岩沼		
	4.0+	100 4.8+	押分左岸	基礎地盤漏水				釜段工 月の輪工	岩沼		
	4.8+	153 5.0+	押分左岸	基礎地盤漏水				釜段工 月の輪工	岩沼		
	5.2+	30 5.2+	押分左岸	基礎地盤漏水				釜段工 月の輪工	岩沼		
	5.6+	36 5.6+	押分左岸	基礎地盤漏水				釜段工 月の輪工	岩沼		
	5.6+	50 5.6+	押分左岸	堤体漏水		50 50		シート張工	岩沼		
	8.2 9.4+	109	中泉左岸	堤体漏水		1,476 1,476		シート張工	江尻		
	9.6+	121 10.0	中泉左岸	堤体漏水		106 106		シート張工	江尻		
	10.6+	98	中泉左岸	工作物			1	監視	江尻		
	11.2+	160 11.6	南長谷左岸	堤体漏水		225 225		シート張工	江尻		

※堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

※重要度A：水防上最も重要な区間、重要度B：水防上重要な区間

資料：宮城県水防計画

### 【重要水防要注意区間（令和5年度評定）】

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別	工事施工(箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸閘 (箇所)	堤体漏水 基礎地盤漏水 (m)	対策水防工法名	水防警報対象観測所
阿武隈川下流	1.0+	90 寺島左岸	破堤箇所		— —			シート張工	岩沼
	1.6	寺島左岸	破堤箇所		— —			シート張工	岩沼
	4.8+	153 5.0+	押分左岸	基礎地盤漏水			92 92	釜段工 月の輪工	岩沼
	5.6+	120 5.8	押分左岸	旧川跡		80 80		シート張工	江尻

※堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

※要注意区間：、新しく施工された堤防や破堤跡、旧川跡等注意を要する箇所

資料：宮城県水防計画

## 2. 宮城県管理河川

【県管理河川 重要水防箇所（令和5年度評定）】

水系名	河川名	左右岸の別	現況	位置	L	重要度				予想される危険	対策水防工法名		
						堤防(m)		工作物(箇所)					
						A	B	A	B				
阿武隈川	五間堀川	左・右	有堤	岩沼市矢野目	堤防高	600				越水	積み土のう		
		左・右	有堤	岩沼市押分 名取市堀内	堤防高	1,200				越水	積み土のう		
		左・右	有堤	岩沼市桑原	堤防高		1,100			越水	積み土のう		

資料：宮城県水防計画

## 第3 水防訓練

市は、毎年出水期前に、消防本部、水防団及び水防協力団体を対象とする水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

## 第3節 災害応急対策

### 第1 雨量・水位の監視及び通報

#### 1. 雨量の監視及び通報

##### (1) 雨量観測所

市が関係する雨量観測所は、国土交通省管理の雨量観測所が2箇所あり、観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、雨量の状況が確認できる体制となっている。

**【雨量観測所】**

観測所名	位置	河川名	管理者	種別
岩沼	岩沼市館下1丁目2-9	阿武隈川	仙台河川国道事務所	テレメーター
志賀	岩沼市志賀字大日	阿武隈川	仙台河川国道事務所	テレメーター

##### (2) 雨量の監視・通報

市は、気象状況の通知を受けたとき、又は大雨のおそれがある場合は、「宮城県河川流域情報システム（MIRAI）」や国土交通省「川の防災情報」により雨量の情報を収集し、監視を行うとともに、関係機関に通報する。

#### 2. 水位の監視及び通報

##### (1) 水位観測所

市が関係する水位観測所は、国土交通省管理の水位観測所が1箇所、県管理の水位観測所が3箇所あり、観測システムにより、一定時間ごとに観測データが収集され、水位の状況が確認できる体制となっている。

**【水位観測所】**

観測所名	位置	河川名	管理者
岩沼（A）	岩沼市阿武隈	阿武隈川	仙台河川国道事務所
矢野目	岩沼市下野郷地内	五間堀川	仙台土木事務所
下野郷	岩沼市下野郷字赤江川1-3	五間堀川	仙台土木事務所
河原橋	岩沼市長岡地内	五間堀川	仙台土木事務所

##### (2) 水位の監視

市は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合等は、「宮城県河川流域情報システム（MIRAI）」や国土交通省「川の防災情報」により水位の情報を収集し、監視を行う。

水位計の設置されていない市内河川については、水防パトロールや気象庁が提供する洪水警報の危険度分布（気象庁HP、防災情報提供システム）等により、水位上昇のおそれを把握する。

### (3) 水位の通報

市は、仙台河川国道事務所、仙台土木事務所より水位等の通報を受けた場合は、各機関に通報し、市民等に周知する。

## 第2 予報及び警報

### 1. 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

#### 【水防活動用注意報及び警報】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用津波警報	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想されたとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用津波注意報	津波注意報又は津波警報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに、注意を喚起するため発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたとき

### 2. 洪水予報河川における洪水予報

#### (1) 発表する情報の種類、発表基準等

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難指示等の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

市長は、知事から洪水等に係る情報があった場合は、区域内の居住者に対し立退き避難等を指示する。

発表する情報の種類、発表基準等は、次のとおりである。

## 【洪水予報の種類等と発表基準】

種類	情報名	発表基準	警戒レベル 相当情報
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民等の避難誘導や救援活動等が必要となる。	警戒レベル 5 相当情報
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、又は急激な水位上昇により、間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示発令判断の参考とする。	警戒レベル 4 相当情報
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難発令判断の参考とする。	警戒レベル 3 相当情報
洪水注意報	気象庁による氾濫注意情報	気象庁による氾濫注意情報	警戒レベル 2 相当情報

(2) 国土交通省が行う洪水予報（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）  
国土交通大臣が指定した河川については、仙台河川国道事務所と仙台管区気象台が共同で洪水予報を発表する。

本市に係る洪水予報を行う河川名、区域及び洪水予報の対象となる基準水位観測所等は、次に示すとおりである。

#### ア 洪水予報を行う河川名、区域等

予報区域名	河川名	区域	発表官署
阿武隈川下流	阿武隈川下流	福島・宮城県境から海まで	仙台河川国道事務所長 仙台管区気象台
白石川	白石川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字楢木字寺入山 1番の2地先から阿武隈川合流点まで 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前 106番地先から阿武隈川合流点まで	
名取川	名取川	左岸 宮城県仙台市太白区山田字船渡前 3番 1地先から海まで 右岸 同県名取市高館熊野堂字五反田 48番 2地先(名取川頭首工)から海まで	

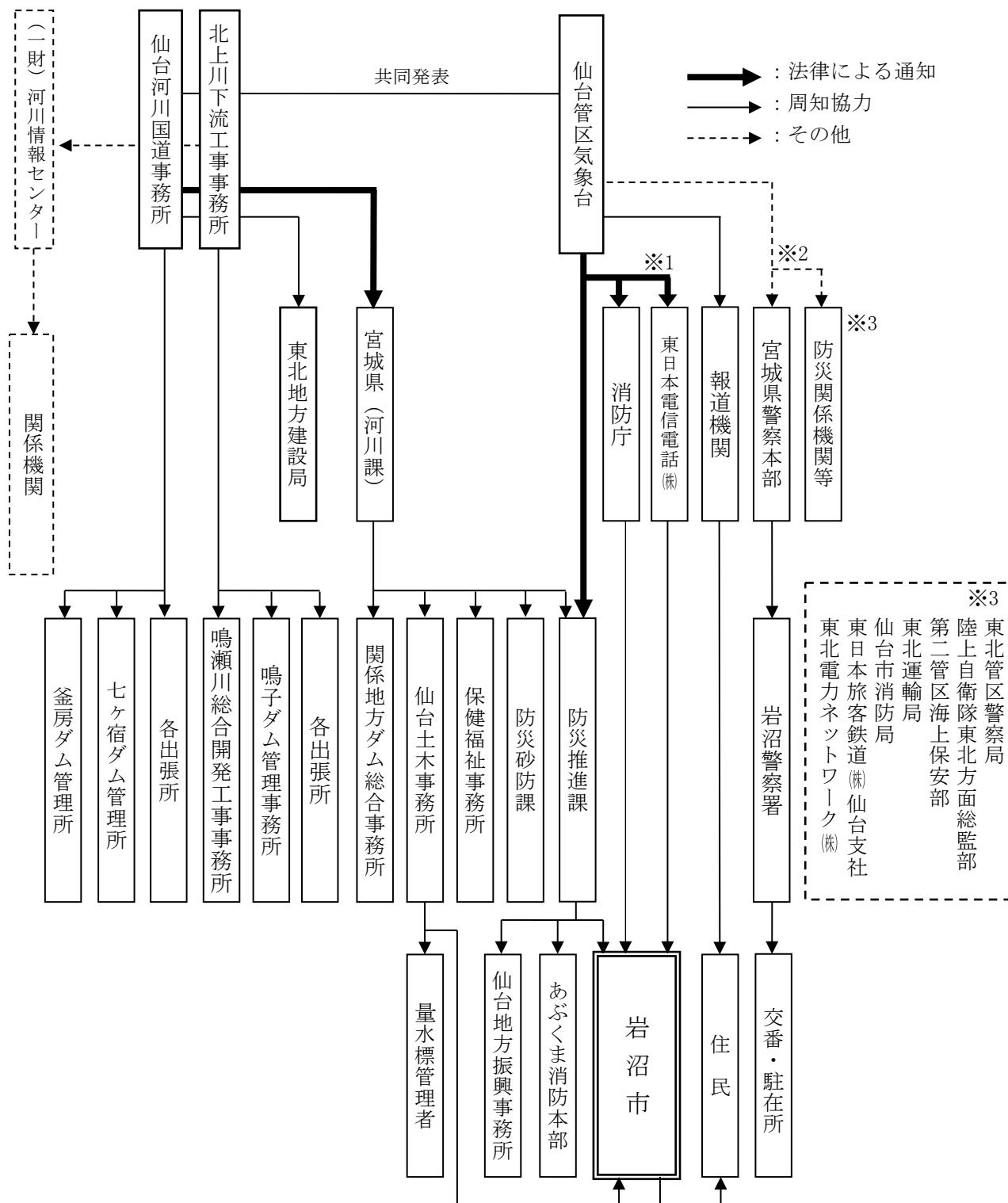
#### イ 洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	基準点	量水標設置場所	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(危険水位)(m)	量水標の受持区間
阿武隈川下流	丸森	丸森町 船場	19.50	22.00	22.30	左岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋 右岸 福島県・宮城県境から角田市枝野橋
	笠松	角田市 枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋 右岸 角田市枝野橋から亘理町阿武隈橋
	岩沼	岩沼市 阿武隈1丁目	5.00	7.90	8.20	左岸 岩沼市阿武隈橋から海 右岸 亘理町阿武隈橋から海
白石川	笠松	角田市 枝野	14.50	16.60	17.00	左岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点 右岸 阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点
名取川	名取橋	仙台市 太白区 中田1丁目	6.50	8.30	9.20	左岸 仙台市名取橋頭首工から海 右岸 仙台市名取橋頭首工から海

## ウ 指定河川洪水予報伝達系統図

指定河川洪水予報伝達系統図は、次のとおりである。

【指定河川洪水予報伝達系統図（阿武隈川下流、白石川、名取川）】



※1 東日本電信電話（株）への指定河川洪水予報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。（気象業務法第15条第1項、同施行令第8条第4項）

※2 宮城県警察本部へは、防災情報提供センターから周知。

### 3. 水位周知河川における水位到達情報

#### (1) 種類及び発表基準

知事は、指定した水位周知河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

#### 【発表の種類及び基準】

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

#### (2) 県が行う水位到達情報の通知（水防法第13条第2項）

##### ア 水位周知河川

本市に係る知事が水位到達情報の通知を行う指定河川は次のとおりである。

水系	河川名	区域	担当官署
名取川	川内沢川	名取市沖の橋から 左右岸 川内沢川放水路分派点まで	仙台土木事務所
名取川	川内沢川 放水路	川内沢川分派点から 左右岸 増田川合流点まで	仙台土木事務所

##### イ 水位到達の情報の通知の対象となる量水標

河川名	量水標名	水防団待機水位 ※1 (m)	氾濫注意水位 ※2 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 ※3 ※4 (m)	計画高水位
川内沢川	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—
川内沢川 放水路	館腰橋	1.50	1.60	1.90	2.10	—

※1 通報水位、※2 警戒水位、※3 洪水特別警戒水位 ※4 危険水位

## 4. 水防警報

### (1) 国土交通大臣が行う水防警報（水防法第16条第1項）

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川において、洪水、津波又は高潮により被害が発生するおそれがある場合、水防警報を発令する。

#### ア 河川における水防警報

本市に係る水防警報を行う河川名、区域及び水防警報の対象となる基準水位観測所等は、次に示すとおりである。

##### a 水防警報を行う河川名、区域等

水系	区域	発表官署
阿武隈川幹川	左岸 宮城県伊具郡丸森町館矢間山田字小原瀬西 45番3地先から海まで 右岸 同県同郡同町字敷文東2番地先から海まで	
阿武隈川支川 白石川	左岸 宮城県柴田郡柴田町大字楢木字寺入山1番の 2地先から阿武隈川合流地点まで 右岸 同県同郡同町大字下名生字須川前106番地先 から阿武隈川合流地点まで	仙台河川国道事務所長
名取川幹川	左岸 宮城県仙台市太白区山田（名取川頭首工）か ら海まで 右岸 同県名取市高館熊野堂（名取川頭首工）から 海まで	

##### b 水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	対象量 水標名	量水標 設置場所	水防団待機 水位(通報 水位)(m)	氾濫注意水 位(警戒水 位)(m)	計画高水位 (m)	河川名
阿武隈川 幹川	丸森	丸森町	船場	18.00	19.50	23.697
	笠松	角田市	枝野	13.00	14.50	17.986
	江尻	角田市	江尻	9.50	10.80	14.215
	岩沼	岩沼市	阿武隈 1丁目	4.00	5.00	8.246
	荒浜	亘理町	荒浜	1.30	1.80	3.939
阿武隈川支川 白石川	江尻	角田市	江尻	9.50	10.80	14.215
名取川 幹川	名取橋	仙台市 太白区	中田	5.50	6.50	10.190
	閑上 第二	名取市	閑上字町	1.50	2.00	3.187

## c 対象河川における水防警報の段階と範囲

対象河川における水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

- |      |  |
|------|--|
| 第1段階 | 待機 水防団員の足止めを行うもの   |
| 第2段階 | 準備 水防資材器具の整備点検、堰堤、水こう門等の開閉準備、水防団幹部の出動等<br>水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの |
| 第3段階 | 出動 水防団員又は消防団員が出動する必要がある旨通報するもの                                   |
| 第4段階 | 解除 水防活動の終了を通報するもの  |

河川名	量水標名	第1段階 (待機)	第2段階 (準備)	第3段階 (出動)	第4段階 (解除)
阿武隈川 幹川	丸森	行わない	水防団待機水位 (指定水位) (18.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位 (警戒水位) (19.50m)を下がって、水防作業の必要がなくなったとき
	笠松	同上	同上(13.00m)	同上(14.50m)	同上(14.50m)
	江尻	同上	同上(9.50m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)
	岩沼	同上	同上(4.00m)	同上(5.00m)	同上(5.00m)
	荒浜	同上	同上(1.30m)	同上(1.80m)	同上(1.80m)
阿武隈川支川 白石川	江尻	同上	同上(9.50m)	同上(10.80m)	同上(10.80m)
名取川 幹川	名取橋	同上	同上(5.50m)	同上(6.50m)	同上(6.50m)
	閑上 第二	同上	同上(1.50m)	同上(2.00m)	同上(2.00m)

## イ 海岸に関する水防警報

本市に係る海岸とその区域及び対象波浪観測所等は、次のとおりである。

## a 水防警報を行う海岸、区域等

海岸名	区域		対象波浪 観測所名	波浪観測所 設置場所
仙台湾 南部海岸	蒲崎海岸	宮城県岩沼市早股字前川 187 番 2 地先から同市寺島字川向 45 番 4 地先まで	亘理沖	亘理町山元町境沖合

## b 対象海岸における水防警報の段階と範囲

対象海岸の水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

海岸名	区域	第1段階 (待機・準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	摘要
仙台湾 南部海岸	蒲崎海岸	仙台管区気象台から 管内に高潮注意報が 発表され、亘理沖波 浪観測所の有義波高 が3.5mを超え、かつ 今後さらに波高の 上昇が予想される場 合	仙台管区気象台から 管内に高潮警報が發 表され、亘理沖波浪 観測所の有義波高が 5.2mを超え、かつ 今後さらに波高の上 昇が予想される場合	仙亘理沖波浪観測所 の有義波高が3.5m を下回り、高潮注意 報が解除され、かつ 避難活動を必要とする 状況が解消したと 認められるとき	

注) 待機・準備：浸水がおおむね5時間以内に発生する危険があり、状況に応じて直ちに避難活動ができる  
ように警戒体制をとる必要がある旨を警告するもの。

出動：避難活動の必要がある旨を警告するもの。(活動内容：避難誘導等)

解除：浸水の発生及びおそれがなくなり、災害に対する避難活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。

## (2) 知事が行う水防警報（水防法第16条第1項）

知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行う。本市に係る  
知事が水防警報を行う河川名、区域及び水防警報の対象となる基準水位観測所等は、次に  
示すとおりである。

## ア 水防警報を行う河川名、区域等

河川名	区域	発表官署
川内沢川	名取市沖の橋から 左右岸 川内沢川放水路分派点まで	仙台土木事務所
川内沢川 放水路	川内沢川分派点から 左右岸 増田川合流点まで	仙台土木事務所

## イ 水防警報の対象となる基準水位観測所

河川名	量水標名	水防団待機 水位(m)	氾濫注意水位 (m)	計画高水位 (m)
川内沢川	館腰橋	1.50	1.60	—
川内沢川 放水路	館腰橋	1.50	1.60	—

#### ウ 対象河川における水防警報の段階と範囲

対象河川における水防警報の段階と範囲は、次のとおりである。

河川名	量水標名	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)
川内沢川	館腰橋	雨量を考慮し、水防団待機水位（通報水位）(1.50m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、氾濫注意水位（警戒水位）(1.60m)に達し、更に増水し危険が予想されるとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下がり、水防の必要がなくなったとき
川内沢川放水路	館腰橋	同上(1.50m)	同上(1.60m)	〃

※当該河川の特性上、水防団待機水位と氾濫注意水位が同じになるため、当該水位を超える場合には、水防警報（出動）のみとなる。

#### (3) 津波に関する水防警報

##### ア 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたときは、市長その他水防に関係のある機関に通知する。

※日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となる。

※各地域の実状や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定める。

※安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要な時間を差し引いた結果得られる時間とする。

次の①～③のように「活動可能時間」がとれる場合にのみ発表する。

- ① 日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」がとれる場合
- ② 日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③ 遠地津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」の確保が十分に確保できる場合

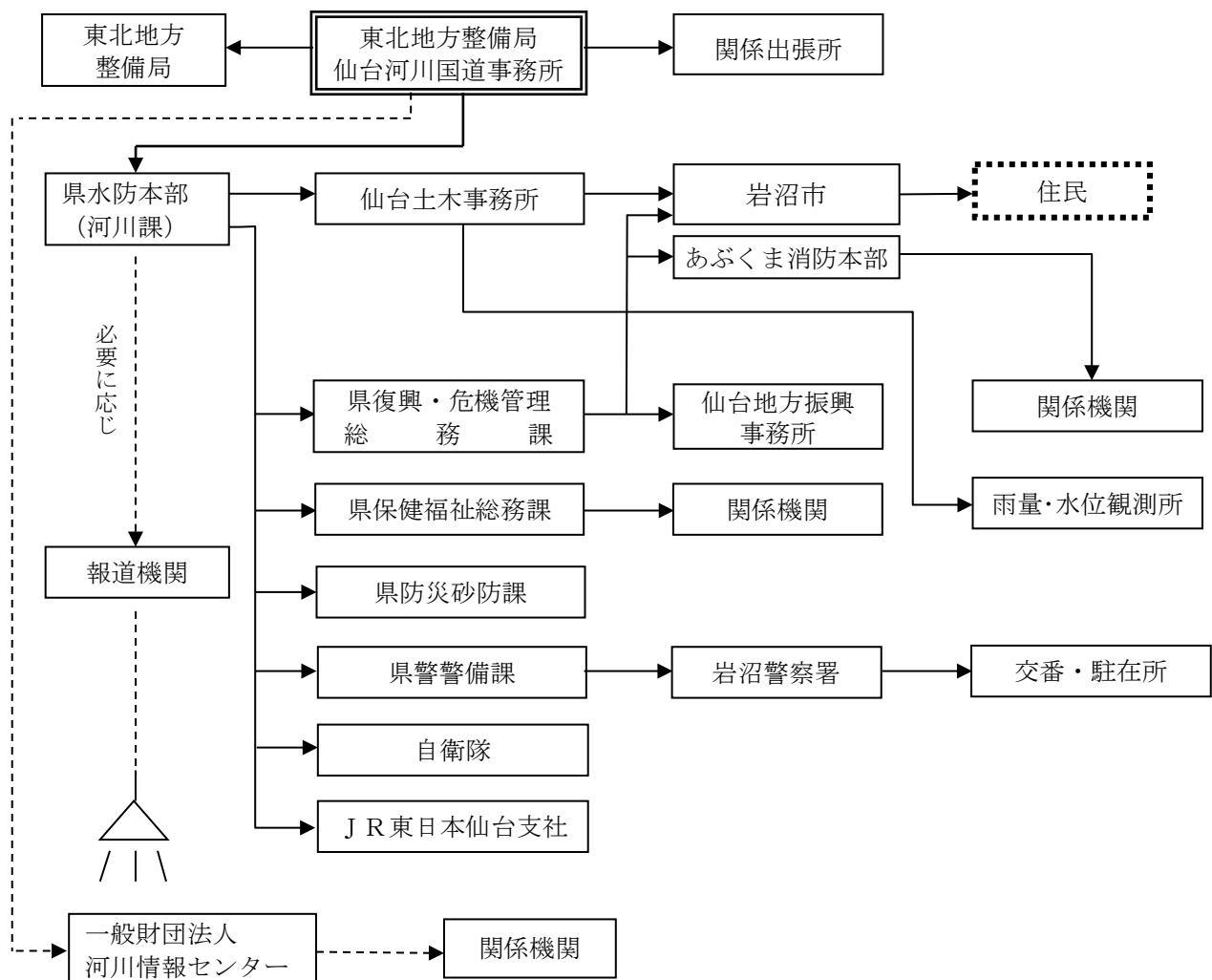
##### (海岸・河川)

種類	内容	発表基準
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1) 津波警報等が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

#### (4) 水防警報伝達系統図

水防警報伝達系統図は、次のとおりである。

## 【水防警報伝達系統図（阿武隈川幹川、白石川、名取川幹川）】



第3 通信連絡

## 1. 水防通信

水防に関して連絡を要するときは、加入電話、携帯電話（メールを含む。）、市防災行政無線、消防無線等を使用する。

## 2. 災害時優先電話の使用

災害等により電話がつながりにくい場合は、東日本電信電話(株)に登録指定されている災害時優先電話により発信する。

### 3. その他の通信手段の使用

水防時において、電話等通話不能又は緊急を要する場合は、県防災行政無線、警察通信施設、電気事業通信施設等を使用する。

## 第4 水防施設及び輸送

### 1. 水防倉庫及び水防資機材

市内の水防倉庫及び備蓄資機材は、本地域防災計画 資料編 4 -5 「水防倉庫の資機材一覧」のとおりである。

市長は、水防活動に際して使用する資機材に不足が生じ、緊急を要するときは、現地において資機材を調達するほか、調達に時間を要するときは、仙台土木事務所に対し資機材の供与を申請する。

### 2. 輸送の確保

- (1) 市長は、非常時における資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成し、仙台土木事務所長に提出するものとする。
- (2) 市長は、水防資器材等の輸送のため、車両を配備し、必要に応じ緊急輸送に当たる。

## 第5 水防活動

### 1. 市の非常配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理する。

#### (1) 水防本部（災害対策本部）の配備体制

風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第1節 防災活動体制」に示す配備体制に準ずる。

#### (2) 水防団の配備体制

消防分団長は、非常配備計画に基づき団員の動員を行い、水防管理者の配備解除の指令が発出されるまで体制を維持する。

### 2. 水防活動

市及び防災関係機関は、洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、水防活動を実施する。

また、市長は、水防警報等を受報したときは、防災関係機関と連携し、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）や高潮の予想される潮位等の警報段階に応じ、水防活動のため速やかに水防団を出動させ又は出動の準備をさせ、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。

### 3. 水防作業

河川管理者及び農業用用排水施設管理者等は、洪水、高潮等の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び岩沼警察署に通知するとともに、市民等に周知する。

### 4. 警戒区域の指定

水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、県、市の河川管理者等と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又は退去等を命じる。

### 5. 避難のための立退き

洪水、津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者等に対し、立退き又はその準備を指示する。なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示する。

また、市長が、立退き又はその準備を指示するときは、岩沼警察署長に報告するとともに、知事へその旨を連絡する。避難指示等の発令に関しては、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第14節 避難活動 「第3 避難情報の発令」に定めるところによる。

### 6. 決壊等の通報

堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、市長は、速やかに所轄土木事務所長及び氾濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報する。

この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、仙台河川国道事務所長及び所轄警察署長に通報する。

### 7. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分けられ、遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施する。

### 8. 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、安全確保と装備資機材については、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 「第6 災害対応従事者の安全確保」の定めに準ずる。

## 第6 協力及び応援

### 1. 水防管理団体相互の応援及び相互協定

市長は、水防のため緊急の必要があるときは、風水害等災害対策編 第3章 災害応急対策 「第7節 相互応援活動」に基づく応援協定等に準じ、実施するものとする。

なお、隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

### 2. 警察官の援助要求

市長は、水防のため必要があると認めるときは、岩沼警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

### 3. 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊に派遣要請をするときは、風水害等災害対策編 第3章 「第9節 自衛隊の災害派遣」に準じ、実施するものとする。

### 4. 市民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、市民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、市民等に水防活動への協力を求めるものとする。

## 第7 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動実施報告書により、水防活動実施後 10 日以内に仙台土木事務所長を経由して県水防本部長（知事）に報告するとともに、水防本部長（知事）は、当該水防管理者からの報告について、国（仙台河川国道事務所）に報告する。